

令和5年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (令和5年度当初予算等関係)

生活環境部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年2月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和5年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	4
		環境立県推進課	5
		脱炭素社会推進課	10
		衛生環境研究所	19
		原子力環境センター	22
	循環型社会推進課	23	
	緑豊かな自然課	29	
	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	43	
	くらしの安心推進課	45	
	消費生活センター	65	
	住まいまちづくり課	68	
	水環境保全課	90	
	西部総合事務所県民福祉局	102	
	西部総合事務所環境建築局	103	
	2 公共事業当初予算総括表	緑豊かな自然課ほか	104
	3 歳入歳出事項別明細書		107
	4 節の明細		115
	5 債務負担行為に関する調書	環境立県推進課ほか	120

(企業会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第17号	令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算		
	1 予算説明資料	水環境保全課	123
	2 予定キャッシュ・フロー計算書		125
	3 給与費明細書		126
	4 債務負担行為に関する調書		129
	5 予定貸借対照表(当年度分)		130
	6 予定損益計算書(前年度分)		131
	7 予定貸借対照表(前年度分)		132

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第44号	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	134
議案第45号	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	137
議案第46号	鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	139
議案第49号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	142
議案第56号	財産を無償で貸し付けること(米子駅前だんだん広場)について	緑豊かな自然課	151

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(9) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(令和5年1月18日専決)	脱炭素社会推進課	152
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	消費生活センター	154

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,111,793	2,099,985	11,808	22,091		121,177	1,968,525	
脱炭素社会推進課	735,492	875,890	△ 140,398	123,111	(201,000) 402,000	23,954	186,427	
衛生環境研究所	124,668	144,523	△ 19,855	928		11,904	111,836	
原子力環境センター	52,088	46,063	6,025	52,088				
循環型社会推進課	131,669	130,093	1,576	6,016		23,824	101,829	
緑豊かな自然課	2,152,336	1,639,046	513,290	517,910	(380,000) 529,000	28,801	1,076,625	
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	66,951	63,680	3,271	2,249		72	64,630	
くらしの安心推進課	427,743	3,756,824	△ 3,329,081	86,213		61,412	280,118	
消費生活センター	66,521	67,193	△ 672	14,304			52,217	
住まいまちづくり課	2,213,158	2,517,792	△ 304,634	674,704		574,443	964,011	
水環境保全課	763,598	757,896	5,702	487,448		5,812	270,338	
西部総合事務所県民福祉局	3,771	1,458	2,313				3,771	
西部総合事務所環境建築局	100,392	46,329	54,063	5,851	(24,500) 49,000	2,092	43,449	
合計	8,950,180	12,146,772	△ 3,196,592	1,992,913	(605,500) 980,000	853,491	5,123,776	県費負担 5,729,276

説明

(主な事業)

- ・鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業
- ・再エネ100宣言 RE Action推進事業
- ・衛生環境研究所調査研究費
- ・島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業
- ・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業
- ・国立公園満喫プロジェクト等推進事業
- ・地域で進める緑のまちづくり事業
- ・(公共事業)都市公園安全・安心対策事業
- ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費
- ・(新)鳥取県西部犬猫センター(仮称)整備事業
- ・(新)公衆浴場原油価格高騰対策事業
- ・消費生活センター事業費
- ・とっとり健康省エネ住宅普及促進事業
- ・とっとり住まいる支援事業
- ・住宅セーフティネット支援事業
- ・(新)斐伊川流域下水道整備総合計画策定事業

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

環境立県推進課（内線：7439）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	1,969,046	1,985,875	△16,829	17,790		(使用料) 22,219 (手数料) 44,532 (受託事業収入) 16,687 (雑入) 35,739 119,177	1,832,079	

事業内容の説明

生活環境部一般職員 254（定数外9含む）名分及び会計年度任用職員 63名分の人件費である。

（単位：千円）

区分			本年度		財源内訳			
款名	項名	目名	職員数		予算額	国庫支出金	その他	一般財源
			一般職員	会計年度任用職員				
02 総務費	02 企画費	01 企画総務費	4	3	35,380		(手数料) 708 (雑入) 30	34,642
03 民生費	01 社会福祉費	07 消費者支援対策費	5	2	40,980		(雑入) 24	40,956
04 衛生費	01 公衆衛生費	01 公衆衛生総務費	26	8	207,411	8,065	(受託事業収入) 16,687 (雑入) 83	182,576
	02 環境衛生費	01 環境衛生総務費	106	29	830,569	2,992	(手数料) 33,992 (雑入) 35,344	758,241
	03 保健所費	01 保健所費	49	8	366,191		(雑入) 91	366,100
07 商工費	02 工鉱業費	01 工鉱業総務費	3		21,009			21,009
08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	5		35,015			35,015
	05 都市計画費	01 都市計画総務費	3		21,009	2,219		18,790
		03 公園費		1		7,003		7,003
	06 住宅費	01 住宅管理費	52	13	404,479	4,514	(使用料) 22,219 (手数料) 9,832 (雑入) 167	367,747
計			254	63	1,969,046	17,790	119,177	1,832,079

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7409）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業	29,749	31,951	△2,202			(雑入) 2,000	27,749	
トータルコスト	53,140千円（前年度59,552千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	関係機関・者との各種調整、会議・イベント等準備・運営、補助金交付事務							
工程表の政策内容	良好な星空環境を保全・活用する取組の拡大							
[財源内訳「その他」の内訳] 雑入（（一財）自治総合センター助成金）2,000千円								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県星空保全条例の推進に向け、星空の普及啓発や星空保全地域の取組支援、光害防止等に必要事業を実施する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
普及啓発	○美しい星空が身近に見える環境を誇りに思い、保全への意識を新たにしていたため、講演や星空の魅力発信に取り組む団体による事例紹介等（「星取県フォーラム」）を実施する。 ○宇宙や星空環境への関心を高め、環境保全意識醸成のため、小学生を対象とした宇宙飛行士によるオンライン授業を実施する（※1）。 ○若者が連携して星空の普及啓発等を行う取組を支援する。 [補助率] 10/10 [補助上限] 100千円 ○星取県の推進に顕著な功績のあった個人・団体の表彰を行う。							3,149
星空保全地域の振興	○星空保全地域において市町村や団体等が実施する星空を活用した地域振興事業を支援する。 ・市町村 [補助率] 1/2 [補助上限] 2,000千円 ・団体等 [補助率] 10/10 [補助上限] 500千円							5,000
光害対策の推進	○星空保全地域内の屋外照明等の改修を支援する。 ・屋外照明器具 [補助率] 1/2 [補助上限] 130千円/基 ・建築物や看板を照射する照明器具 [補助率] 1/2 [補助上限] 200千円/式 ○市町村や自治会による光害対策型LED防犯灯の設置を支援する。 [補助率] 市町村負担の1/4							20,450
人材育成	○本県の美しい星空を地域の各種イベント等で案内できる人材育成を目的に「星空案内人資格(※2)」取得に向けた講座を実施する。							1,150
合 計							29,749	
※1 宇宙飛行士によるオンライン授業は、JAXA内で審査があり開催予定日の2ヶ月前を目処に決定される。								
※2 星空案内人資格：星空案内人資格認定講座運営機構が定める講座を受講し、認定基準を満たすと資格取得できる。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
星空保全地域の振興・拡大及び人材育成を通じて星空環境への関心層の拡大を図り、星取県を推進する。								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 星空保全地域（県内で特に優れた星空環境を有し、その環境を保全する必要がある地域）は、令和4年4月をもって7地域に拡大し、全県土面積の3分の1以上となった。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントの規模を縮小する等しているが、今後も感染状況を注視しながら普及啓発を推進していく。 ・ 令和3年度から県主催で星空案内人資格取得認定講座を開始し、これまでに17名が「星空案内人（準案内人）」として認定され、うち1名は更に「星空案内人（正案内人）」の資格を取得した。今後も人材育成に取り組み、美しい星空の普及啓発体制の強化に努める。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7876）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境保全行政費	2,886	2,886	0				2,886	
トータルコスト	17,700千円（前年度 17,869円） [正職員：1.9人]							
主な業務内容	審議会等の運営、鳥取県環境白書の発行、環境衛生担当職員の研修、環境先進県を目指す鳥取県の取組についての情報発信							
工程表の政策内容	とっとり環境イニシアティブの推進、環境影響評価の適切かつ円滑な運用と環境分野における国内外との交流							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

環境の保全及び快適な環境の創造を目指し、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理、鳥取県環境審議会等の運営及び鳥取県の環境に関する情報発信等を実施する。

2 主な事業内容

(1) 鳥取県環境審議会等の運営（2,886千円）

区 分	内 容
鳥取県環境審議会	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査・審議を行う。
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価図書等に対する知事の意見及び技術指針の策定・改定等に関する調査・審議を行う。
鳥取県公害審査会	公害紛争処理法の規定に基づき、公害調停等を実施する。
とっとり環境イニシアティブ県民会議	環境実践に係る取組の県民運動的な展開策について、県内各界と意見交換を行う。

(2) その他

- ・令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの進捗管理
- ・鳥取県環境白書の発行
- ・環境衛生担当職員の研修実施 等

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7206）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境汚染等総合対策事業	84,949	53,401	31,548	4,301			80,648	
トータルコスト	165,713千円（前年度 134,923千円）〔正職員：9.4人、会計年度任用職員：2.6人〕							
主な業務内容	各種環境調査（大気汚染、騒音等）、届出事務、立入検査 等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大気汚染や化学物質（ダイオキシン類等）による環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、事業場等への立入検査・指導等を実施し、清浄な環境の保全に努める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大気汚染防止対策事業	○県内測定局で微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染の状況を常時監視する。 ・測定機器更新（9,041千円） ・測定機器リース（5,109千円）（令和3～13年度債務負担行為設定済） ・米子保健所の移転に伴う米子測定局の移設（29,253千円） ○工場等に対し立入検査を実施し、排出されるばい煙等の調査測定・指導を行う。	58,309
環境汚染化学物質対策事業	○県内の各調査地点における環境（大気、水、土壌）中のダイオキシン類濃度を測定するとともに、施設への立入検査を行う。 ○環境中の化学物質の残留状況を把握するため、生物中に含まれる化学物質の調査を行う。	17,600
石綿飛散防止対策事業	○石綿飛散による健康被害を防止するため、解体工事現場等への立入検査・指導を行う。 ○県内測定局等で大気中の石綿粉じん濃度の測定を行う。	650
環境状況調査	○県内の環境状況を把握するため、各種調査（騒音調査、酸性雨調査、ウラン残土たい積場環境調査）を実施する。 ・酸性雨サンプリング装置老朽化に伴う機器更新（1,284千円） ・樹木衰退度調査（毎年）、森林総合調査・土壌調査（5年に1回）（643千円）	8,390
合 計		84,949

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

大気汚染等の環境汚染の状況を把握し、県民等への情報提供を行うとともに、大気汚染防止法等に基づき事業場等への監視・指導等を実施し、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

【取組状況・改善点】

- ・各法令等に基づき必要な調査・測定を実施し、ホームページ等で情報提供を行っている。
- ・事業場等へ立入検査を実施し各法令の遵守状況を確認するとともに必要な指導を行っている。
- ・大気環境等の把握を適切に行うため、大気測定局等の機能維持を引き続き進めていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境立県推進課管理運営費	9,325	10,039	△714				9,325	
トータルコスト	15,563千円（前年度16,348千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 環境立県推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
生活環境部管理運営費	15,838	15,833	5				15,838	
トータルコスト	22,611千円（前年度22,620千円）[正職員：0.5人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	連絡調整・管理運営、予算・決算、人事・組織							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 生活環境部内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取スタイルPPA 導入推進事業	(債務負担行為) 24,800 74,750	222,144	(債務負担行為) 24,800 △147,394	46,000			(債務負担行為) 24,800 28,750	
トータルコスト	80,208千円（前年度 227,664千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金・委託業務 等							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

電力消費者の初期費用が不要となる自家消費型の屋根貸し太陽光発電（PPA）を促進するため、県内の地域新電力、発電事業者、金融機関等と連携して『鳥取スタイルPPA』を推進する。

※PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約））：施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。

※鳥取スタイル PPA：県内の発電事業者と地域新電力会社等が再生可能エネルギーの確保とエネルギーの地産地消を推進するために連携して実施する PPA 事業。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
県有施設への鳥取スタイルPPAによる太陽光発電導入事業	県有施設の屋根へ鳥取スタイル PPA により太陽光発電設備を導入し成功事例を創出することで、同手法を推進する。	36,000
鳥取スタイル PPA 推進事業者支援事業	鳥取スタイル PPA の推進に意欲的な事業者に対し、導入促進に必要な機器等の支援を行う。 [債務負担行為] 24,800千円（令和6年度）	24,800
鳥取スタイル PPA 導入推進研究会運営事業	「鳥取スタイル PPA 推進研究会」において、導入に当たっての課題や事例の研究を行う。	3,000
太陽光発電導入・利用・理解促進事業	鳥取スタイル PPA を含む太陽光発電導入や利活用に関する県民の理解促進を図る。	10,000
審査会運営事業	本事業を委託又は補助する事業者を選定するために審査会を開催する。	950
合 計		74,750

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランで目標とする県内需要電力における再生可能エネルギー割合60%を目指し、固定価格買取制度（FIT制度）に代わる太陽光発電導入促進策として PPA 手法の推進に取り組む。

【取組状況・改善点】

- ・県内の地域新電力、発電事業者、金融機関と連携した「鳥取スタイル PPA 推進研究会」を中心に、住宅にも PPA による太陽光発電施設の設置促進に向けた取組を進めており、導入が始まった。
- ・県有施設のうち太陽光発電が設置可能な施設については、令和4年度に導入可能性調査を実施した。調査結果を基に県内事業者による PPA 手法を導入する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
再エネ100宣言RE Action推進事業	16,700	14,700	2,000	4,500			12,200	
トータルコスト	20,599千円（前年度18,643千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金の制度設計、交付事務							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入促進							

事業内容の説明 【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

脱炭素経営を目指す再エネ100宣言RE Action（※）参加企業等に対して、使用電力の再生可能エネルギー100%を目指す取組やEV商用車等導入の取組に対して支援を行う。また、企業の脱炭素経営のスタートとなる省エネ診断を担う事業者を県内で育成する。

※日本の中小企業などが、2050年までに使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する目標を表明し行動していく枠組み。国際イニシアティブ「RE100」の国内中小企業版的位置づけ。鳥取県は2019年12月に都道府県では初となるアンバサダー（応援者）に就任。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
省エネ対応設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、省エネ診断に基づく省エネ性能の高い設備への更新等に要する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/3 [補助上限] 1,000千円	3,000
太陽光発電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、自家消費のために太陽光発電設備を導入する経費を支援する。 [補助件数] 3件 [補助率] 1/5 [補助上限] 2,000千円	6,000
EV商用車導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用の電気車両及び電気原動機付自転車（いずれも道路交通法の定義による）の導入経費を支援する。 [補助件数] 15台 [補助率] 10/10 [補助上限] 5台 EV：200千円/台、電気ミニカー・電気原付：100千円/台	3,000
EV充電設備導入支援事業	RE Action参加企業又は参加意向のある企業に対し、商用電気車両等の充電設備を導入する費用を支援する。 [補助件数] 15基 [補助率] 10/10 [補助上限] 5基 充電用コンセント：30千円/基、充電用コンセントスタンド：60千円/基 普通充電設備：180千円/基、V2H充放電設備※：375千円/基	2,700
【新規】地域での省エネ診断促進事業	県内で省エネ診断を受けやすい環境を構築し、県内企業の受診を促進する。初年度は省エネ診断の県内での担い手を育成するため、希望する県内事業者の社員への研修を行う。	2,000
省エネ診断推進事業	中小企業が安価に省エネ診断を受診できる資源エネルギー庁「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業」の活用推奨を行う。	(標準事務費)
その他	市町村や商工団体等と連携した情報発信を行う。	
合計		16,700

※V2H充放電設備：EVへの充電及びEVから施設へ放電（給電）する装置

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

脱炭素経営に取り組む企業を増やし、また、企業の省エネ・再エネ導入を支援する。

【取組状況・改善点】

- ・企業等向けセミナーを開催し、脱炭素経営の普及啓発を行うとともに、RE Actionへの積極的な参加を呼びかけた結果、RE Action参加企業は令和3年度末の14社から17社（令和4年12月現在）に増加し、脱炭素経営に取り組む企業が拡大した。
- ・本県のRE Action参加社・団体数は全国4位（令和4年12月現在）、企業数当たりの参加社・団体数は全国1位となっている。
- ・本事業を含む様々な脱炭素関連事業の実施により、鳥取県全体として、温室効果ガスの実質排出量は、2013年度470万tCO₂から2021年度349万tCO₂（暫定値）へ減少し、2013年度比で△25.6%となった。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有施設脱炭素化事業 (LED改修)	446,717	452,275	△5,558		<201,000> 402,000		44,717	県費負担 245,717
トータルコスト	457,388千円（前年度 463,005千円） [正職員：1人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	鳥取県県有施設中長期保全計画に沿った営繕工事の実施							
工程表の政策内容	県有施設において、高断熱化等による省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進め、建築物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化を推進する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県有施設（知事部局主要施設）を将来的にZEB（※）化することを目指し、既存施設にLED照明を導入する。</p> <p>※ZEB（Net Zero Energy Building/ゼブ）：快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>知事部局主要施設の誘導灯・執務室・共用部にLED照明を導入する。 （令和5年度計画：県庁舎（第2庁舎）等11施設）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【事業目標】</p> <p>『鳥取県県有施設中長期保全計画（知事部局主要施設）（平成29年2月策定）』の対象施設（69施設（※））のうち62施設において、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）の9カ年でLED照明の導入割合を100%にすることとし、優先的に当初の4カ年で、築20年度を経過した施設を100%LED化する。LED照明の導入割合：100%（2030年度）</p> <p>※69施設のうち、本事業対象外の7施設の内訳は、既にLED化実施済（6施設）と解体予定（1施設）</p> <p>【取組状況・改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）』において、国は2030年度までに既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を100%とする目標を掲げている。 ・また、本県においても、令和3年度に『環境にやさしい県庁率先行動計画』を改訂し、照明器具のLED化を加速させることとしている。 ・令和4年度は、年次計画どおり18施設（県庁舎（本庁舎）ほか）にLED照明を導入した。 								

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域資源活用エネルギー導入推進事業	(債務負担行為) 25,000	(債務負担行為) 25,000	(債務負担行為) 0				(債務負担行為) 25,000	
	74,075	60,612	13,463				74,075	
トータルコスト	87,330千円（前年度 74,018千円）〔正職員：1.7人〕							
主な業務内容	補助金業務、市町村との調整							
工程表の政策内容	自然・環境・暮らしに調和した、家庭や企業・団体など地域が主体となった安心・安全な再生可能エネルギーの導入促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

小水力発電等の地域資源を活用したエネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO法人、市町村、エネルギー事業者等の取組を支援し、本県における再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、市町村と連携し、太陽光発電設備や蓄電池等の導入支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
体制づくり・啓発支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る体制づくり・啓発の取組を支援する。 〔補助率〕 10/10 〔補助上限〕 300千円 〔事業主体〕 地域団体、NPO法人 等	900
	とっとり次世代エネルギーパークの見学者の受入れに必要な展示物やガイドンスコーナー等の導入を支援する。 〔補助率〕 1/2 〔補助上限〕 300千円 〔事業主体〕 エネルギーパークの施設管理者	300
計画策定支援	地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3 (※1) 〔補助上限〕 3,000千円 〔事業主体〕 市町村、地域団体、NPO法人、再エネ事業者 等 〔補助事業期間〕 最長2年 〔債務負担行為〕 6,000千円 (令和6年度)	12,000
事業化支援	地域資源を活用した発電、熱供給施設整備・体制整備等を支援する。 〔補助率〕 1/2 又は 2/3 (※1) 〔補助上限〕 10,000千円 (但しFIT(※2) 価格算定対象費用(※3)を除く) 〔事業主体〕 地域団体、NPO法人、再エネ事業者 〔補助事業期間〕 最長3年 〔債務負担行為〕 15,000千円 (令和6～7年度)	15,000
小規模発電設備等導入支援	太陽光発電(10kW未満)、薪ストーブ、定置用蓄電池等の家庭用小規模設備等を導入する住民に対して補助を行う市町村を支援する。 〔補助率〕 市町村補助額の1/2 〔実施主体〕 市町村 〔補助事業期間〕 最長2年 〔債務負担行為〕 4,000千円 (令和6年度)	45,875
合 計		74,075

※1 補助率が2/3となる場合：計画策定を支援するなど市町村による積極的な関与があると特に認める場合

※2 FIT(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)：再生可能エネルギーで発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度

※3 FIT価格算定対象費用例：FIT認定を受けた設備の設置費、本体費、撤去費、1km以下の電源線費用 等

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県内需要電力に対する再生可能エネルギー割合60%(令和12年度)達成に向けて、地域が主体となった自家消費・地域内消費も含めた再生可能エネルギー発電や熱供給の取組を支援する。

【取組状況・改善点】

- ・県内需要電力に対する再生可能エネルギー割合は39.4%(令和3年度実績)と国の数値を上回る高い水準となっており、引き続き事業者や家庭等が行う再生可能エネルギー導入促進への取組を支援する。
- ・地域における再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町村等関係者の意見を踏まえた支援メニューの見直しを行った。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
次世代自動車普及促進事業	(債務負担行為) 11,913 5,245	2,405	(債務負担行為) 11,913 2,840				(債務負担行為) 11,913 5,245	
トータルコスト	10,703千円 (前年度 7,925千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	委託業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

電気自動車 (EV, PHV) 普及に向けて必要な充電環境整備のため、県有施設に率先導入した急速充電器を適正に維持管理し、利用者の利便性を確保する。

また、公用車として既に導入している EV、FCV に加え、新たに小型 EV を率先導入する。

※EV: 電気自動車 PHV: プラグインハイブリッド車 FCV: 燃料電池自動車

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
県有施設 EV 急速充電器運営委託事業	EV・PHV の利便性を確保し、普及促進を図るため、県有施設 5カ所に設置している急速充電器の保守管理・運営を民間事業者へ委託する。	2,310
公用車 EV・FCV 運用事業	EV・FCV を広く普及啓発するとともに、災害等の非常時において電力供給源とするため、EV・FCV をリース契約し、公用車として活用する。併せて公用 EV 用の充電コンセントを 4基整備する。	2,935
合計		5,245

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

環境面及び災害時等における有効性を周知し、次世代自動車の普及促進を図る。

【取組状況・改善点】

- 県内の電気自動車 (EV, PHV) の月間登録台数は、令和3年は月平均 10 台前後であったが、令和4年の上期は 20 台弱、7月以降は約 40 台となっており、増加ペースが加速している。

(令和4年12月時点の県内普及台数 EV: 831台、PHV: 893台、FCV: 2台)

- 県内の充電器の整備状況は、急速充電器 70基、普通充電器 199基、計 269基 (令和3年12月時点) であり、都道府県人口当たりの急速充電器数は全国一位となっている。県としては令和3年度に県庁舎 3カ所、令和4年度に県有集客施設 2カ所に EV 急速充電器整備を行った。

なお、今後の整備にあたっては、初期投資が不要の民間充電サービス事業者を活用した整備も検討している。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境教育・実践推進事業	24,833	25,021	△188			(寄附金) 1,000 (基金繰入金) 21,905 (財産収入) 49 22,954	1,879	
トータルコスト	42,766 千円（前年度 43,159 千円） [正職員：2.3人]							
主な業務内容	啓発事業企画・実施、他団体との調整、委託・補助金業務等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

温室効果ガス削減、持続可能な社会の構築を推進するため、環境教育や環境活動を支援し、県民の関心を高め行動を促す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」運営業務委託	地球温暖化対策（気候変動適応含む）の普及啓発等や環境教育に関する業務を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」に委託する。 ・地球温暖化防止の普及啓発を行う人材（推進員）の育成 ※鳥取県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止の普及啓発等を行うため、地球温暖化対策推進法に基づき知事が指定した機関	8,089
普及啓発業務委託	環境保全・創造に関する普及啓発の業務を民間企業等に委託する。 ・廃棄物を利用した「エコ工作」、環境に関する記事をまとめる「エコスクープ」の小学生向け「エコアイデアコンテスト」の実施 ・学校や保育所等と連携した小学生・幼児向け環境教育 ・「とっとり自然環境館」（次世代エネルギーパーク拠点施設）を拠点とした、再生可能エネルギーや地球環境をテーマとした体験型講座の開催等	12,030
環境保全・創造活動の支援	団体や地域による環境保全・創造活動を支援する。 ・他の模範となる環境保全・創造活動の支援 [補助率] 10/10 [補助上限] 100 千円 ・こどもエコクラブ活動の支援 [補助率] 市町村負担額の 1/2 [補助上限] 700 円/人 ・環境教育・学習アドバイザーの派遣	2,905
その他	県有施設の TEAS II 種審査委託、会議・研修会開催等の経費	1,809
合 計		24,833

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

様々な主体が連携・協働して環境教育・学習を促進し、環境問題解決に向けて自ら考え行動する人材の育成を図る。

【取組状況・改善点】

- ・県民、住民団体、事業者、行政等の連携・協働による環境先進県を目指し、本県の特徴を取り入れながら、環境に関する普及啓発や活動支援に取り組むことで、県民に環境について考え実践するきっかけとしていただくことができた。
- ・2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県民一人一人が脱炭素ライフスタイルへ転換する意識をより高める必要がある。地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、推進員、事業者及びメディアと連携しながら、温室効果ガスの削減につながる情報発信を強化する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7895）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本海沖メタンハイドレート調査促進事業	7,496	7,496	0				7,496	
トータルコスト	11,395千円（前年度 15,382千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	研究会の開催 等							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

メタンハイドレートに関する環境基礎調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
メタンハイドレートの基礎調査	基礎調査、ワークショップ、研究会の開催等	1,466
鳥取大学への奨学寄附 （技術開発促進・調査研究）	鳥取大学への奨学寄附により、メタンハイドレート関連の研究開発等を行う。	5,930
その他	海洋エネルギー資源開発日本海連合負担金	100
合計		7,496

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

メタンハイドレートに関する環境基礎調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により開発機運の醸成を図る。

【取組状況・改善点】

- ・国は、第3期海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（平成31年2月15日改定）において、日本海沖の表層型メタンハイドレートについて、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5年度から9年度までの間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指すとした。
- ・県は、国の事業実施状況も踏まえながら、鳥取大学等の研究機関等と連携して県民の理解促進や機運醸成を行う。また、メタンハイドレートに関する環境基礎調査の実施、研究開発支援や研究会の開催により開発機運の醸成を図る。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7205）

4 目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水素エネルギー啓発事業	4,543	7,289	△2,746			(基金繰入金) 1,000	3,543	
トータルコスト	13,899 千円（前年度 16,752 千円） [正職員：1.2 人]							
主な業務内容	会議等の開催・運營業務、委託先への発注業務、契約業務 等							
工程表の政策内容	環境と調和した持続可能なライフスタイル・価値観の普及や環境教育の充実等による県民主体の環境活動の拡大							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

2050 年「脱炭素社会」の実現に向けた取組として、再生可能エネルギーの一層の推進に資する水素エネルギーに対する県民理解の促進を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
水素エネルギー実証（環境教育）拠点整備プロジェクト	子どもから大人まで水素エネルギーを学習できる施設「鳥取すいそ学びうむ」の管理運営を行う。（負担金） 【事業主体】鳥取県水素エネルギー推進協議会 （構成団体：鳥取ガス（株）、積水ハウス（株）、（株）とっとり市民電力、（株）アクシス、（株）ホンダカーズ鳥取、公立鳥取環境大学、鳥取市、鳥取県）	3,543
水素エネルギー体験教室	「鳥取すいそ学びうむ」における展示物の整備など、水素エネルギーに対する県民理解促進に向けたツールの作成に取り組む。	1,000
合 計		4,543

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

「鳥取すいそ学びうむ」を拠点として、子どもたちの環境教育の推進や幅広い普及啓発等に取り組む。

【取組状況・改善点】

- ・水素エネルギーの幅広い普及に向けては、未だコストや技術面における課題が多く、現在国主導で様々な研究開発や技術実証等が進められている段階にある。
- ・本県では平成 29 年 9 月に開設した学習施設「鳥取すいそ学びうむ（とっとり水素学習館）」を活用し、将来的な普及を見据えて水素エネルギーの特性や活用意義に係る理解を広げる取組を行っている。

すいそ学びうむの来場者数：約 4,300 人（令和 4 年 10 月末現在）

※H28 年度：195（人）、H29：707、H30：1,195、R1：587、R2：400、R3：597、R4：613

（H29、H30 はイベント来場者数を含む）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
電源立地地域整備費	72,611	67,476	5,135	72,611										
トータルコスト	73,391千円（前年度68,265千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	申請内容の審査、交付金の支払、市町・文部科学省との協議・調整													
工程表の政策内容	—													
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 発電施設等の立地地域の活性化を図るため、発電用施設周辺地域整備法等に基づき、立地地域周辺の公共用施設の整備等を行う市町に交付金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金名 電源立地地域対策交付金 ・ 補助率 10/10（文部科学省） ・ 対象経費 公共用施設整備事業、地域活性化事業などに要する経費 ・ 限度額 対象市町の面積、人口や電力需要家数等により算定 ・ 対象市町 鳥取市（佐治町）、三朝町 <p><交付金の内訳> （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">電源立地地域対策交付金</td> <td style="text-align: right;">72,611</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鳥取市（佐治町）</td> <td style="text-align: right;">19,157</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">三朝町</td> <td style="text-align: right;">53,454</td> </tr> </table>									電源立地地域対策交付金	72,611	鳥取市（佐治町）	19,157	三朝町	53,454
電源立地地域対策交付金	72,611													
鳥取市（佐治町）	19,157													
三朝町	53,454													
脱炭素社会推進課管理運営費	8,522	8,390	132				8,522							
トータルコスト	9,302千円（前年度9,179千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	連絡調整等													
工程表の政策内容	—													
<p>事業内容の説明</p> <p>脱炭素社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。</p>														
[休止] ゼロカーボン普及促進事業	0	8,082	△8,082											
トータルコスト	0千円（前年度11,236千円） [正職員：0人]													

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所調査研究費	11,208	19,153	△7,945				11,208	
トータルコスト	45,514千円（前年度 57,794千円） [正職員：4.4人]							
主な業務内容	衛生・環境分野の調査研究							
工程表の政策内容	環境の保全・再生と活用に関する調査研究							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

湖沼の水質浄化や保全・再生、地球環境問題への対応、廃棄物等、県民ニーズを踏まえた課題について調査研究を行う。（課題数：6課題）

2 主な事業内容

(1) 【新規】鳥取県におけるVOCのオゾン生成リスクに関する研究（1,120千円）

光化学オキシダントの主要物質であるオゾンの県内での生成リスク等について把握し、光化学オキシダント対策の検討材料とするとともに事業者、県民等への情報提供や注意喚起に活用するため、オゾン発生の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の大気中濃度調査結果からオゾン生成能力の試算及び発生源因子等の統計的解析を行う。

○調査適地点の検討及び調査の実施

・県内のVOC排出源の情報などにより調査地点を選定して調査を実施する。

○統計的解析と評価

・調査結果とVOC成分毎のオゾン生成能指標値を用いて県内の潜在的なオゾン生成能力を算出し、更に大気常時監視測定局での窒素酸化物濃度や気象情報等も用いて統計的に解析を行い、県内のオゾン発生源因子、季節毎の推移や移流影響等の解明を目指す。

(2) 汽水湖の水質形成に関する研究（4,337千円）

水質改善策検討の一助とするため、県内汽水湖（湖山池・東郷池）の水質形成に関する基礎情報を得る。特に海水遡上に伴う湖内の塩分躍層^{※1}の形成が水質に与える影響をモニタリングにより把握し、海水遡上と湖内水質との関係性を明らかにする。

○河口部周辺の流動調査

・池の河口部に流向流速計と水質計を設置し、湖内への海水侵入状況を定量的に捉える。

○湖内の水質及び底質の調査

・定期的に湖底直上の水質や底質の間隙水に含まれる栄養塩濃度を測定し、底質が湖内の水質に与える影響を捉える。

※1)塩分躍層：汽水湖等において、ある水深を境に塩分濃度が急激に変化する層

3 その他の事業

（単位：千円）

事業名	予算額
水環境における特定希少野生動植物保全事業	1,080
六価クロムの現場迅速分析法に関する研究	1,338
焼却残渣に含有する水銀のモニタリング調査	843
気候変動影響調査事業	2,490

（参考）終了事業

事業名
県内河川の地域特性に着眼したプラスチックごみの汚染実態調査
鳥取県におけるPM2.5発生源の寄与解析～隣接県からの移流にも注目して～

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所 管理運営費	(債務負担行為) 94,221	(債務負担行為) 52,365	(債務負担行為) 41,856			(財産収入) 260 (受託事業収入) 11,644	(債務負担行為) 94,221	
	107,585	120,288	△12,703	928		11,904	94,753	
トータルコスト	155,972千円（前年度 169,039千円）[正職員：5.1人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	衛生環境研究所の管理運営							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>衛生環境研究分野における科学的・技術的中核機関として、また県民の安全確保と環境の保全・再生・活用に資する試験研究機関としての機能を発揮するため、衛生環境研究所の適切な管理運営を行う。（研究所運営費、建物設備保守管理費、分析機器維持管理費等）</p>								
IS017025 認定維持及び精度管理事業	(債務負担行為) 950		(債務負担行為) 950				(債務負担行為) 950	
	4,071	3,278	793				4,071	
トータルコスト	14,207千円（前年度 13,530千円）[正職員：1.3人]							
主な業務内容	試験所認定の国際規格 IS017025 の登録維持、検査精度管理							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>試験検査機関としての機能を十分に発揮し、県民の安全確保や豊かな環境確保に資するため、IS017025 の取組を継続して実施し、試験検査の信頼性確保と精度の向上を図るとともに、県内民間検査機関等の試験検査精度の向上のための支援を行う。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所（電話：0858-35-5411）

6目 衛生環境研究所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
衛生環境研究所発信事業	1,804	1,804	0				1,804	
トータルコスト	13,500千円（前年度 13,633千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	試験研究成果及び環境・感染症情報の提供、鳥取県・江原道環境衛生学会の開催、環境学習・活動の支援							
工程表の政策内容	住民・NPO等の環境学習や環境活動の支援、北東アジア地域と連携した環境保全活動の推進、並びに研究の充実と成果発信							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>関係機関と広く連携し、試験研究成果及び環境・感染症情報を県民、企業等へ積極的に情報発信するとともに環境学習・活動を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民の意識向上を図る。</p> <p>また、当所と韓国江原道保健環境研究院で環境衛生学会を開催し、相互の友好と両地域の環境衛生分野の向上を図る。 ※鳥取県・江原道環境衛生学会の開催（令和5年度開催予定地：江原道）</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた研究所を目指し、施設見学の受入れや職員の派遣及び資機材の貸出し等により環境衛生に関する学習や各種団体の活動支援を行う。 ・学会や研修会、江原道との環境衛生学会等で研究成果を発表する。 ・感染症の流行情報をホームページ等で県民や医療関係者に提供する。 ・当所の調査研究課題について、県政の重要課題や県民ニーズを踏まえたより有益な成果に繋げるため、有識者による外部評価を行う。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【事業目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究成果や環境・感染症に係る情報を県民等へ積極的に情報発信するとともに、環境衛生に関する学習を支援し、試験研究成果の有効活用及び県民等の意識向上を図る。 ・当所の調査研究の計画・成果に対する外部有識者等による評価や大学等の研究者等との連携により、調査研究の充実を図る。 <p>【取組状況・改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境研究所の技術ノウハウ等を活用しながら、小中学生の環境学習や各種団体の活動を支援する。 ・調査研究成果、環境情報等を広く一般県民に提供し、環境情報に対する県民の関心を高めるとともに、感染症情報を提供する。 ・当所が行う調査研究の計画・成果について、学識経験者や県民代表による評価を行い、その結果を調査研究課題の選定や見直し等に反映させる。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

1目 防災総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
島根原子力発電所に係る環境放射能等モニタリング事業	25,410	22,381	3,029	25,410				
トータルコスト	50,651千円（前年度 47,784千円） [正職員：2.5人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	平常時モニタリング業務、緊急時モニタリング計画の改定、原子力防災訓練等、交付金事務							
工程表の政策内容	原子力施設、及び原子力災害に対する安全・安心を確保する環境放射線・放射能モニタリング							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
島根原子力発電所に係る環境放射能モニタリングの拠点施設「鳥取県原子力環境センター」を活用して、島根原子力発電所 30 km圏内の環境放射能のモニタリングを行い、平常時の放射線量や環境試料等の放射能レベルを把握する。								
2 主な事業内容								
(1) 平常時モニタリング (3,097千円)								
島根原子力発電所周辺地域 (UPZ) において、島根原子力発電所に起因する放射性物質による環境への影響及び住民の受ける線量等の推定、評価を行うため、毎年度測定計画を定め、大気・粉じんや陸水、海水等の環境試料を採取し、調査を行う。								
(2) センター職員に係る人材育成 (1,680千円)								
放射能分析研修、専門講習会等に職員を派遣し放射能測定に係る技術の保持に努めるとともに、放射線障害防止法で設置が義務づけられている放射線取扱主任者の資格者を継続的に養成する。 また、原子力施設立地県等の測定機関で構成する「原子力施設等放射能調査機関連絡協議会」へ参加し、相互の課題を共有するとともに、対応・課題解決につなげる。								
(3) センターの管理運営 (20,633千円)								
測定結果の精度を確保するため、測定機器の点検・校正、クロスチェック等の精度管理を行うとともに、センター設備の維持管理等を適切に行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
放射線量や環境試料等の放射能レベルを測定する機器の維持管理及びモニタリング要員の確保、並びに研修による要員の資質向上により、県民の安心安全を守る体制を維持・強化する。								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> ・センター整備と並行して機器整備を進め平成 25 年度から本格的に島根原子力発電所周辺地域での平常時モニタリングを開始した。測定項目の拡充を図り県民の安心安全を守る体制整備を行ってきた。 ・モニタリング要員への継続的訓練等により引き続き測定結果の精度を維持していく。 								

4款 衛生費

2項 環境衛生費

原子力環境センター（電話：0858-35-5416）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放射能調査事業	26,678	23,682	2,996	26,678				
トータルコスト	35,010千円（前年度 32,046千円） [正職員：0.7人、会計年度任用職員：1人]							
主な業務内容	測定、取りまとめ・報告、国との調整、委託費事務							
工程表の政策内容	原子力施設、及び原子力災害に対する安全・安心を確保する環境放射線・放射能モニタリング							
事業内容の説明								
原子力施設の放射線監視成果の精度を高め、放射能の影響の正確な評価を行うため、全国的な環境放射能レベルを把握することを目的とした環境放射能水準調査を実施する。（原子力規制庁委託事業） ※モニタリングポスト部分更新：12,144千円								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費
2項 環境衛生費
4目 環境保全費

循環型社会推進課(内線:7198)
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	13,215	15,649	△2,434	1,491		(基金繰入金) 10,233	1,491	
トータルコスト	23,351千円(前年度25,900千円) [正職員:1.3人]							
主な業務内容	企画調整、協議会運営、委託業務・補助金等交付に係る事務、各種啓発							
工程表の政策内容	一般廃棄物(ごみ)リサイクルの推進							
事業内容の説明【「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】 1 事業の目的・概要 ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12 つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。(もったいない!食べ残しゼロ事業を統合) 2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	内容							予算額
もったいない!食べ残しゼロ事業	外出時の食べ残しの持ち帰りの普及を図るため、協力店への持ち帰りバッグ配布等による啓発キャンペーンを実施する。 また、持ち帰りバッグを購入する事業者の支援を行う。 [補助率] 10/10 [補助上限] 20千円							5,124
フードドライブ活動推進事業	フードドライブ活動への理解と取組促進を図るため、委託や市町村・事業者等と連携したフードドライブを実施する。 また、独自にフードドライブを実施する事業者の支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 100千円							4,544
ごみゼロポスターコンクール事業	県民の食品ロス削減やプラスチックごみ排出抑制・再資源化に対する意識啓発を図るため、啓発ポスターの募集や入選作品の県内公共機関等での掲示等を行う。							520
幼児を対象とした意識啓発活動	幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、歌や絵本などを使った啓発活動を行う。							750
鳥取県食品ロス削減推進協議会の運営	食料支援活動団体、食品流通事業者、商工団体、消費者団体及び行政等で構成する協議会において、食品ロスの発生抑制と削減に向けた方策を検討する。							482
食品ロス削減普及啓発活動	宴会等での食べ残しを減らす「30・10食べきり運動」やスーパー等での食品ロス啓発キャンペーンの実施など食品ロス削減に対する県民の意識啓発を図る。							200
Let's 4 R 実践活動推進補助金	環境講演会の開催、生ごみコンポストの推進など、ごみ減量・リサイクルの実践活動を支援する。 [実施主体] 実践活動団体 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円							1,095
4 R 推進交付金	地域の実情に応じたごみ減量・リサイクルの取組を支援する。 [実施主体] 市町村等 [補助率] ソフト事業 1/2、ハード事業 1/3							500
合計								13,215

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

ごみ排出量の削減に向けた普及啓発を推進する。
 一般廃棄物の目標値 排出量:193千トン(令和5年度) [令和2年度排出量203千トン]

【取組状況・改善点】

- ごみ排出量の削減に向け、可燃ごみの中で割合の大きい「食品ロス」の削減を促進するため、持ち帰りバッグの普及を通じた外出時の食べ残しのゼロの推進、市町村等と連携したフードドライブの取組拡大、「30・10食べきり運動」等を実施している。
 生ごみ中の食品ロスの割合:H27調査 41%、R1~2調査 30%
 フードドライブ寄付食品重量:H30(開始)610kg、R3 2,118kg、R4.10末時点4,015kg
- 県廃棄物処理計画(令和2年3月改定)において、「食品ロスの削減」を主要項目に掲げ、県食品ロス削減推進計画として位置づけて食品ロス削減の取組を進めているが、より一層県民の意識を高め行動に繋げるための具体的な施策に取り組んでいく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7198）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業	12,852	20,414	△7,562	4,525		(基金繰入金) 3,802	4,525	
トータルコスト	16,751千円（前年度26,723千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	企画・調整、委託契約事務、補助金交付業務							
工程表の政策内容	一般廃棄物（ごみ）リサイクルの推進							

事業内容の説明 【「デジタル田園都市国家構想交付金」、「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

多量の使い捨てプラスチックごみ（以下「プラごみ」という。）が及ぼす環境問題が国際問題となっているなか、本県においても、県民・企業・行政が一体となりプラごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を行う。（プラスチック資源循環のためのライフスタイル変革促進事業を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
プラスチック・フィッシング事業	海のアクティビティや観光の事業者等が企画するごみ拾いツアーに要する経費の一部を支援する。〔補助率〕1/2〔補助上限〕3,000円/人	3,000
とっとりプロギング開催事業	健康志向の高い県民にもごみ拾いの体験を通じてプラごみゼロの意識向上を図るため、ごみ拾いをしながらジョギング（プロギング）するイベントを開催する。	697
「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト用容器を環境配慮容器等へ切り替える事業者を支援する。〔補助率〕1/2〔補助上限〕50千円 ・イベント等でリユース容器を活用する団体等を支援する。〔補助率〕初回10/10、2回目以降1/2〔補助上限〕10千円 ・プラごみ削減の活動に取り組む団体等を支援する。〔補助率〕1/2〔補助上限〕250千円 ・河川・海岸における清掃活動又はプロギングを行う団体等を支援する。〔補助率〕10/10〔補助上限〕250千円 	2,300
マイボトル使用推進事業	県民にマイボトルの活用を促すため、マイボトル運動キャンペーン及びマイボトル運動SNS投稿キャンペーンを実施する。	2,355
プラスチック資源のアップサイクル等推進事業	プラスチック資源循環の取組を促進するため、プラスチック資源をアップサイクル等し、その商品を展示（販売）・情報発信するなど、モデルとなる取組を行う企業等を支援する。〔補助率〕1/2〔補助上限〕1,500千円	4,500
合 計		12,852

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

プラごみゼロ社会の実現に向けて、県民参加型の事業を実施し、県民や事業者の意識啓発及び取組促進を図る。

【取組状況・改善点】

- ・本県では、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジを県民運動として進めており、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジャー（削減協力企業等）の登録、ポスターコンクールやマイボトル運動キャンペーンの実施、プラごみ削減団体等の支援など、県民や事業者の意識啓発や取組促進を図っている。
- ・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジの取組について県民運動として更に推進するため、事業者が行う様々なプラごみ削減の取組支援、県民参加の事業を企画するなど、引き続き周知・啓発し県民を巻き込みながら行う。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター 支援事業	50,180	40,976	9,204				50,180	
トータルコスト	54,079千円 (前年度 44,919千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画・連絡調整、補助金審査、支払等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(公財) 鳥取県環境管理事業センターに対し、運営に必要な経費を支援する。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
区 分	内 容							予算額
支出 ①	管理運営費等 (人件費、旅費交通費、印刷製本費、環境モニタリング調査等)							38,229
収入 ②	基本財産利息収入等							1
補助金 (①-②) ③								38,228
貸付金 ④	県派遣職員の人件費貸付							11,952
合計 (③+④)								50,180

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7684）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB 廃棄物処理対策推進事業	5,000	5,000	0			(雑入) 5,000		
トータルコスト	17,475千円（前年度 17,618千円） [正職員：1.6人]							
主な業務内容	PCB 廃棄物保管届出受理・監視指導、普及啓発							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
PCB 廃棄物の早期・適正処理のため、PCB 特別措置法に基づき、漏れのない確実な期限内処理に向けて、保管事業者に対する指導等を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
行政代執行	高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対し、処分が見込めない場合、代執行を行う。							5,000
PCB 廃棄物処理の普及啓発等	低濃度 PCB 廃棄物の適正処理について、周知啓発を行うとともに、保有事業者に対して、早期処理に向けた指導を行う。							(標準事務費)
合 計							5,000	
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が継続保管している高濃度 PCB 廃棄物の適正保管及び確実な処理を行う。 ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理を完了する。（処理期限：令和8年度末） 								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度 PCB 廃棄物の適正保管及び確実な処理に向けて、保管事業者への指導や周知啓発を継続して行っている。 ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理が計画的に進むよう、指導及び周知啓発を継続して取り組む。 								
廃棄物処理施設紛争予防事業	1,437	1,293	144				1,437	
トータルコスト	3,776千円（前年度 3,659千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	廃棄物審議会の運営・企画・連絡調整							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
事業内容の説明								
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防・調整を図るため、「鳥取県廃棄物審議会」を開催するとともに、必要に応じて学識経験者等から意見聴取を行う。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：8457）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不法投棄廃棄物対策事業	8,102	7,894	208			(雑入) 4,787	3,315	
トータルコスト	43,479千円（前年度 43,549千円） [正職員：3.8人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	巡回監視・指導、原因者の調査、啓発活動、補助金事務、行政代執行							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活環境の保全を図るため、不法投棄及び不適正処理の監視・指導、不法投棄された投棄者不明の廃棄物を処理する市町村への支援、問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物の行政代執行による撤去・処理・原状回復を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
不法投棄対応等検討会議の開催	廃棄物不適正処理事案の解明等のため、学識経験者、弁護士等を必要に応じて招聘し助言を得る。	72
夜間パトロールの委託	不法投棄重点警戒箇所の夜間パトロールを警備会社に業務委託して引き続き実施する。	2,127
不法投棄廃棄物処理事業	投棄者不明の産業廃棄物の処理費用を市町村に助成する。 [補助率] 1/2	946
不法投棄産業廃棄物代執行対策費用	問題の生じるおそれがある不法投棄廃棄物について行政代執行による速やかな撤去等を行う。	4,787
【新規】環境美化条例普及啓発看板安全点検事業	県下4か所に設置している環境美化看板の安全点検を行う。	152
その他	不法投棄対策の産業廃棄物適正処理推進指導員（警察OB）2名に係る旅費	18
合計		8,102

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

不法投棄の監視対策等により、不法投棄の未然防止を図るとともに廃棄物の適正処理を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・本庁に現職警察官、中・西部総合事務所に産業廃棄物適正処理推進指導員（警察OB）を配置し、不法投棄事案に対する迅速な対応、パトロール、原因者への指導を実施している。
- ・監視カメラの積極的な設置、夜間パトロールの実施等により、不法投棄対策を行っている。
- ・不法投棄件数を減少させるため、引き続き不法投棄対策連絡協議会（県、市町村、国土交通省、林野庁、警察）等を通じて効果的な対策事例の紹介、パトロール、現場指導等を行う。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7681）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
産業廃棄物適正処理推進事業	(債務負担行為) 13,024 24,684	24,856	(債務負担行為) 13,024 △172				(債務負担行為) 13,024 24,684	
トータルコスト	129,246 円（前年度 177,909 千円） [正職員：13.3人、会計年度任用職員：0.3人]							
主な業務内容	産業廃棄物処理業・施設許可、施設等の立入検査、適正処理指導事業							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
事業内容の説明								
<p>産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法に基づき処理施設等への立入検査を行うとともに、排出事業者や廃棄物処理業者に対して指導等を行う。</p> <p>また、県内の産業廃棄物処理状況を把握するための調査等を行う。[債務負担行為]13,024千円（令和6～9年度）</p>								
鳥取県産業廃棄物適正処理基金積立事業	10,592	8,958	1,634			(財産収入) 2	10,590	
トータルコスト	11,372 千円（前年度 9,747 千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	基金積立業務、連絡調整							
工程表の政策内容	産業廃棄物適正処理の推進、不法投棄の撲滅							
事業内容の説明								
<p>鳥取県産業廃棄物処分場税の税収について、産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に充当するための基金に積立を行う。</p> <p><参考> 令和4年度末の基金積立残高見込額：100,380千円</p>								
循環型社会推進費	5,607	5,053	554				5,607	
トータルコスト	21,981 千円（前年度 21,614 千円） [正職員：2.1人]							
主な業務内容	市町村への助言、連絡調整、適正処理指導等（国庫補助含む）							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
循環型社会推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	246,361	369,494	△123,133	120,525	<80,500> 103,000	224	22,612	県費負担 103,112
トータルコスト	302,499千円（前年度 423,907千円） [正職員：7.2人]							
主な業務内容	委託、工事発注及び負担金交付事務等							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国立公園を世界基準である「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、大山隠岐国立公園内施設を国内外の誘客につながる魅力あるものとするため整備を行う。また、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を活用し、持続可能な大山の山岳環境の保全と利用に繋げる。（「とっとりの山」魅力発信事業及び自然公園等管理費の一部並びに大山入山協力金導入事業を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 大山滝吊橋架替（103,300） 大山夏山登山道改修（123,500） 大山夏山登山道案内標識等設置（5,000） ゲートウェイ施設調査検討業務（3,500） 中国自然歩道（僧兵コース）歩道改修（6,500） 毛無山案内標識改修（2,550） 	244,350
大山入山協力金運営事業	持続可能な大山の山岳環境の保全と利用を目指して、大山登山者から大山入山協力金を募る受益者負担制度を運営する「大山山岳環境保全協議会」に対し負担金を交付する。	1,405
大山頂上木道キャリアアップ事業	大山夏山登山道の修繕に必要な資材の運搬をボランティアにより実施する。	606
合計		246,361

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2025 に基づき、大山登山道や中国自然歩道を整備し、国内外の誘客中心地域としての受入環境整備を進める。
- 大山入山協力金を募ることにより、大山の山岳環境保全に必要な財源を確保するとともに、大山を皆で守っていく気運の醸成や山に対する理解の促進を図る。

【取組状況・改善点】

- 平成28年7月に、大山隠岐国立公園が国立公園満喫プロジェクトのモデル地区に選定されて以降、同年12月に大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会が策定したステップアッププログラムに基づき、外国人観光客の誘客促進に向け、大山地域全体を活かす総合的な整備を進めてきた。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した観光客の回復を図るため、引き続き利用しやすい環境整備に努める。
- 令和元年度から令和3年度にかけて実施した実証事業などにより、入山協力金に対する登山者等の意向を確認するとともに、導入に向けた意識の醸成を図った上で、令和4年度から本格導入した。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等魅力向上事業	81,017	148,591	△67,574	12,674	<5,000> 6,000	(寄付金) 2,352 (雑入) 3,523 5,875	56,468	県費負担 61,468
トータルコスト	156,739千円（前年度 150,168千円）〔正職員：7.5人、会計年度任用職員：6人〕							
主な業務内容	維持補修工事の実施、公園施設の管理業務、許認可事務の関係機関との調整、規制・マナーの普及啓発							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設等の整備・修繕工事、維持管理等を実施する。</p> <p>また、鳥取の景勝地や主要な山々の魅力等を情報発信し、新たな需要の喚起につなげるとともに、自然保護思想の普及啓発等により県下の自然保護行政を推進していく。（自然公園等管理費、国立公園満喫プロジェクト等推進事業及び「とっとりの山」魅力発信事業の一部を統合）</p>								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算額
自然歩道・登山道及び自然公園施設等の安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> ○県営整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦津セラピーロード標識改修（7,000） ・ 指導標改修（1,000） ・ 皆生展望休憩舎改修工事（5,689） ・ 雨滝石垣改修（20,970） ○市町村営整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 那岐山展望休憩所（6,514）〔実施主体〕智頭町 ・ 小鹿溪探勝路改修（2,945）〔実施主体〕三朝町〔補助率〕1/2 							44,118
自然公園等維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園施設等修繕工事等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鴨ヶ磯斜面点検（2,200） ・ 公園施設修繕工事枠（10,000） ○公衆トイレ及び自然歩道等の管理（18,668） ○公園施設に係る借地料（1,185） ○施設賠償責任保険料（411） 							32,464
「とっとりの山」魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ○わかさ氷ノ山山フェス負担金 県・町・地元関係者で構成する「わかさ氷ノ山山フェス実行委員会」に対して、負担金を交付する。（800） ○（一財）全国山の日協議会負担金（35） ○日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金（100） 							935
国立公園清掃活動費補助金	国立公園内の清掃を行う民間団体等に対して支援する。 〔負担割合〕国 1/4、県 1/4、市町村 1/2							2,720
日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業	登山者が県内の山に楽しく安全に登れるよう、国内唯一の登山資格である公認ガイド資格（公益社団法人日本山岳ガイド協会実施）の取得者に対し、資格取得に要した経費を補助する。 〔補助上限〕100千円							500
自然保護監視事業	自然保護ボランティア保険等							280
合計							81,017	
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
自然公園における安全で快適な利用環境の整備を進める。								
【取組状況・改善点】								
自然公園施設、自然歩道等の修繕工事は、危険性・利便性等を考慮し、重点投資による効果的な施設整備を実施している。								

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業	（債務負担行為） 221,925 124,617	55,882	（債務負担行為） 221,925 68,735		<32,000> 64,000		（債務負担行為） 221,925 60,617	県費負担 92,617
トータルコスト	133,973千円（前年度 59,825千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	管理運営状況の確認、指定管理者との調整、各工事契約等事務							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

氷ノ山の魅力を紹介する拠点施設「氷ノ山自然ふれあい館」を適切に管理・運営する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
指定管理委託料	[指定管理者]（一財）鳥取県観光事業団 [指定管理期間]平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	52,300
空調機器修繕	故障のおそれや不具合が見られる部分の修繕・更新を行う。	2,800
【新規】笠木改修	昨年度の大雪の影響により破損した笠木の全面改修に伴う設計及び工事を行う。	69,364
指定管理施設運営 評価委員会	次期（令和6～10年度）指定管理候補者の選定を行うための外部有識者等を委員とする指定管理候補者審査委員会を開催する。	153
合 計		124,617

次期指定管理委託料 [債務負担行為] 221,925千円（令和6年度～10年度）

※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。

【参考】次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方

- ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。
- ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。
- ・光熱費は、物価上昇が著しい現状（例：電気+70%、都市ガス+132%）にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。（公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場及びプログラムを提供することにより、自然を大切にすることを育む。

【取組状況・改善点】

- ・年間を通じたファミリー向け体験プログラムや自然観察会・トレッキング等のメニューを充実させることにより、利用者数は増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により減少した利用者数の回復を図るため、引き続きプログラムの魅力向上に努め、更なる利用者増と満足度の向上につなげていく。

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
緑豊かな自然課管理運営費	7,984	8,303	△319				7,984	
トータルコスト	8,764千円（前年度 9,092千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 緑豊かな自然課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								
[終了] 日本遺産「三徳山・三朝温泉」磨き上げ事業	0	6,050	△6,050					
トータルコスト	0千円（前年度 9,993千円） [正職員：0人]							
事業内容の説明 事業終了。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（電話：0857-22-0582）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取砂丘熱中症等対策事業	4,854	0	4,854				4,854	
トータルコスト	7,973千円（前年度 0千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	委託業務契約、備品購入等事務、巡視映像確認、関係機関との連絡調整 等							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年の猛暑やアフターコロナの人流回復により、今後も熱中症発生件数の増加が懸念されることから砂丘内の監視及び救助体制をより一層強化し、鳥取砂丘全域をより安全に散策できる環境への改善を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
ドローン巡視委託	令和3年度から導入したドローンによる巡視をドローン専門事業者に委託し、プロの操縦及び最新機器によって砂丘広域の監視体制の更なる強化を図る。	2,915
救急搬送車の更新 （機能向上）	耐用年数の超過により、砂丘用救急搬送車のエンジン等に不具合が生じていることから車両を更新するとともに、最高速度の向上（7km/h→10km/h）による救急搬送の効率化を図る。	1,635
鳥取砂丘ライブカメラの更新	体調不良者等捜索の補助として活用している砂丘内ライブカメラ（監視小屋横1台）のレンズカバーの経年劣化により映像が鮮明に映らず、確認に支障が生じていることからカメラの更新を行う。	304
合 計		4,854

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・熱中症と見られる症状で動けなくなる観光客の救助体制を強化し、鳥取砂丘内を安全に散策できる環境整備を図る。
- ・熱中症死亡事案の再発防止、砂丘西側で相次ぐ集客施設のオープンなど砂丘利用エリア拡大に伴う監視体制の強化を図る。

【取組状況・改善点】

- ・鳥取砂丘内では、年間を通じて体調不良（特に5～10月の熱中症症状）で動けなくなる観光客が後を絶たず、鳥取砂丘レンジャー、鳥取砂丘ビジターセンター及び（一財）自然公園財団が協働で熱中症による体調不良者の救助対応にあたり、観光客の安全を確保している。
- ・令和2年度に熱中症が原因と推察される死亡事案が砂丘内で発生したことを受けて、熱中症対策を強化し、令和3年度からはドローンによる巡視を開始し砂丘内の監視体制の強化を図っている。
- ・ドローンによる巡視は、鳥取砂丘西側エリアにおける禁止行為（落書き1件）の早期発見にもつながり、また、車両乗り入れ疑い事案の現場確認等にも活用している。

	熱中症による 救急対応件数	救急搬送車の 出動回数	ドローン巡視 日数（回数）
令和3年度	19件	9回	延べ24日（34回）
令和4年度	71件	39回	延べ35日（35回）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7200）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘ビジターセンター機能拡充事業	21,250	11,794	9,456				21,250	
トータルコスト	24,369千円（前年度 14,948千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	鳥取砂丘ビジターセンターに係る予算事務、管理運営状況の調整							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「山陰海岸国立公園 鳥取砂丘ビジターセンター」及び令和5年度にオープンする「鳥取砂丘西側施設」を適切かつ一体的に管理運営する。

また、鳥取砂丘への理解と関心を深め、多彩な楽しみ方を紹介することにより、砂丘を訪れる県民・観光客等とその滞在時間の増を図る。（鳥取砂丘ビジターセンター管理運営事業から名称変更）

2 主な事業内容

(1) 負担金の交付（20,850千円）

鳥取砂丘ビジターセンター及び鳥取砂丘西側施設において、県民・観光客へのワンストップサービス、周辺の観光情報の提供、自然体験学習・砂丘に関する各種情報の提供を行う「山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）」に対して負担金を交付する。

○管理運営協議会の概要及び経費負担の考え方

管理運営協議会は、施設を所管する環境省と、地元自治体である県・鳥取市の3者で構成している。環境省と県が各々所管する建物や展示設備の維持管理経費を負担し、県と鳥取市が人件費・事務費・事業費について応分の負担をする。

○運営体制の拡充

令和5年度の鳥取砂丘西側施設オープンに併せて職員（非常勤）2名を増員する。（既設の鳥取砂丘ビジターセンターの職員を含めたローテーション勤務体制）

また、熱中症等の体調不良者への対応（発生現場での対処及び搬送、救急への通報など）を迅速かつ安全に行うため、体調不良者が発生する5月から5か月間、専任の臨時職員を雇用する。

○職員の処遇改善

県の給与改定に準じて職員の処遇改善を図る。

(2) スポットエアコンの導入（400千円）

鳥取砂丘西側施設の休憩機能を充実させるため、スポットエアコンを導入する。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

鳥取砂丘を訪れる観光客が安心して砂丘を満喫できるよう、充実したサービスを提供する。

【取組状況・改善点】

- ・鳥取砂丘ビジターセンターでは、企画展示やガイドの実施を行い、砂丘の魅力発信や観光情報の提供に取り組んでいる。
- ・令和4年度は、行動制限緩和などの影響で入館者が新型コロナウイルス感染症拡大前の8割程度まで回復してきており、開館以来85万人を超えた。
- ・鳥取砂丘西側施設のオープンにより、砂丘西側での散策やガイドツアー等の充実や砂丘の魅力発信、周辺情報等の提供などにより、利用者の満足度向上や砂丘周辺での滞在時間の増加、リピーターの確保に繋げる。
- ・体調不良者の救護については、鳥取砂丘レンジャーと共同で対応しているが、体調不良者が多く発生する夏季には、令和3年度から専任の臨時職員を配置し、救急体制の強化を図っている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（電話：0857-22-0582）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日本一の鳥取砂丘を守り育てる事業	21,891	29,416	△7,525				21,891	
トータルコスト	47,419千円（前年度 55,103千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：2.1人〕							
主な業務内容	巡視活動、鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、未来会議事務局運営、関係機関・団体との連絡調整							
工程表の政策内容	自然公園の適正な管理、環境整備と適切な利用促進、効果的な情報発信							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づき、条例の趣旨の普及啓発、巡視指導、砂丘の魅力伝える活動により、鳥取砂丘の保全と再生、適正な利活用の推進を図る。また、民間と行政で構成する鳥取砂丘未来会議が行う鳥取砂丘の景観保全再生事業に要する経費を負担する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取砂丘除草業務等の委託	業務効果や効率性を高めるため、除草、砂丘周辺保安林の手入れ、ボランティア除草に係る業務を委託する。	7,683
鳥取砂丘景観保全再生事業負担金	砂丘特有の風紋、起伏やスリバチ地形が維持される自然サイクルによる「砂の動く生きている砂丘」の保全・再生を目指し、鳥取砂丘未来会議が行う事業に要する経費について、県・鳥取市が各1/2ずつ負担する。	11,343
事務費	事務所賃借料等	2,865
合計		21,891

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・砂丘利用者と協働し鳥取砂丘の保全と再生を推進するとともに、適切な利活用が図られるよう巡視指導等により条例の趣旨の普及啓発を行う。
- ・国の天然記念物指定当時（昭和30年代）のような「砂の動く生きている砂丘」を取り戻し維持していく。

【取組状況・改善点】

- ・県民・企業等のボランティア活動や鳥取砂丘未来会議の保全・再生に係る取組、除草業務の委託により、砂丘の草原化は食い止められている状況である。
- ・平成21年度から鳥取砂丘レンジャーを配置し、条例に規定する禁止事項を取り締まるとともに、鳥取砂丘の貴重な自然環境等を伝えることによって、利用者に鳥取砂丘の価値や魅力を認識していただくなど、条例の趣旨の啓発を行っている。

《除草活動の実績》

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
除草量	4.5 t	3.6 t	4.7 t	5.6 t	9.2 t
除草ボランティア参加者数	8,255人	4,236人	3,927人	1,929人	1,866人

※除草量には、ボランティア除草のほか職員や人材派遣（委託）による除草を含む

※平成30年度以降、猛暑や新型コロナウイルス感染症拡大により一部除草を中止したため参加者が減少

《植物分布の割合》 平成3年：約40% → 現在：約20%に縮小

《落書き件数》

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
落書き件数	197件	112件	88件	80件	80件
（うち条例対象）	（107件）	（80件）	（62件）	（65件）	（52件）

※いずれの年も4月～12月の件数を記載

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

緑豊かな自然課（内線：7978）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生物多様性保全事業	6,754	10,120	△3,366				6,754	
トータルコスト	19,107千円（前年度 22,582千円）〔正職員：1.4人、会計年度任用職員：0.5人〕							
主な業務内容	希少野生動植物の保護、自然環境の保全推進に資する取組							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」を実現するため、希少野生動植物の保護等を行う団体等への支援や「とっとり生物多様性センター」による生物多様性の推進の取組により、本県の豊かで美しい自然を守り、未来の世代に伝えていく機運の醸成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容				予算額
希少野生動植物保護対策事業	○希少野生動植物の保護等の活動を行う団体への支援（4,100）				5,907
	補助金名	補助対象事業・経費	実施主体	補助率等	
	希少野生動植物保護管理事業補助金	特定希少野生動植物の保護等に係る経費	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で認定する団体	定額 〔補助上限〕250千円	
	生物多様性保全活動支援事業補助金	生物多様性の保全に資する保護・防除等にかかる経費	自然保護団体等	定額 〔補助上限〕100千円	
		開発における生息地の代替措置に係る経費	民間事業者	1/2 〔補助上限〕100千円	
	○希少野生動植物の生育状況の把握等（989）				
	○生物多様性GIS（※）の保守管理（818）				
生物多様性の推進に係る事業	「とっとり生物多様性推進センター」による生物多様性の保全・利活用を推進するため自然保護団体の研修会、希少種の保護のための有識者による現地検討等の実施				319
自然環境保全地域管理事業	自然環境保全地域（15地域）における制札板の適正な維持管理や自然保護監視員による巡視等				528
合 計					6,754

※生物多様性GIS：希少野生動植物の生息情報を電子地図上で可視化する地理情報システム

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

自然保護団体の活動を活性化し、希少種に係る情報収集を進め、改訂した鳥取県版レッドリストを基に県民参加による生物多様性の保全を推進する。

【取組状況・改善点】

- 令和2年度に設置した「とっとり生物多様性推進センター」を中心に、自然環境保全に関する有識者や自然保護団体等との協力関係を構築し、希少野生動植物や重要な生態系の保全、開発事業への助言指導を行っている。
- 有識者や関係団体とより緊密な連携を取り、生物多様性の保全活動等を引き続き進めていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

9 目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7978）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣保護管理事業	107,835	104,173	3,662	42,731			65,104	
トータルコスト	169,477千円（前年度 165,541千円） [正職員：6.8人、会計年度任用職員：3人]							
主な業務内容	調査業務委託、各種情報収集・整理、計画推進体制整備、関係機関と調整							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農林水産業被害等、人との軋轢が問題となっているイノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ・カワウについて、「第二種特定鳥獣管理計画」（令和4～8年度）及び「カワウ被害対策指針」に基づき、適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

また、高病原性鳥インフルエンザウイルスの監視調査により、国内野鳥への感染の早期発見に努め、家きん等への感染予防や感染拡大の防止を図る。（鳥獣保護及び適正狩猟推進事業の一部及び特定鳥獣保護管理事業、カワウ被害緊急対策事業を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
特定鳥獣生息状況調査等事業	・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの生息状況調査等 ・管理計画の達成状況や対策等に係る検討及び3県連携（鳥取県、兵庫県、岡山県）によるシカの捕獲強化等	7,804
ニホンジカ指定管理鳥獣捕獲等事業	・「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の策定調査及び効果検証 ・実施計画に基づくシカの捕獲	80,463
ツキノワグマ保護管理対策事業	・住民の安全・安心を確保するための活動支援 [実施主体] 市町村等 [補助率] 1/2（間接補助の場合1/3） ・ブナ科堅果類の豊凶調査による出没動向等の予測 ・錯誤捕獲されたクマの放獣及び放獣個体の追跡 ・ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	10,911
カワウ被害緊急対策事業	・カワウの胃内容物調査、生息実態調査 ・コロニーの誘導と繁殖抑制対策の検討 ・カワウ対策検討会の開催	5,190
野生鳥獣の保護及び感染症対策事業	・傷病等により収容された野生鳥獣の治療 ・愛鳥ポスターコンクール及び野生動物のすみかコンクール開催 ・鳥獣保護区等での生息状況、渡り鳥の渡来状況等の調査 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス等対策として糞便採取調査、死亡野鳥等調査	3,467
合 計		107,835

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

科学的データを踏まえた適正な個体数管理及び被害防止対策を実施する。

＜年間捕獲目標＞ イノシシ 14,000頭以上、ニホンジカ 14,000頭以上

【取組状況・改善点】

・ツキノワグマは県境を跨ぎ、広域的に移動、分布することから兵庫県、岡山県と連携して広域的な個体数の管理を行うとともに、ゾーニング（棲み分け）管理の適正な運用を図っている。

・イノシシ、ニホンジカの捕獲強化により、令和3年度のシカ捕獲数は過去最多であった。今後も捕獲を強化する。

＜令和3年度の捕獲実績＞ イノシシ 9,968頭、ニホンジカ 12,255頭

・カワウは、市町村、関係団体等と連携し、湖山池等の営巣地での繁殖抑制・コロニー誘導試験、河川での銃による捕獲・追い払い・捕獲したカワウの胃内容物調査によるアユ被害状況の確認等の対策を実施しており、引き続きカワウ対策検討会の専門家の助言を得ながら各対策を実施する。

＜捕獲実績＞ 令和元年度 556羽、令和2年度 724羽、令和3年度 646羽

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

9 目 狩猟費

緑豊かな自然課（内線：7872）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣捕獲者確保環境整備事業	17,473	18,793	△1,320	3,480		(手数料) 4,385	9,608	
トータルコスト	50,220千円（前年度 51,914千円） [正職員：4.2人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、委託・補助金交付事務、狩猟免許・狩猟者登録事務							
工程表の政策内容	自然環境の保全・再生と野生動植物との共生社会の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

中山間地域の深刻な有害鳥獣被害を減少させるため、特にニホンジカ・イノシシ捕獲の即戦力となる狩猟者の確保・育成は喫緊の課題となっている。このため、狩猟者の資格取得や技能向上に対する支援、銃猟者の射撃練習に係る負担を軽減するための環境整備を行う。

また、鳥獣保護管理法に定める狩猟の適正化等を図り、生態系の保全、農林水産業の健全な発展に寄与することにより、自然環境がもたらす恩恵を享受できる県民生活の確保、地域社会の健全な発展を推進する。（鳥獣保護及び適正狩猟推進事業の一部を統合）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容				予算額
銃猟者への支援	有害鳥獣捕獲従事者等による射撃練習等に支援を行う市町村等へ支援を行う。				1,198
	区分	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率等	
	射撃練習奨励補助金	射撃練習に要する経費	猟銃を使用する有害鳥獣捕獲従事者	1/3<市町村1/3>	
	散弾銃技能講習受講経費支援	銃刀法に定める技能講習の受講奨励金交付に要する経費	市町村	1/2 [補助上限] 3,000円/人	
	ガバメントハンター育成支援	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する経費	鳥獣被害対策に携わる市町村職員	1/3<市町村1/3>	
大口徑ライフル技能講習に係る県外射撃場への旅費支援	ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講に必要な経費	銃刀法に定める技能講習修了証明書の交付を受けた者	5,000円（定額）		
狩猟者の養成	ニホンジカ、イノシシ等の有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を養成する。 ・ 狩猟免許取得のための事前講習会の実施 ・ ベテラン猟師による新人ハンターへの実猟・実技指導の実施 等				3,718
ハンター養成スクール運営	有害鳥獣捕獲の即戦力を確保するため、ハンター養成スクールを運営する。				4,960
新規狩猟者の参入促進	狩猟免許の取得と狩猟者登録に係る経費の一部を支援する。 [対象者] 狩猟免許を取得し、当該免許の初回の更新までに狩猟者登録した者。支援は初回登録1回限り。				3,212
適正狩猟の促進等	・ 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習会の実施 ・ 鳥獣保護区等の指定・管理 ・ 狩猟関係物品の購入				4,385
合 計					17,473

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

有害鳥獣捕獲等の即戦力となる狩猟者の確保・育成を図る。
60歳未満の県内狩猟免許所持者 1,300人（令和12年度末）

【取組状況・改善点】

- ・ 本事業の実施により、近年、新規狩猟免許取得者は若手を中心にわな猟、銃猟ともに増加傾向にあり、高齢化が進んでいた狩猟者の若返りが進みつつある。
- ・ 県外射撃場での射撃練習等を支援し、銃猟者の射撃技術向上に努める。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7981）

3目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域で進める緑のまちづくり事業	12,312	6,912	5,400				12,312	
トータルコスト	20,889千円（前年度 15,587千円）〔正職員1.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	地域で進める鳥取らしい緑のまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「第30回全国都市緑化とっとりフェア」（平成25年）及び「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」（令和元年）の開催を契機に高まった都市緑化推進の機運を継承し、また、緑化による脱炭素化社会の推進を図るため、鳥取の幅広い緑化啓発等を継続して行うとともに、新しい時代に相応しい鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内容	予算額
県民参加の体制整備	「鳥取県みどりの伝道師」の派遣	県内で実施する地域の緑化活動に対し、活動団体等のニーズに応じた指導、助言を行い活動のスキルアップ等につなげるため、県に登録した緑化の専門的知識を有する「みどりの伝道師」を派遣する。	762
	花と緑のまちづくり支援事業補助金	○植栽・啓発事業（600千円） 県民が主体的に行う地域の緑化活動を推進するため、地域住民の緑化活動を支援する市町村の取組を支援する。 〔補助率〕市町村負担額の1/2 〔補助上限〕50千円/件 ○【新規】みんなの広場芝生化事業（6,400千円） 地域のまちづくり団体や市町村等が公共空間等を芝生化する取組を支援する。 〔補助率〕市町村負担額の1/2 〔補助上限〕1,600千円/件	7,000
緑化の普及啓発への支援	地域緑化活動育成支援補助金	鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑化を広く県内に普及し、緑化を推進する人材育成などを行う団体等に支援する。 ○普及啓発に係る人材育成 ・人材の育成に係る事業 ・調査・研究に係る事業 〔補助率〕10/10〔補助上限〕1,000千円/件 ○緑化普及に係る事業 ・講座・講演・研修・啓発・交流に係る事業 ・イベント等の企画・立案・調整・運営に係る事業 〔補助率〕3/4〔補助上限〕600千円/件	3,200
	花と緑のフェア開催負担金	県内3箇所で開催する「花と緑のフェア」の開催経費の一部を負担する。 （東中西部実行委員会への負担金：負担率1/3）	1,350
合 計			12,312

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地域に根ざした継続的な緑化活動の定着と拡大を図る。
県の事業を活用した地域での緑化活動数 20件以上/年

【取組状況・改善点】

- ・地域に根ざした継続的な緑のまちづくり活動が県内全域に広がるよう、取組の普及啓発や支援を行っている。
- ・緑のまちづくり活動の更なる普及のため、花と緑のまちづくり支援事業補助金の制度拡充を行い、公共空間等を芝生化する取組を支援する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費
5項 都市計画費
3目 公園費

緑豊かな自然課(内線:7403)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	(債務負担行為) 1,273,582 544,771	534,864	(債務負担行為) 1,273,582 9,907			(使用料)5,383 (雑入)12,934 18,317	(債務負担行為) 1,273,582 526,454	
トータルコスト	565,043千円(前年度555,368千円) [正職員:2.6人]							
主な業務内容	指定管理者等との協議調整、委託業務の執行・管理、備品等の整備、都市公園法等に係る許認可など							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立都市公園の充実した管理運営を図るため、指定管理者への管理委託、備品の購入等を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
布勢総合運動公園	指定管理料(291,494) (計画額287,980千円、休業補償3,514千円) [指定管理者](公財)鳥取県スポーツ協会 [指定管理期間]平成31年4月1日~令和6年3月31日(5年間) 備品等購入費(13,812) 演出用機材(照明等)、AED、トレーニングマシン等の購入 大会必備器具の整備(3,500) 不正スタート発見装置等の調達(リース)に係る業務の委託 フィニッシュタイマーリース料(3,168) 陸上競技場内に設置するフィニッシュタイマーに係るリース料 陸上競技場公認検定更新経費(2,180) 陸上競技場第1種公認検定、補助競技場第3種公認検定の期限満了に伴う更新に係る経費	314,154
東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く)	指定管理料(126,380) [指定管理者](一財)鳥取県観光事業団・(株)チュウブ共同企業体 [指定管理期間]平成31年4月1日~令和6年3月31日(5年間) 備品等購入費(3,653) トレーニングマシン等の更新	130,033
燕趙園	指定管理料(97,400) [指定管理者](一財)鳥取県観光事業団 [指定管理期間]平成31年4月1日~令和6年3月31日(5年間) 備品等購入費(176) ベンチの更新	97,576
指定管理候補者審査委員会開催費	次期(令和6~10年度)指定管理候補者の選定を行う指定管理候補者審査委員会開催に係る経費	548
その他	(一社)日本公園緑地協会会費等(160)、標準事務費	2,460
合計		544,771

次期指定管理委託料(布勢総合運動公園)[債務負担行為]1,273,582千円(令和6年度~10年度)

※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。

【参考】次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方

- ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。
- ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。
- ・光熱費は、物価上昇が著しい現状(例:電気+70%、都市ガス+132%)にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。(公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定)

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7369）

3目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（公共事業） 都市公園機能向上 推進事業	48,400	63,400	△15,000				48,400	
トータルコスト	52,299千円（前年度 67,343千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 県立都市公園を訪れる多様な利用者の満足度を高めるため、環境整備を継続的に進め、利用者の利便性向上を図るとともに機能向上を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 布勢総合運動公園内施設の整備を行う。 ・多目的広場整備 [ふれあい広場周辺] (48,400千円)</p>								
（公共事業） 都市公園安全・安心 対策事業	514,000	118,000	396,000	218,500	<178,500> 248,000		47,500	県負担額 226,000
トータルコスト	517,899千円（前年度 121,943千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 県立都市公園施設の耐震化を行い、安全で快適な公園づくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容 布勢総合運動公園内施設の改修を行う。 ・県民体育館メインアリーナ天井耐震改修及び照明灯 LED 化等設備更新 (514,000千円)</p>								

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

緑豊かな自然課（内線：7369）

3目 公園費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
（公共事業） 公園施設長寿命化事業	240,000	28,000	212,000	120,000	<84,000> 108,000		12,000	県負担額 96,000																		
トータルコスト	242,339千円（前年度 30,366千円） [正職員：0.3人]																									
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 県立都市公園利用者の安全・安心の確保及び公園施設長寿命化計画に基づいた機能維持を図るため、公園施設の改修・更新を行う。																										
2 主な事業内容 東郷湖羽合臨海公園内の整備を行う。 ・緩傾斜護岸整備 [宇野地区]（240,000千円）																										
（公共事業） 都市公園維持費	152,817	125,254	27,563				152,817																			
トータルコスト	160,614千円（前年度 133,140千円） [正職員：1人]																									
主な業務内容	改修計画の立案、指定管理者との協議調整、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 県立都市公園施設の計画的な修繕等により、施設修繕費の低減を図り、安全・安心に利用できる都市公園の整備を行う。																										
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>布勢総合運動公園</td> <td>・日本陸連公認継続に向けた補助競技場修繕 ・県民体育館屋根修繕 等</td> <td style="text-align: right;">134,508</td> </tr> <tr> <td>東郷湖羽合臨海公園</td> <td>浮標灯修繕 [宇野地区]</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>燕趙園</td> <td>電気設備更新</td> <td style="text-align: right;">8,309</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>災害等による緊急修繕対策費</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">152,817</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	布勢総合運動公園	・日本陸連公認継続に向けた補助競技場修繕 ・県民体育館屋根修繕 等	134,508	東郷湖羽合臨海公園	浮標灯修繕 [宇野地区]	5,000	燕趙園	電気設備更新	8,309	その他	災害等による緊急修繕対策費	5,000	合計		152,817
区分	内容	予算額																								
布勢総合運動公園	・日本陸連公認継続に向けた補助競技場修繕 ・県民体育館屋根修繕 等	134,508																								
東郷湖羽合臨海公園	浮標灯修繕 [宇野地区]	5,000																								
燕趙園	電気設備更新	8,309																								
その他	災害等による緊急修繕対策費	5,000																								
合計		152,817																								

（注）起債欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

備考欄の県費負担額は、起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-72-8988）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク創生事業費	51,195	48,216	2,979	2,249			48,946	
トータルコスト	84,477千円（前年度81,815千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	中核拠点施設としての整備、ツーリズムの推進、国内外に向けた魅力発信等							
工程表の政策内容	山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信							
事業内容の説明				【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
「山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク」でのロングトレイルやシーカヤック等アクティビティ活動等の推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図るとともに、地域住民の機運醸成を図る取組を推進する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算額
中核拠点施設としての整備	・情報発信デジタルサイネージの運用 山陰海岸ジオパークの中核拠点施設としてエリア全体の情報発信を行うデジタルサイネージの運用を行う。							424
ツーリズムの推進	・ガイド人材発掘事業（66） ガイドの高齢化等を踏まえ新たな人材を発掘するため地域資源を学ぶ講座等を開催する。 ・山陰海岸ジオパークトレイルコースの新たなコース（山間ルート）検討事業（738） ・山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン造成事業（4,000） トレイルコースの体験イベント等を開催するとともに、その模様をアウトドア情報誌等を通じてPRすることでツーリズムの推進を図る。							4,804
国内外に向けた魅力発信	・自然と演劇との共生事業（1,300） ジオパークと演劇などの文化芸術を連携した映像等を制作しPRする。 ・ユネスコ世界ジオパーク道府県連合での情報発信（2,000） ・雑誌・テレビ等メディアを活用等した情報発信（3,000）							6,300
民間活力の振興	・山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（20,152） 産業振興、ツーリズム振興、普及・啓発の推進などジオパークに関連した取組を支援する。 ・山陰海岸ジオウォーク補助金（1,500） 民間主体で開催されるウォーキング大会を支援する。							21,652
研究・教育活動の推進	・サイエンスカフェの開催（1,042） ・山陰海岸ジオパーク調査・研究委託（3,380） 鳥取大学等の学術関係者と自然館学芸員が共同で調査・研究を行う。							4,422
国際化対応	・テレビ電話通訳サービスの運用 テレビ電話通訳サービス（12か国語対応）を利用できるタブレットをジオパーク拠点施設等へ配備する。							223
その他	・自然遊歩道の眺望景観回復（1,000）・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金（6,603） ・鳥取県政ジオバイザリースタッフ経費（50）・標準事務費（5,717）							13,370
合計							51,195	

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

山陰海岸ジオパークの魅力発信を通じて、その認知度向上及び国内外からの誘客促進を図る。
ジオパークエリアにおけるアクティビティ（自然体験活動）年間参加者数7,000人（令和6年度末）

【取組状況・改善点】

- ・ロングトレイルやシーカヤックなど山陰海岸ジオパークでのアクティビティ（自然体験活動）が人気であり、それらを利用したツーリズムにより山陰海岸ジオパークへの誘客を図っている。
- ・公共交通機関を利用したトレイルモデルプランをアウトドア情報誌等で紹介し、また、山陰海岸ジオパークの魅力伝えるラジオ番組でPRするなど情報発信を行った。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（電話：0857-73-1445）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	9,814	9,522	292			(使用料) 72	9,742	

トータルコスト 19,705千円（前年度19,463千円） [正職員：0.9人、会計年度任用職員：1人]

主な業務内容 会計事務、物品管理、施設管理、関係機関との調整

工程表の政策内容 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」の管理運営に要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
施設・設備維持管理費等	・施設管理 一般廃棄物等処理、ろ過海水搬入、展示水槽清掃 等 ・設備管理 自動ドア保守点検 等	6,423
事務費	・職員旅費、光熱水費、消耗品費 等	3,391
合 計		9,814

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	5,942	5,942	0				5,942	
----------------------	-------	-------	---	--	--	--	-------	--

トータルコスト 29,543千円（前年度29,586千円） [正職員：1.7人、会計年度任用職員：3.6人]

主な業務内容 山陰海岸ジオパークに関する教育普及活動業務、資料の収集、展示、調査研究

工程表の政策内容 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力づくりと戦略的な観光情報の発信

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの拠点施設として、その魅力をより多くの方に知っていただくため、対象地域の資料収集や調査研究を行い、「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」内の展示を充実させるとともに、教育普及活動を図るための魅力的な講座を開催する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
体験学習講座	外部団体と連携した体験学習講座の開催	600
資料収集研究費	山陰海岸ジオパークの海洋生物研究及び潜水調査による生物の採取	216
事務費	・3D映像機器等リース・保守料(令和5～9年度債務負担行為設定済) ・展示用消耗品 ・チラシ、リーフレット印刷費 ・デジタル地球儀サーバ利用料	5,126
合 計		5,942

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛交通安全総合対策事業	3,617	3,617	0				3,617	
トータルコスト	8,295千円（前年度8,349千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	鳥取県支え愛交通安全条例に基づく広報啓発業務							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、交通事故のない鳥取県の実現に向け、安全運転サポート車の普及促進、自転車用ヘルメットの着用促進、信号のない横断歩道での一時停止の励行などを啓発し、機運醸成を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
安全運転サポート車の普及促進	安全運転サポート車の体験試乗会の開催（東・中・西部地区で実施）	225
おもてなしヘルメット購入支援事業	観光客・宿泊客を対象に自転車の貸出サービス（レンタサイクルサービス）を行う事業者が、利用者のための自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助する。 [補助対象] 観光協会、ホテル、旅館組合 等 [補助率] 1/2 [補助上限] 2千円/個	200
広報啓発事業	ヘルメット着用、自転車保険加入及び信号機のない横断歩道における一時停止を啓発するためのチラシの制作等	500
自転車用ヘルメット着用推進協力企業支援	自転車通勤を行う従業員のヘルメット着用に自主的に取り組む企業と協定を結び、企業の取組を積極的に支援する。（支援内容） ・県ホームページによる協力企業の取組内容の紹介 ・研修会講師の派遣 ・研修資料及び見本用の自転車用ヘルメットの貸与 等	2,692
合 計		3,617

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県民の自転車用ヘルメットの着用率向上を図る。

【取組状況・改善点】

- ・本県では、平成24年から令和3年までの10年間で自転車事故によって28人が死亡、1,316人が負傷している。（鳥取県警調査）
- ・県民の自転車用ヘルメット着用率向上を図るため、SNS や県政だより等により、ヘルメット着用促進と自転車損害賠償保険加入促進等呼びかけた。
- ・県立高校（24校）では、令和3年度から学校ごとに自転車通学時のヘルメット着用の義務化（校則又は自転車通学許可条件）を段階的に進めており、令和5年度から全学年で義務化となる。
- ・私立高校（8校）では、令和4年度までに5校が義務化となっており、3校に対してヘルメット着用義務化の働きかけを行った。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

3目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策推進事業	7,262	7,082	180				7,262	
トータルコスト	13,500千円（前年度 13,391千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	交通安全に係る各種広報啓発、補助金交付、補助事業者との連絡調整							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進し、交通事故の防止を図る。

鳥取県交通対策協議会の活動経費を助成し、国、市町村、関係機関及び団体と連携して、交通安全対策を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県交通安全対策会議等	鳥取県交通安全対策会議の開催及び鳥取県交通安全実施計画の策定・広報	181
鳥取県交通対策協議会補助事業費	鳥取県交通対策協議会の活動支援 [補助率] 10/10 ・交通安全普及ポスター、啓発用品の作成及び広報啓発活動 ・交通安全県民大会の開催 ・高齢者交通安全対策事業（交通安全講習）の実施 ・事務局運営経費（事務員1名の人件費含む）	7,081
合 計		7,262

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・交通事故の発生件数、死者数の減少を図る。
年間交通事故死者数 16人以下（令和7年度末目標）
年間交通事故重症者数 85人以下（令和7年度末目標）
- ・安全運転サポート車体験試乗会等の普及啓発活動を実施し、高齢者による事故の防止を図る。

【取組状況・改善点】

- ・令和4年の県内の交通事故の発生件数、負傷者及び死者数ともに、平成17年から18年連続で減少した。
発生件数 598件（前年比△20件、△3.2%）
負傷者数 691人（前年比△3人、△0.4%）
死者数 14人（前年比△5人、△26.3%）
- ・チャイルドシートの使用徹底、自転車の安全利用等を重点目標に定め、春、夏、秋、年末の交通安全運動を実施した。
- ・ドライブレコーダーを活用した実車による高齢者に対する交通安全講習の開催のほか、車両に衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の機能が整備された「安全運転サポート車」の体験機会を設けるなど普及等に努めている。
- ・独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の行う自動車事故被害者援護事業及び運転適性診断について、県内の損害保険会社や市町村等に対して周知を行うほか、県内への事業所や各商工会議所、商工会の会員に対し、運転適性診断の積極的な活用を依頼した。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

くらしの安心推進課（内線：7989）

3 目 交通対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通事故相談所運営事業	590	590	0				590	
トータルコスト	7,897 千円（前年度 2,167 千円） [正職員：0.2 人、会計年度任用職員：2 人]							
主な業務内容	交通事故相談所の運営							
工程表の政策内容	交通安全対策の推進、県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 交通事故被害者等の救済を行うため、交通事故相談所（鳥取・米子）を運営する。 2 主な事業内容 交通事故相談所において公正・中立な立場で、相談者に対し損害賠償問題、示談交渉等に関する示唆、助言等を行い、交通事故に関する紛争解決と被害者等の救済を図る。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7183）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪被害者等相談・支援事業	24,737	24,369	368	11,019			13,718	
トータルコスト	36,433千円（前年度 36,198千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	講演会の開催、広報啓発、性暴力被害者支援、啓発・支援員研修等の開催							
工程表の政策内容	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犯罪被害者等に対する見舞金給付を行う市町村を支援するとともに、暴力追放に取り組む住民を支援する団体に必要な支援を行う。

性暴力被害者支援に係る電話・面接相談や医療的支援等を行うほか、支援員養成講座や研修、関係機関の協議会の運営などを総合的に行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の運営費を助成し、支援活動の推進を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
犯罪被害者等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金 犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給する市町村を支援する。 [事業主体] 市町村 [補助率] 1/2 [補助上限] 遺族見舞金:150千円 傷害見舞金:50千円 ○犯罪被害者支援を考える研修会の開催 ○犯罪被害者等支援活動費補助金 暴力追放に取り組む住民を支援する団体の活動に必要な経費の一部を市町村と協調して助成する。 [事業主体] (公財)鳥取県暴力追放センター [補助率] 定額(暴力団被害救済基金による負担額を除く。) 	1,600
性暴力被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県性暴力被害者支援連携事業補助金 [事業主体] 鳥取県性暴力被害者支援協議会 [補助率] 10/10 [補助対象経費] (1) 被害者支援費 ・支援員活動経費 ・産婦人科、精神科等受診費用、弁護士費用支援費 ・被害者支援連携会議の開催費等 (2) 啓発・支援員研修費 ・支援員養成講座、性暴力被害者支援を考える公開講座の開催費 ・出前講座の実施経費 ・相談窓口の広報経費等 (3) 性暴力被害者支援協議会組織の運営等 ・事務局長、常勤職員、非常勤職員(3名)の人件費 ・旅費、需用費、役務費、使用料等 	23,137
合 計		24,737

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

犯罪被害者等見舞金給付制度制定市町村目標数：19市町村（令和5年度末）

【取組状況・改善点】

- ・犯罪被害者等見舞金給付制度制定市町村数 令和4年度当初：8町 → 年度末見込：12市町
 - ・性暴力被害者支援センターとっとりでは令和3年10月に24時間365日の相談受付を開始し、令和4年11月に通話料の完全無料化が進むなど相談体制の拡充が図られた。
 - ・令和4年度の性暴力被害相談件数は、前年度とほぼ同数で依然として高い水準にあり、引き続き一人一人の被害者に寄り添った支援が行われるよう、被害者支援活動の充実を図る。
- <性暴力被害者支援センターと通りの相談受理件数>

令和2年度：316件、令和3年度：678件、令和4年度（11月末時点）：526件

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課（内線：7183）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
犯罪のないまちづくり普及啓発事業	1,731	1,731	0				1,731	
トータルコスト	11,087千円（前年度11,194千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	県民の総合的防犯意識啓発、防犯リーダー養成、優良防犯施設の認定							
工程表の政策内容	県民が安心して暮らせる犯罪のないまちづくりの推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭キャンペーン、防犯リーダー研修、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進し、県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
県民の総合的防犯意識啓発	○鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の周知 ○街頭キャンペーンの実施 啓発物品を制作するとともに、鍵かけ推進・万引き防止のチラシを配布し、街頭啓発を行う。 ○ながら見守り、通学路等の見守り活動の啓発	396
地域安全フォーラム開催補助金	公益社団法人鳥取県防犯連合会の主催するフォーラムの講師謝金・旅費、会場借上料等を助成する。	541
防犯リーダー研修会	地域の防犯活動や見守り活動の活性化を図り、中核として活動するリーダーや防犯見守り活動者を養成する。	295
優良防犯施設認定制度の促進	学校、共同住宅、駐車場、深夜小売業店舗等を対象とした優良防犯施設を認定する。	88
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の策定、推進計画に基づく施策の実施状況や重要事項を調査・審議する協議会を開催する。	261
青色防犯パトロール活動促進事業	青色防犯パトロール車両に装備が義務づけられている「青色回転灯」と「広報用マグネットシート」を民間活動団体に支給する。	150
合計		1,731

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

防犯リーダー研修会年間参加者目標数 100人（令和5年度末）

【取組状況・改善点】

新型コロナウイルス感染症の影響により「盗難防止の日」街頭広報は中止したが、主要駅構内のデジタルサイネージにより広報啓発を行った。また、SNS、あんしんトリピーメール等を活用し、県民に鍵かけ、盗難防止を呼びかけた。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県西部犬猫センター（仮称）整備事業	136,750	0	136,750	66,568			70,182	
トータルコスト	143,767千円（前年度0千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	鳥取県西部犬猫センター（仮称）の整備等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

令和5年秋に西部総合事務所に米子保健所が移転することに伴い、現保健所の敷地内にある犬管理所を西部犬猫センターとして、官民連携により新たに整備する。

2 主な事業内容

西部犬猫センターの施設整備及び管理運営業務をDBO方式（※）により、一括して民間事業者等に委託する。 ※DBO方式：Design（設計）、Build（施工）、Operate（管理運営）の一括発注

（1）施設整備

予定地：皆生プレイパーク北側（米子市皆生温泉3丁目）敷地面積 約1,500㎡

規模：木造、延べ床面積 約210㎡

収容数：犬5頭以上、猫12頭以上

所要室：犬飼養房、猫飼養房、隔離室、作業・保管室、シャワー室、倉庫、研修室 ほか

（2）管理運営

業務内容：犬猫の捕獲・収容、譲渡・返還、飼養管理、動物愛護の普及啓発、施設管理

令和5年度は事業者の業務習熟を図るため、犬管理所での飼養管理を委託

※動物愛護管理法に基づく動物取扱業者等に対する指導・監督命令や犬猫の譲渡適正判断、動物に関する苦情・相談対応等の業務は、引き続き保健所が実施する。

<予算額>

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県西部犬猫センター（仮称）整備事業	センター施設整備（設計・施工） （令和5年度債務負担行為設定済）	133,137
	犬管理所での飼養管理委託（平日の一部・休日のみ） （令和5年度債務負担行為設定済）	3,613
合 計		136,750

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

西部犬猫センターを官民連携により整備・運営し、西部地域における動物愛護の普及啓発、譲渡活動の推進を図る。

（事業スケジュール）

- ・令和5年度に設計・建築工事（年度内完成）、現行の犬管理所の休日の飼養管理を委託。
- ・令和6年度春に開所し、センターの管理運営（平日・休日の飼養管理のほか、捕獲収容、動物愛護啓発等）を委託。

【取組状況・改善点】

- ・令和3年度に有識者等で構成する「鳥取県西部犬猫センター設置検討会」を3回開催し、施設整備及び運営の在り方等をとりまとめた。
- ・令和4年2月から5月に整備予定地の地元自治会、団体等に整備計画を説明し理解を得た。
- ・令和4年12月16日から事業者の公募を開始し、令和5年3月中旬に事業者の選定を行う。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物譲渡情報促進事業	898	4,443	△3,545				898	
トータルコスト	1,678千円（前年度 5,232千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	犬猫譲渡サイト管理事務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

犬猫の殺処分ゼロに向け、令和4年度に新たに開設した犬猫譲渡ウェブサイトにて県や県民・ボランティア等が飼養する犬猫の譲渡情報を集約し、提供するとともに、オンラインによる譲渡会等を開催して新たな飼い主への譲渡を促進する。

2 主な事業内容

○犬猫譲渡情報ウェブサイト保守管理委託等（令和5～9年度 債務負担行為設定済）

犬猫譲渡情報ウェブサイト保守管理、オンライン譲渡会の広報支援

＜令和4年度との予算比較＞

（単位：千円）

	令和5年度	令和4年度	備考
ウェブサイト保守管理	898	230	
ウェブサイト開設	—	4,213	R4年度で終了
計	898	4,443	

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新しい飼い主への譲渡を促進し、犬猫の収容・処分頭数を削減する。

目標値（令和12年） 収容・引取り数：犬100頭以下、猫200頭以下

致死処分頭数：犬及び猫 最終目標ゼロ

【取組状況・改善点】

- ・これまで、犬猫の譲渡・返還の情報は、県ホームページに掲載し、譲渡者と譲受者の交渉には、県を介していたため煩雑となり、譲渡までに時間を要していた。
- ・ボランティア団体等有する譲渡情報は、主に各団体が開設するHPやSNSのみに掲載され、県内の譲渡情報を一元的に取得することが困難であった。
- ・このため、県・個人・ボランティアの譲渡情報を集約し、情報発信を促進するウェブサイトを開設し、各情報の更新頻度や発信力を高め、併せて、譲受希望者とサイト上で直接交渉できるよう利便性を向上させた。
- ・サイト上では、オンライン譲渡会を開催することにより、より多くの方に犬猫の譲渡情報を配信して譲渡を促進する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護センター機能支援事業	(債務負担行為) 42,418 25,376	25,623	(債務負担行為) 42,418 △247				(債務負担行為) 42,418 25,376	
トータルコスト	26,156千円（前年度 26,412千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	犬猫の譲渡促進・動物愛護の普及啓発、補助金業務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

（公財）動物臨床医学研究所の動物愛護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」を、鳥取県動物愛護センターとして位置付け、県が引取り等を行った犬猫の中長期的な飼養、治療、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着等を行い、新たな飼い主へ譲渡を促進するほか、適正飼養の指導及び動物愛護の普及啓発等を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
動物愛護センター機能委託	○委託先 （公財）動物臨床医学研究所 （人と動物の未来センター“アミティエ”） ○委託内容 ・ 収容した譲渡対象動物の中長期的な飼養及び譲渡 ・ 譲渡対象動物の健康管理、不妊去勢手術 ・ 負傷動物の治療 ・ 動物愛護の普及啓発（動物愛護週間行事） ・ 適正飼養指導（犬のしつけ方教室） ・ 県直接譲渡動物の不妊去勢手術（犬猫） ・ 県直接譲渡動物のマイクロチップ装着（犬猫） [債務負担行為] 42,418千円（令和6～7年度）	24,597
鳥取県動物愛護センター施設費補助金	○事業主体 （公財）動物臨床医学研究所 ○補助内容 ・ 動物愛護センター機能を維持・向上するために必要な施設の整備費 [整備概要] 新館裏通路上の屋根設置（事業費：2,360千円） [補助率] 1/2（県779千円、鳥取市401千円、事業主体1,180千円）	779
合 計		25,376

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

アミティエと連携して収容動物の譲渡促進及び普及啓発の取組を推進する。

アミティエへの譲渡頭数 85頭（令和5年度）

【取組状況・改善点】

- ・年間70頭以上の犬猫を県及び鳥取市の収容施設から受け入れており、譲渡促進に貢献している。
- ・来場者は例年約3,000人を超え、犬猫の適正飼養指導、動物愛護啓発の重要な拠点である。
（来場者数：H30：3,823人、R1：3,605人、R2：1,760人、R3：3,009人）
※R2は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年より大幅に減少
- ・収容・処分頭数の一層の削減のため、飼い主に対する適正飼養の普及啓発を更に推進する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
動物愛護管理推進事業	9,858	10,261	△403			(手数料) 1,031	8,827	
トータルコスト	48,063千円（前年度 48,902千円） [正職員：4.9人]							
主な業務内容	犬・猫の保護収容、監視指導、各種申請事務、普及啓発、連絡調整等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人と動物が共生する社会の実現に向け、動物ボランティアに対する活動経費等の助成、動物愛護の出前教室、動物取扱責任者研修の開催、犬管理所の休日の管理委託及び県が収容等を行う動物の管理など、動物福祉の推進、動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養の推進、収容動物の適正管理等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県動物愛護推進協議会	協議会委員の報償費、旅費	196
鳥取県動物福祉推進事業補助金	動物福祉、動物愛護管理に取り組む県内民間団体等への支援 [事業主体] ・県譲渡ボランティアに登録している団体及び個人 ・公益法人 ・NPO法人又は営利を目的としない団体 [補助対象] ・啓発活動 譲渡会、写真展などのイベント、小学校等への出前教室、啓発資料作成などの活動に係る経費 ・譲渡活動 県から譲渡された犬、猫の譲渡会に係る会場費、広告費、不妊去勢手術費、マイクロチップ装着費、疾病検査等の衛生費、狂犬病予防法に基づく注射料・注射済票交付手数料・登録料、離乳前の子猫を預かり離乳するまで飼養管理するための粉ミルク現物支給 [補助率・補助上限] ・県登録譲渡ボランティア（団体、個人）、公益法人 啓発活動 1/2（法人・団体：上限300千円、個人：上限100千円） 譲渡活動 1/2又は10/10（団体：上限500千円、個人：上限200千円） ・一般団体（啓発活動のみ） 1/3（上限100千円） 【拡充】 ・マイクロチップ装着費（犬）、疾病検査等の衛生費、狂犬病予防法に基づく注射料・注射済票交付手数料・登録料の補助率1/2→10/10 ・ミルクボランティアへの粉ミルク支給 子猫1匹につき1缶→2缶	1,645
動物取扱責任者研修会	外部講師の報償費、旅費	237
犬管理所委託料	休日管理、脱臭設備保守点検、浄化槽管理、医療廃棄物処理	1,374
動物の収容、飼養管理、譲渡、適正飼養の普及啓発、監視指導等に係る経費等	○動物取扱業者の監視指導経費、動物福祉・動物愛護に関する普及啓発指導経費、ボランティアと連携した活動経費、収容動物の餌代 ○医薬材料費、動物病院治療費、処分動物火葬費、事業実施に係る連絡調整費	6,406
合計		9,858

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

犬・猫の致死処分頭数をゼロにする。

【取組状況・改善点】

適正飼養等の啓発や収容動物の譲渡推進等により、県が引取りや致死処分を行う犬猫の頭数は減少している。

犬猫の収容・引取り頭数 H28：犬207頭、猫662頭⇒R3：犬106頭、猫231頭

犬猫の致死処分頭数 H28：犬17頭、猫460頭⇒R3：犬2頭、猫60頭

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人と猫の共生社会推進対策事業	7,155	5,099	2,056			(寄附金) 310	6,845	
トータルコスト	12,613千円（前年度10,619千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	繁殖制限措置の普及啓発、適正飼養・動物愛護意識の普及啓発、補助金事務等							
工程表の政策内容	動物愛護の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

収容動物の多くを占める猫について、市町村、関係団体と連携して不妊去勢手術等の経費助成、地域猫活動の支援を行うことにより、飼主のいない猫の繁殖を抑制し、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
飼い主のいない猫の繁殖制限事業	○不妊去勢手術への助成を行う市町村に対して支援を行う。 [補助率] 1/2 [補助上限] 5千円/頭 ○猫捕獲用の檻を県と市町村に配備し、捕獲者に貸し出す。 ・市町村への購入支援 [補助率] 1/2 [補助上限] 9千円/台	4,790
地域猫活動モデル事業	○繁殖制限措置支援 地域猫活動への助成を行う市町村に対して支援を行う。 [対象経費] 不妊去勢手術費及び広報費 [補助率] 1/2 [補助上限] メス23千円/頭、オス15千円/頭 ○飼養管理支援 繁殖制限措置支援により不妊去勢手術を行った猫を対象に地域猫活動モデル事業を行う地域住民集団に対して地域猫の管理費（猫砂、エサ代、衛生・治療費等）を支援する。 [補助額] 定額（10千円/頭） ○意見交換 地域猫活動に対する理解を深めるよう専門家と意見交換する。 ※地域猫活動：TNR（所有者のいない猫を捕まえて不妊去勢手術を行った後、元の場所に戻す）を行った上で、地域で飼養管理する活動	1,065
飼い猫の繁殖制限事業	○不妊去勢手術への助成を行う（公社）鳥取県獣医師会に対して支援を行う。 [補助額] 定額（メス4千円/頭、オス2千円/頭）	800
【新規】動物愛護推進員による地域活動支援助成	○県の依頼を受けた動物愛護推進員が行うTNRや地域猫活動への助言・協力等の活動に対して支援を行う。 [奨励金] 1,000円/人・日（上限5万円/人）	500
合計		7,155

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

猫の繁殖対策を推進し、猫の収容・処分頭数及び猫に関する苦情件数を削減する。

【取組状況・改善点】

- ・犬、猫とも収容数は減少したが、猫に係る苦情・相談件数は増加傾向にある。
犬の収容数 H28：207頭⇒R3：106頭
猫の収容数 H28：662頭⇒R3：231頭（うち所有者のいない猫 H28：496頭⇒R3：52頭）
猫に係る苦情・相談件数 H28：1,123件⇒R3：1,753件
- ・飼い主のいない猫の繁殖制限事業を行う市町村は、平成28年度10市町から、令和2年度には全市町村への取組に発展した。
- ・繁殖制限事業を推進し、糞尿等の課題への対応を含む地域猫対策に、引き続き取り組む。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食の安全・安心 HACCP （ハサップ）推進事業	29,248	29,447	△199				29,248	
トータルコスト	34,706千円（前年度 34,967千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	事業者への HACCP 導入の指導及び支援、消費者への啓発、補助金事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品衛生法の改正に伴い、全ての食品等事業者が「HACCP に沿った衛生管理」を行う必要があるため、事業者の運用状況の確認及び継続運用を支援する。また、新規事業者には導入支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
食品事業所への 専門員派遣	業種、業態等に応じた専門員を各事業所に派遣し、HACCP 導入に取り 組む事業者を支援する。	6,336
事業者の施設・ 設備整備への 補助	[事業主体] 食品衛生法改正に伴い許可の取得が必要となった営業者 ※新設された業種（漬物製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を除く）、 食品の小分け業、密封包装食品製造業）のうち、法改正以前から営業してい た者に限る。 [補助要件] 衛生管理計画及び手順書の提出 [補助対象] 鳥取県食品衛生条例に定める施設の基準（許可基準）を満たすた めの経費又は HACCP 導入に必要と認められる経費 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円/件	12,000
HACCP 導入・運 用支援	HACCP の導入及び運用に係る研修会（動画配信によるものを含む）を 開催し、事業者を支援する。	2,200
食品事業所の HACCP 運用確認	外部委託事業者により、食品営業者の HACCP の運用状況の確認を行 い、不備のある事業者は保健所が指導する。	8,712
合計		29,248

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

HACCP 導入済の事業者に対する監視指導及び新規事業者に対する支援を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・令和4年度は飲食業、漬物等製造業等の HACCP 研修会を開催し 81 名が受講した。（令和4年12月現在）
- ・外部委託事業者による HACCP 運用状況の点検を行い、不備があった場合は、研修会の受講を案内するほか、受講に至らない事業者に対しては保健所から指導を継続する。

HACCP 運用確認済み事業所数：5,464事業所（88.6%）（令和4年12月現在）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食品衛生指導事業	〔債務負担行為〕 12,215 52,205	25,294	〔債務負担行為〕 12,215 26,911	190		(手数料) 17,249	〔債務負担行為〕 12,215 34,766	
トータルコスト	204,247千円（前年度 179,071千円）〔正職員：19.5人〕							
主な業務内容	営業許可、監視指導、普及啓発、消費者及び営業者教育など							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品の安全確保のため、食品営業施設の許可・監視指導のほか、食品検査及び食品衛生の普及啓発を行う。また、食の安全推進会議により食品の生産から消費に携わる様々な立場の事業者と県民・消費者等との相互理解の促進を図り、毎年策定する食品衛生監視指導計画、施策等に県民の意見を反映させる。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
【新規】食品衛生システムの開発	食品衛生法改正及び統計処理等に対応できない既存システムに代え、新たな食品衛生台帳システムを導入し、事務の効率化を図る。 〔債務負担行為〕12,215千円（令和6～10年度 保守経費）	25,801
食品取扱い施設に対する営業許可、監視指導	食品衛生法に基づき営業許可を要する営業（飲食店営業等）について、施設の事前調査及び営業許可を行うとともに、営業施設へ立入り、監視指導等を行う。	1,820
食中毒発生時の調査及び拡大防止	食品による健康被害が発生した際、原因究明等を行い、被害拡大防止のための必要な指導を行う。	20,931
食品営業者への指導教育	食品営業者等で組織する（一社）鳥取県食品衛生協会が、食品衛生の普及・向上のため自主的に実施する食品衛生指導等の事業に対し支援する。 ・食品衛生指導員活動推進事業〔補助率〕1/2 ・食品衛生大会開催事業〔補助率〕1/2	1,756
消費者及び食品事業者への啓発	消費者及び食品事業者に対して、食中毒を注意喚起するための広報及び予防講習会等を開催する。	957
食の安全推進会議の開催	食に関する情報や県の施策に関する意見を受けるため、食の安全推進会議を開催する。 ・開催回数 年3回程度 ・委員構成 学識経験者、生産者、食品事業者、消費者等12名	440
食品衛生検査の信頼性確保	衛生環境研究所が行う食品衛生検査の信頼性確保のため、外部機関による精度管理調査及び内部点検を行う。	310
カネミ油症健康実態調査	国が行うカネミ油症に関する研究の健康実態調査をする。 （国委託事業）	190
合 計		52,205

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・食品衛生法違反の発生数をゼロとする。（令和4年度4件（12月末時点））
- ・食品重点監視対象施設（※）への監視率を100%とする。（令和4年度47.2%（12月末時点））
- ・年間監視目標件数（全体） 約5,000件（令和4年度2,967件（12月末時点））

※食品重点監視対象施設：各県の状況にあわせて重点的に監視を行う必要がある施設（大量調理する給食施設、野生鳥獣肉処理施設等）や食品衛生法違反を発生させた施設。

【取組状況・改善点】

- ・食品衛生監視指導計画に基づき効果的に監視指導を行い、食品衛生法違反防止に努めている。
- ・中国四国厚生局、同地区都道府県及び保健所設置市で組織する広域連携協議会への参加や鳥取市との情報共有など、他自治体と連携した指導を行っている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

2目 食品衛生指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
食肉衛生検査所管理運営事業	56,123	17,067	39,056			(手数料) 37,942	18,181	
トータルコスト	158,264千円（前年度120,374千円）[正職員：13.1人]							
主な業務内容	と畜検査、と畜場及び食肉処理施設の監視及び指導							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 食肉衛生検査所において「と畜検査」等を行い、食肉の衛生確保に努める。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
【新規】屋上防水改修工事	食肉衛生検査所の屋上雨漏りの改修工事							47,181
【新規】無線LAN整備工事	新型コロナウイルス感染症対策として、所内の無線LAN整備を行い、業務継続体制を構築する。							608
施設運営費	庁舎警備委託、感染性廃棄物等処理委託、浄化槽保守点検清掃委託、標準事務費等							8,334
合 計							56,123	
くらしの安心推進課管理運営事業	6,835	8,150	△1,315			(手数料) 96	6,739	
トータルコスト	10,734千円（前年度12,093千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安心推進課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。 ・調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師の免許の登録事務等に要する経費である。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7211）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	37,720	79,633	△41,913				37,720	
トータルコスト	43,343千円（前年度 97,150千円）〔正職員：0.5人、会計年度任用職員：0.6人〕							
主な業務内容	認証店への定期的な巡回指導、補助金事業、認証店の拡大・情報発信							
工程表の政策内容	適切な感染対策を取り運用している施設を認定する「認証店」制度の運用と普及啓発・利用促進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」とする。）の認証取得支援及び情報発信を行うとともに、認証店（飲食店）の定期的な巡回・指導等を行うことにより、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図る。（飲食店巡回体制等継続強化事業を統合）</p> <p>※新型コロナ安心対策認証店：新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（ガイドライン）に基づき作成した新型コロナウイルス感染防止対策チェックリストに沿って、全ての感染防止対策に取り組む店舗を県が審査し認証する。</p>								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算額
感染予防対策推進補助金	感染予防対策を維持するために必要な設備等の導入経費を補助する。 [対象店舗・事業者] 感染予防対策に取り組む事業者 [補助対象経費] 非接触式体温計、CO2モニター等の備品購入費、パーテーションや換気扇等の設置工事費等 ※消耗品は対象外 [補助上限] 20万円/施設 [補助率] 1/2							12,000
飲食店巡回体制等強化事業	認証店への定期的な現地確認・指導体制等を構築し、認証後の感染防止対策維持を徹底するよう、巡回指導等をする。 （飲食店の認証店舗数：令和4年12月26日現在 4,172店舗）							23,760
専門家の助言体制の整備	認証店の認証にあたり、専門家の助言により対策の有効性を確保する。							500
認証店の情報発信	認証店の店舗情報や感染防止対策の取組事例などを専用サイト等により情報発信する。							1,210
その他	認証店ステッカー作成							250
合計							37,720	

※新型コロナウイルスの感染状況が不透明なため、半年分の経費を計上

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・店舗の感染予防対策を進め、県民や観光客等の利用を促進し、事業者の事業活動の継続と新型コロナウイルス感染症の拡大防止の両立を図る。
- ・認証を取得した飲食店における感染防止対策の維持・強化を推進することにより、県民が安全・安心に飲食店を利用できる環境の維持を図る。

【取組状況・改善点】

- ・業種を問わず認証取得が進み、事業者の感染防止対策に対する意識が向上し、感染防止対策が進展した。
- ・感染予防対策に取り組む事業者を支援するため、感染予防対策推進補助金を交付した。
令和4年度実績 申請件数：363件、交付申請額：33,536千円（令和4年12月末現在）
- ・県民が安心・安全に認証店の飲食店を利用できるよう定期的な巡回点検を実施している。
令和4年度実績 巡回件数：2,436件（令和4年12月末現在）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7247）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[廃止]新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)	0	3,488,261	△3,488,261					
トータルコスト	0千円（前年度 3,489,050千円） [正職員：0人]							
<p>事業内容の説明</p> <p style="margin-left: 40px;">新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生向上推進事業	21,101	20,684	417	8,329		(手数料) 1,415	11,357	
トータルコスト	43,712千円（前年度 43,553千円）[正職員：2.9人]							
主な業務内容	各種生活衛生営業許可、監視指導、免許交付、補助金事務等							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活衛生関係営業について、各法令に基づく届出受理、許可、監視指導を行う。また、補助事業等により生活衛生業の振興を図り、公衆衛生の向上を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
営業許可・監視指導事業	○生活衛生営業（理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場、特定建築物）に係る届出受理、許認可事務、監視指導 ○資格試験の実施（クリーニング師試験）	663
生活衛生指導事業	○各種生活衛生同業組合の育成指導 ○鳥取県生活衛生営業審議会の開催 ○生活衛生功労者知事表彰	300
助成事業	○（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上を図る取組を行う。 （公財）鳥取県生活衛生営業指導センターの運営費を助成する。 [補助率] 10/10（国 1/2、県 1/2） ○生活衛生関係営業振興事業補助金 生活衛生関係営業事業所の衛生水準の維持・向上及び業界の活性化を図るため、（公財）鳥取県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合の事業に対し助成する。 [補助率] 1/2（県 33/100、鳥取市 17/100） ○公衆浴場確保対策費市町村補助金 営業日数が年間 200 日以上的一般公衆浴場（※）の運営及び利用促進事業に助成する、市町村（鳥取市除く）に補助する。 [補助率] 市町村補助額の 1/2（経営経費助成） 市町村補助額の 1/4（施設整備助成） ※一般公衆浴場：物価統制令を適用している公衆浴場	20,138
合 計		21,101

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）公衆浴場原油価格高騰対策事業	385	0	385				385	
トータルコスト	1,165千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	一般公衆浴場原油価格高騰対策事業							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

原油価格の高騰により影響を受ける一般公衆浴場を支援するため、燃料費等の助成を行い、適切な管理運営の確保を図る。

※一般公衆浴場：物価統制令を適用している公衆浴場

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金	一般公衆浴場に対し、市町村が原油価格高騰対策として燃料費等の助成を行う場合に補助を行う。 [対象施設] 5施設 （公営施設、温泉利用のため加温不要の施設及び中核市である鳥取市内の施設は対象外） [補助上限] 155千円/施設（※） [補助率] 市町村補助額の1/2（千円未満切り捨て） ※原油高騰の先行きが不透明なため、半年分の経費を計上	385

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

原油価格の高騰により、経営が圧迫されている一般公衆浴場に支援を行い、公衆衛生の向上に努める。

【取組状況・改善点】

- ・令和4年度は、原油の平均価格を考慮し、340千円/施設を上限に補助を実施している。
- ・原油価格高騰の実態を踏まえ、引き続き市町村と協調して支援を行う。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
温泉資源保全利用推進事業	1,835	1,156	679			(手数料) 442	1,393	
トータルコスト	13,531千円（前年度 12,985千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	許可、監視指導、調査							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 温泉資源の保護及び適正利用の推進を図るため、源泉の調査及び温泉法に基づく許可、監視を行う。</p> <p>2 主な事業内容 県下の利用源泉の温泉成分・湿度等の調査を行うとともに、温泉の掘削・増掘・動力装置の許可及び利用施設の監視・指導等を行う。</p>								
民泊適正化指導事業	500	500	0				500	
トータルコスト	1,280千円（前年度 1,289千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	住宅宿泊事業法に基づく事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 住宅宿泊事業法(平成30年6月施行)に基づく届出受付、実績報告受理及び監督事務を実施し、適正な管理指導を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○届出受付事務 届出書の審査、届出番号の発行及び標識の交付、関係機関等への情報共有を行う。</p> <p>○実績報告受理事務 住宅宿泊事業者からの定期報告を受理し確認する。</p> <p>○監督事務 住宅宿泊事業者に係る監督（業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令、報告徴収、立入検査）を実施する。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

くらしの安心推進課（内線：7247）

6目 農作物対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わかりやすい食品表示推進事業	500	500	0				500	
トータルコスト	13,755千円（前年度 13,906千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	普及・指導に係る事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

食品の表示や米トレーサビリティ（流通経路確認）について、法令に基づく相談・指導・立入検査等を実施し、食品表示の適正化の推進、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の徹底を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
わかりやすい食品表示推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示に係る立入検査・指導等（食品表示法第8条） <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者、国等からの情報提供に基づき、県内の食品製造業及び販売業者への立入検査等を実施する。 ○表示の適正化のための研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や消費者団体等の要請による研修会を開催する。 ○景品表示法に係る調査・指導等（景品表示法第7条） <ul style="list-style-type: none"> ・県内に流通する商品、食品等に係る不当な広告・表示について調査等を実施し、違反事例に対しては適切に指導等を行う。 ・消費者や事業者を対象に景品表示法の内容を踏まえた食品表示に関する研修会を実施する。 ○米トレーサビリティ法に係る立入検査・指導等（米トレ法第11条） <ul style="list-style-type: none"> ・県内米穀関係事業者に立入り、取引の記録作成・保存状況及び産地情報伝達義務を指導する。 ○食品表示法に係る事業者説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法に係る基準等の周知及び適正化を図るため、県内の食品関係事業者に対して説明会を実施する。 	500

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

食品表示違反件数 0件

【取組状況・改善点】

県及び鳥取市などの関係者との連携のもと、令和4年度は383件（令和4年9月現在）の立入検査を行い、適宜表示違反に対する指導を行うことで、適正な食品表示の普及を図った。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

7目 肥料植物防疫費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農業資材適正使用推進対策事業	500	500	0	107		(手数料) 126	267	
トータルコスト	9,077千円（前年度 9,175千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	許認可及び普及・指導に係る事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
農薬取締法及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録・届出事務、農業資材の販売店への立入検査、販売者及び使用者に対する研修会の実施等により、農薬及び肥料の適正使用の推進を図る。								
2 主な事業内容								
○農薬取締法に基づく事務等								
<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の適正使用の指導及び啓発 ・農薬販売店の届出に係る事務 ・農薬販売店への立入検査及び指導 ・農薬適正使用推進研修の実施 [対象] 農協、農薬卸売会社、ゴルフ場等の責任者等 ・農薬販売者研修の実施 [対象] 量販店等で農薬購入者に使用方法をアドバイスする従業員 								
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく事務等								
<ul style="list-style-type: none"> ・肥料販売業者、特殊肥料（堆肥等）の生産業者の届出に係る事務 ・普通肥料（有機質肥料）の登録に係る事務 								

7款 商工費

2項 工鉦業費

くらしの安心推進課（内線：7601）

4目 計量検定費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
計量検定事業	2,817	2,817	0			(手数料) 2,301 (雑入) 500	16	
トータルコスト	21,530千円（前年度 21,743千円） [正職員：2.4人]							
主な業務内容	計量器の検定・検査、計量事業者の監視指導、計量関係事業者の登録等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<ul style="list-style-type: none"> ・適正な計量の実施に向け、計量器の検定・検査及び事業者・使用者の監視指導を行う。 ・県民に対する適正計量の重要性等の普及啓発を図る。 								
2 主な事業内容								
○計量関係事業								
計量証明事業者の登録、適正計量管理事業所の指定、計量器製造・修理・販売事業者の届出受理、特定計量器の検定・定期検査及び基準器検査を行う。								
○監視指導								
登録、指定、届出事業者への監視指導、特定計量器使用者の監視指導及び特定商品の販売に係る商品量目監視指導を行う。								
○計量の普及啓発								
計量記念日（11月1日）に県民に対する啓発事業を行う。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
消費生活センター事業費	27,992	25,834	2,158	12,138			15,854	
トータルコスト	67,267千円（前年度 65,432千円）〔正職員：4.3人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、審議会等開催、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化、消費生活相談体制の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費者教育の拠点機関である消費生活センターを設置運営し、消費者教育推進計画に基づく体系的な消費者教育及び啓発を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
消費者教育推進事業	○とっとり消費者大学の開催 ・大学連携講座及び公開講座の実施、啓発講座への講師派遣、啓発新聞記事掲載 ・【新規】講座の動画作成・オンデマンド配信委託 ○消費者教育推進地域協議会の開催、消費者団体の活動支援等 ○【新規】鳥取県消費者教育推進計画の改定に係る実態調査 ・県民3,000人に対する消費生活への意識や消費者被害経験等及び県内教育機関での消費者教育実態等の調査 ○【新規】SNSを活用した若者の消費者被害防止啓発 ・高校生等を対象としたSNSによる啓発動画コンテンツの実施 ・保護者向けの啓発コンテンツの作成・SNSによる情報発信	9,540
消費者行政費	○市町村消費者行政強化交付金（市町村事業） 市町村等が取り組む消費者行政強化事業に対し交付する。 [補助対象] 啓発資料作成費、研修参加費等 [補助率] 定額、1/2 ○消費者行政経費 消費生活審議会の開催・運営、市町村・警察・その他関係機関との連携会議（消費者安全確保地域協議会等）の開催 ○消費生活センター（東部・中部・西部）管理運営費	18,452
合 計		27,992

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・県民の安全安心な消費生活に資するため、市町村が取り組む消費生活相談対応の強化や研修参加を支援する。また、消費生活上の配慮を要する高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制を構築する。
- ・賢い消費者の育成を目指して、幼児期から高齢期までのライフステージに応じ、学校、地域など様々な場において多様な主体と連携した体系的な消費者教育を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・消費者教育推進計画に基づき、消費者の自立を支援するため、各年代やライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組んでいる。
- ・成年年齢引下げに伴う、若年層の消費者被害防止のため、高等教育機関における啓発講座を継続し、関係機関との連携を更に深めていく。
- ・高齢者等の消費者被害防止のため、市町村による消費者安全確保地域協議会の設置を促進する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身近な消費生活相談窓口機能強化事業	36,029	37,259	△1,230	916			35,113	
トータルコスト	39,928千円（前年度 41,202千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報・啓発講座実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	消費生活相談体制の充実・強化、自立した消費者育成のための消費者教育の推進、消費者被害防止のための仕組みづくりと広報・啓発活動の充実・強化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消費生活に関し広域的な見地を要する相談及び苦情等の対応を行う消費生活センターを設置運営し、市町村消費生活相談窓口等と連携して、県内の消費者被害の未然防止と解決を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額												
デジタル消費者教育の推進	新しい生活様式の普及に伴い増加したインターネットを介した消費生活トラブルの被害防止のため、携帯電話会社及び市町村と連携し、高齢者がスマートフォン・インターネットの利用上の注意点を学び、消費者トラブル、特殊詐欺に巻き込まれない対処法を身に着けるデジタル基礎講座を実施する。	1,833												
消費生活相談事業	<p>○消費生活相談業務の委託（33,163）</p> <p>県内3箇所の消費生活相談室に消費生活相談員（国家資格者）を配置し、市町村窓口の支援を行うとともに、市町村窓口閉庁日の相談対応を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>相談室</th> <th>開所日</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部：県庁第二庁舎2階</td> <td>月～金</td> <td>2名（※）</td> </tr> <tr> <td>中部：倉吉交流プラザ2階</td> <td>火～土（祝日とその翌日を除く）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>西部：米子コンベンションセンター4階</td> <td>毎日（祝日除く）</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）2名のうち1名は概ね週2日勤務、令和7年度以降は1名</p> <p>[委託期間] 令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間） （債務負担行為設定済）</p> <p>○多重債務・法律相談会の開催（849）</p> <p>○鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金（184）</p>	相談室	開所日	配置人数	東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）	中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名	西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名	34,196
相談室	開所日	配置人数												
東部：県庁第二庁舎2階	月～金	2名（※）												
中部：倉吉交流プラザ2階	火～土（祝日とその翌日を除く）	1名												
西部：米子コンベンションセンター4階	毎日（祝日除く）	2名												
合 計		36,029												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県民の安全安心な消費生活に資するため、消費生活相談対応を行う。

【取組状況・改善点】

- ・県内の消費生活相談について、消費生活相談員が所属するNPO法人への業務委託により、複雑多様化する相談に適切に対応してきた。
 <令和3年度消費生活相談実績> 県2,757件、市町村2,113件
- ・高齢化社会の進行に伴い、今後、配慮を要する消費者の増加が見込まれることから、住民に身近な市町村役場で消費生活相談を受けるとともに、必要に応じて介護や見守りなどの福祉施策と連携した問題解決につなげる消費者安全確保地域協議会の設置を促進し、消費生活相談体制の充実、強化を図るようにしている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

消費生活センター（電話：0859-34-2705）

7目 消費者支援対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
思いやり消費（エシカル消費）普及事業	2,500	4,100	△1,600	1,250			1,250	
トータルコスト	4,059千円（前年度 5,677千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	企画・関係機関調整、広報の実施、補助金・交付金事務							
工程表の政策内容	自立した消費者育成のための消費者教育の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

思いやり消費（エシカル消費）（※）の推進に向け、思いやり消費を積極的に展開する事業者を支援することにより、思いやり消費の実践機会を提供し、普及を図る。

※思いやり消費（エシカル消費）：人や社会、環境、地域に配慮した消費やサービスを選ぶ思いやりのある消費行動（思いやり消費の例：エコマーク商品、フェアトレード商品、障がい者が作った商品、障がい者雇用企業の商品の購入や地産地消 ほか）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額	前年度 予算額
とっとり 思いやり 消費普及 推進事業 補助金	○「とっとり思いやり消費推進宣言」を行った小売り事業者等が実施する思いやり消費の普及推進の取組に対し、交付する。 [補助対象] 思いやり消費商品の販売コーナーの設置や該当商品の購入ポイント付与、宣伝・広告に係る経費等 [補助率] 1/2 [補助上限] 500千円	2,500	2,500
その他	○思いやり消費シンボルマーク、ステッカー作成 ○学校図書館等への啓発パネル等の貸出用展示物の作成	—	1,600
合 計		2,500	4,100

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

日常的に消費活動が行われる小売店等事業者と連携し、思いやり消費（エシカル消費）の認知度向上及び実際の消費行動への結び付けを行う。

【取組状況・改善点】

- これまでイベントでの啓発や子どもエシカル教室の開催、エシカルソング・ダンスDVD製作などを行い、県内の思いやり消費の認知度は徐々に向上してきた。
- 令和3年度は中学生を対象としたエシカル消費標語コンテストを開催し、併せて学校図書館でSDGsや思いやり消費の啓発展示を行うことで、教育現場と連携した取組を展開した。
- 令和4年度は新たにフェアトレード啓発人形2体を作成し、学校図書館や県立図書館等への啓発展示を行っている。また、「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者を募集し、思いやり消費の推進を進めている。

＜令和4年度宣言登録事業者＞登録事業者：2社（令和4年12月時点、このほか4者と相談中）

- 今後、消費者へ思いやり消費の普及を推進するためには、継続的な啓発に加えて実践の場をわかりやすく提供し、思いやり消費の行動を具体化させることが重要である。「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者の増加と、「とっとり思いやり消費普及推進事業補助金」の活用を進め、教育現場や事業者など地域関係者と一層連携した取組を行っていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課（内線：7234）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
景観等行政費	2,204	2,126	78			(手数料) 304	1,900	
トータルコスト	20,917千円（前年度 21,052千円） [正職員：2.4人]							
主な業務内容	審議会の運営、景観形成巡視員・景観アドバイザーの運用、研修会等の開催 等							
工程表の政策内容	美しい景観の保全と創造							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

景観審議会、屋外広告物審議会の運営など景観行政及び屋外広告物行政に関する事務等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
景 観 事 業	景観審議会の運営	景観形成条例等に基づく知事の諮問に応じて、景観形成等に関する事項について審議を行う。	422
	景観形成巡視員の設置、研修	景観形成条例に基づき、条例に違反する無届行為の発見・通報等を行う巡視員を各市町村に配置し、巡視活動を行う。	583
	景観アドバイザーの設置、派遣	景観に関して高い見識を有する者を景観アドバイザーとして配置し、公共事業に係る景観評価などを実施する。	291
	景観行政市町村職員担当者研修会等	学識経験者及び先進的自治体による講演等により、景観まちづくりへの取組について考える機会を設ける。	564
屋 外 広 告 物 事 業	屋外広告物審議会の運営	屋外広告物条例に基づき、知事の諮問に応じて、屋外広告物の設置許可基準、その他の重要事項について審議する。	344
合 計			2,204

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

住まいまちづくり課（内線：7234）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広域景観形成支援事業	3,400	3,400	0				3,400	
トータルコスト	7,299千円（前年度 7,343千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金関係事務							
工程表の政策内容	美しい景観の保全と創造							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

広域にわたる景観資源（日本風景街道、若桜鉄道、大山、ジオパーク等）を共有する複数の市町村が連携・協調して行う景観形成、保全・活用の取組を推進するため、これらの市町村が共同で策定する広域景観形成行動計画に基づき実施する事業に対し支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	補助対象	補助上限	補助率	予算額
広域景観形成支援事業補助金	○展望地・滞留拠点（道の駅等）等の整備に要する費用 ・基本構想策定費用 ・基本計画、基本設計、詳細設計費用 ・施工費用	500/箇所	1/2	1,000
	○住民啓発のための研修、ワークショップ等の開催費（講師謝金・旅費、会場費、需用費等） ○広報等に要する費用（委託費等）	100/件		400
	○景観に配慮して行われる次の取組に必要な経費 【市町村への間接補助】 ・屋外広告物、建築物・工作物、農業用資材等の撤去、改修、交換等に要する経費 ・美化、緑化活動（ガードレール等の塗装、植栽管理等）に要する経費（材料、種苗、肥料、道具等の購入費、指導者謝金・旅費等）	1,000/市町村		2,000
合 計				3,400

（前年度からの変更点）

市町村への間接補助事業について、補助上限を500千円から1,000千円に拡充。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

良好な広域景観を形成し、観光促進・地域振興を図る。

【取組状況・改善点】

- ・日本風景街道に登録されている「新因幡ライン」沿線では、民間団体を中心に沿道緑化等の景観づくりやイベント実施による地域活性化に取り組まれている。一方で、景観上好ましくない屋外広告物や道路工作物等が数多く存在している。
- ・八頭町及び若桜町では、沿線の景観の改善、展望地・滞留拠点（道の駅等）の整備、景観資源の保全等を内容とする「新因幡ライン景観形成行動計画」を令和3年6月に策定し、屋外広告物の改修、柿畑の防風ネットの取替えなど計画に沿った景観資源の保全、整備を進めている。
- ・沿線住民等の景観に対する意識付けが進んできており、景観形成活動に係る補助金活用の相談が増えてきたことから、間接補助の上限額を引上げ、広域景観の形成を推進する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7234）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	40,522	41,041	△519	1,768			38,754	
トータルコスト	49,099千円（前年度 49,716千円） [正職員：1.1人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明、補助金関係事務、応急危険度判定士関係事務、耐震化支援環境整備事務、耐震化促進計画関係事務、津波対策支援事業 等							
工程表の政策内容	住宅・建築物の耐震化の促進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大規模な地震の発生に備え、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を促進するため、耐震診断から改修まで所要の費用の一部を助成するとともに、耐震対策に必要な人材の育成、その他県民が安心して耐震化に取り組むことができる環境を総合的に整備する。

2 主な事業内容

(1) 震災に強いまちづくり促進事業（34,399千円）

昭和56年5月31日以前（木造住宅は平成12年5月31日以前）に建築された住宅・建築物の耐震診断、改修設計及び耐震改修等に係る費用の一部を助成する。（市町村間接補助事業）（単位：千円）

内 容	補助率	予算額
戸建て住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修（一体で実施する省エネ改修を含む）又は建替・除却並びに耐震シェルターの設置、屋根瓦の耐震対策に係る費用の一部を支援する。 【拡充】建築基準法に適合しない屋根瓦の耐風診断、耐風改修を補助対象に追加	診断：2/3～10/10 設計：1/2 改修：23%～4/5	15,027
建築物の耐震診断、改修設計、耐震改修（一体で実施する省エネ改修を含む）又は建替・除却に係る費用を支援する。	診断・設計：2/3 改修・建替・除却：23%	11,165
避難路等の沿道に設置された危険ブロック塀の除却、軽量フェンス・木塀等への改修に係る費用を支援する。 【拡充】除却の補助上限額の引上げ（避難路沿いの限度額30万円を60万円に拡充）	除却：2/3～4/5 改修：1/3～2/5	7,708
消耗品・印刷製本費	—	499
合 計		34,399

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業（2,352千円）

がけ地に近接する危険住宅の除却費等（住宅の除却費、引越費）及び移転先の住宅の建設又は購入費等に係る借入金に対する利子補給に係る費用の一部を助成する。（市町村間接補助事業、補助率10/10）

【拡充】除却費等の補助限度額を975千円から除却費1,500千円、引越費975千円に拡充

(3) 耐震化支援環境整備事業（2,599千円）

住宅耐震化の支援体制を図るため、県が行う木造住宅耐震化業者登録の考査、低コスト工法の講習会に係る経費ほか、民間団体等が開催する耐震化勉強会に係る経費の一部を支援する。

(4) 応急危険度判定士育成事業（1,072千円）

建築士等を対象とした応急危険度判定士養成講習会を開催し、認定希望者を県が登録する。

(5) 津波避難施設整備促進事業（100千円）

津波避難施設を整備する市町村を支援するための基金造成に係る事務を行う。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

<震災に強いまちづくり促進事業> 住宅耐震化率（耐震化住宅数/住宅総数）の目標値：
令和7年度92.0%（令和3年度85.2%）

<応急危険度判定士育成事業> 判定士登録目標数：1,100人（令和5年2月現在1,093人）

【取組状況・改善点】

- 令和3年度の住宅耐震化助成の実績は193件（前年度比40件増）であった。引き続き補助金による支援を行うとともに、市町村に対して、県補助制度に合わせた補助制度拡充と予算確保の働きかけを行っていく。
- 所有者への働きかけとして、市町村ではコロナ禍により戸別訪問や勉強会等は中止したが、鳥取市がダイレクトメールを送付したところ無料耐震診断の申込みが増加したことから、他市町村への横展開を図る。
- 所有者負担を軽減する取組として、所有者が工事費から補助金を差し引いた額の資金を準備すればよい、施工者代理受領制度（市町村が補助金を工事施工者に直接支払う制度）等の導入を市町村に働きかけ、令和4年度に新たに2市町村で導入された。（全8市町村で導入済）

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アスベスト撤去支援事業	7,836	26,250	△18,414				7,836	
トータルコスト	10,955千円（前年度 29,404千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	制度設計・周知説明・補助金関係事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

吹付アスベストの除去工事等に要する経費の一部を支援し、県民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
アスベスト撤去支援事業補助金	[補助対象者] 民間建築物の所有者（市町村への間接補助） [補助対象建築物] 吹付アスベスト等が施工されている建築物 （除去等について他の補助金を受けていないもの） [補助対象経費] 吹付アスベスト等の除去、封じ込め、囲い込みに要する費用 [負担割合] 国1/3、県1/4、市町村1/12、事業費1/3 [補助対象事業費上限額] 20,000千円以内で市町村が定める額	7,836

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

民間建築物に使用されている吹付アスベストの撤去等の対策を推進する。

【取組状況・改善点】

- ・ 県、市町村及び関係機関で組織する鳥取県建築物安全安心推進協議会を設置し、建築物の吹付アスベスト調査・除去、耐震化の推進に取り組んでいる。
- <参考>吹付アスベストの除去等の助成実績（平成18年度～令和5年1月末）101件
- ・ 建築物の所有者が、吹付アスベストの有無を把握していないことが多いため、吹付アスベストが使用されている可能性のある延べ面積300m²以上の建築物の台帳を作成し、これを基に所有者に吹付アスベストの有無を調査するよう働きかけている。
- ・ 吹付アスベストの使用が確認された建築物の所有者には、補助制度を周知し除去を働きかけている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

4目 建築指導費

住まいまちづくり課（内線：7697）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりUD施設普及推進事業	18,637	43,439	△24,802	500			18,137	
トータルコスト	27,214千円（前年度54,479千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金関係事務、とっとりUDアドバイザー養成講習会の開催派遣、とっとりUD施設認証事務、とっとりUDマップ運営に係る事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県では、福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）を制定し、建築物のバリアフリー化を推進している。民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について、市町村と協調して支援するとともに、全ての人にとって利用しやすいUD施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額	前年度 予算額																												
とっとりUD施設普及推進事業	○とっとりUDアドバイザー派遣・登録 建築物の設計・施工段階において、利用者視点でバリアフリー整備について助言するUDアドバイザーを県が養成・登録し、派遣する。 ・アドバイザーの派遣費用 ○とっとりUD施設認証 条例のバリアフリー整備基準を満たし、更にユニバーサルデザインに取り組む施設を格付、認証する。 ・認証プレートの制作費	1,000	1,500																												
福祉のまちづくり推進事業補助金	民間の特別特定建築物及び特定建築物の新築・改修におけるバリアフリー整備を支援する。（市町村間接補助） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="3">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>特別特定建築物</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>とっとりUD認証施設</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> ◎認定特定建築物：所管行政庁が誘導基準（条例基準以上）への適合を認定した建築物 ◎特別特定建築物：高齢者・障がい者等が利用し、バリアフリー整備を義務付けた建築物 ◎特定建築物：多数の者が利用し、バリアフリー整備を努力義務とした建築物 ◎とっとりUD認証施設：条例に基づき、知事がUD認証基準への適合を認定した建築物	補助対象	補助率	負担割合			国	県	市町村	認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6	特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8	とっとりUD認証施設	2/3	1/3	1/6	1/6	16,165	17,831
補助対象	補助率			負担割合																											
		国	県	市町村																											
認定特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6																											
特別特定建築物	2/3	1/3	1/6	1/6																											
特定建築物	1/2	1/4	1/8	1/8																											
とっとりUD認証施設	2/3	1/3	1/6	1/6																											
とっとりUDマップ運営事業	障がい者、高齢者、子育て世帯、観光客等が施設のバリアフリー情報をスマートフォンで検索できるとっとりUDマップの保守運営費	1,472	10,492 (アプリ開発費を含む)																												
その他	整備マニュアル改定、UD施設認証マーク作成等	—	13,616																												
合計		18,637	43,439																												

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

誰もが安心して利用できる建築物のバリアフリー化、UD整備を促進する。

【取組状況・改善点】

- ・条例により、コンビニなど身近な小規模施設においても車いす使用者用の駐車場・便所の設置、誘導ブロックの整備が着実に進んでいる。
- ・令和4年10月に施行した改正条例では、特別特定建築物の規模を引下げ、バリアフリー整備基準を見直したほか、UDアドバイザー派遣制度（計画）、UD施設認証制度（設計）を創設し、福祉のまちづくり推進事業補助金（整備）、とっとりUDマップ（普及）を合わせて、4つのステップで支援する「とっとりUD施設普及推進プログラム」として、UD施設の普及を推進している。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
伝統建築技能継承普及支援事業	3,500	3,500	0	1,575			1,925	
トータルコスト	4,280千円 (前年度 4,289千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
木造建築に携わる建築大工、左官、板金、木製建具及び瓦技能士の伝統建築技能の継承、振興及び技能の向上を推進するため、各団体が実施する研修、競技大会参加、普及啓発活動及び研究活動を支援する。								
2 主な事業内容								
<基本助成>								
補助対象項目								補助率
(1) 技術研修等事業 技能士試験・競技大会等を目的とした技術研修会の開催又は参加								1/2
(2) 競技大会事業 (※) 県内外で行われる技能競技大会への参加又は県内での競技大会の開催								1/2
<追加助成> (基本助成の対象事業に加えて、以下の事業を実施する場合に支援を行う。)								
補助対象項目								補助率
(3) 普及啓発活動事業 伝統技能の振興を目的とした展示会、ものづくり体験教室等の開催等の経費								2/3 (材料費10/10)
(4) 研究活動事業 (※) 伝統技能に関する研修、研究等事業								2/3
※県外の競技会、研修参加は1団体20万円を上限とする。								
[補助対象者]								
(一社)鳥取県建築技能近代化協会、鳥取県左官業協同組合、鳥取県板金工業組合、鳥取県建具組合連合会、鳥取県瓦工事業組合								
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
建築技能士団体が実施する研修・競技大会及び技能継承普及活動等に助成を行い、技能の向上及び継承を図る。								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> ・本県から技能五輪の受賞者が出るなど、伝統技能継承者の育成に寄与している。 (令和3年度は全国青年技能競技大会に参加した若手建築大工が10位入賞) ・伝統技能に携わる技能士の減少及び高齢化が進み、後継者不足が懸念されていることから継続的な支援が必要である。 ・令和4年度に技能団体が構成する伝統技能の普及に向けた検討会を開催し、魅力発信ツールとして伝統技能の活用事例や技能概要を掲載する伝統技能カタログを作成している。 ・県有施設整備においても営繕部局と県有施設伝統技能活用ガイドラインを作成して工種別、部位別に活用可能な伝統技能、事例を示し、伝統技能の活用を推進するよう検討している。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課（内線：7697）

4目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
建築・宅地建物取引業者指導費	3,431	3,724	△293	59		(手数料) 3,372		
トータルコスト	80,621千円（前年度 81,795千円） [正職員：9.9人]							
主な業務内容	指導監督、許認可事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安全安心なまちづくり、良質な建築物の整備を促進するため、建築基準法に基づく許認可事務等、宅地建物取引業者の指導及び宅地建物取引士の資格登録業務等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
建築基準法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築審査会等に要する人件費及び旅費等 ・ 全国建築審査会長協議会などへの参加費等 ・ 建築行政共用データベースシステム使用料 ・ 全国建築審査会協議会負担金 ・ 日本建築行政会議負担金 ・ 全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金 	2,320
建築士法に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士審査会に要する人件費及び旅費等 	132
宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士資格登録等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業免許事務等電算処理委託料 	418
宅地建物取引士証の交付等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引士証交付申請事務委託料 	543
宅地建物取引業法主管者協議会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業法主管者協議会負担金 	18
合 計		3,431

〈主な関連法令〉

- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建築物耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 都市の低炭素化促進に関する法律（低炭素法）
- ・ 長期優良住宅の普及促進に関する法律
- ・ 宅地建物取引業法

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盛土等に係る斜面の安全確保推進事業	370	6,408	△6,038			(手数料) 350	20	
トータルコスト	7,922千円 (前年度13,984千円) [正職員: 0.6人、会計年度任用職員: 1人]							
主な業務内容	盛土情報管理システムの運用等							
工程表の政策内容	斜面の安全確保の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、盛土事業等を監視する専任の巡視員を配置するとともに、県内の盛土事業等の情報を一元管理、公開する盛土情報管理システムを運用して不適切な盛土事業等を効率的に監視・指導し、斜面の災害防止を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予算額	前年度 予算額
盛土情報管理システムの運用	条例に基づき許可した盛土事業等、巡視活動で把握した盛土事業等、宅地造成による盛土事業等の情報をとっとりweb マップ上で一元管理するシステムを運用し、巡視員による巡視活動、不適切な盛土に対する監視・指導の効率化を図るとともに、盛土事業等の情報を県民・事業者に公開する。 ・システム利用料(令和5~9年度債務負担行為設定済) ・通信費	370	5,844 (システム開発費を含む)
盛土巡視員によるパトロール活動	条例に基づき許可した盛土事業等の施工状況、通報があった盛土事業等の現地確認、その他盛土事業等の巡視活動及び事業者への現地指導により、盛土事業等の適正化を図る。	— (会計年度任用職員人件費及び公用車使用料は別途)	564 (巡視用ドローン等)
合 計		370	6,408

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

盛土事業等の情報の一元管理、巡視活動の実施により効率的に不適切な盛土事業等の把握、監視・指導を行い、盛土事業等による災害防止及び自然環境・生活環境の保全を図る。

【取組状況・改善点】

- 令和4年5月の条例施行前から、事業者の盛土事業等の相談を受け、許可事務を円滑に施行したほか、巡視活動・通報で把握した不適切な盛土事業の施工者に改善指導を行った。

<処理件数(令和5年2月時点)>

特定事業許可・届出: 8件、特定建設発生土搬出許可: 5件

(この他、5件の盛土事業に対して是正指導を行い、改善された。)

- 盛土情報システムは令和5年2月から運用を開始し、とっとりwebマップで盛土事業の実施状況を県民が容易に把握できるようしたほか、無許可など不適切な盛土事業を発見した場合は電子メール等で通報できる仕組みを構築した。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

住まいまちづくり課 (内線: 7363)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市計画費	604	631	△27			(手数料) 604		
トータルコスト	6,842千円 (前年度 6,940千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	開発審査会の運営等							
工程表の政策内容	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 都市計画法に基づき、開発行為の審査など民間開発事業の指導を行う。</p> <p>2 主な事業内容 開発審査会を開催し、都市計画区域内の開発行為について審査を行う。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7411）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅維持管理費	(債務負担行為 35,069) 348,794	(債務負担行為 10,479) 355,951	(債務負担行為 24,590) △7,157			(債務負担行為 35,069) (使用料) 312,322 (雑入) 3,502 315,824	32,970	
トータルコスト	451,560千円（前年度459,451千円） [正職員：10.6人、会計年度任用職員：7人]							
主な業務内容	入居者募集・決定・相談対応等、家賃滞納等法的措置、修繕・財産管理、補助金業務等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県営住宅92団地3,809戸（令和5年4月1日見込）を適正に維持管理するため、施設修繕、家賃徴収等を行う。（住宅供給公社管理：62団地3,307戸、市町管理（11市町）：30団地502戸）

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
市町への管理委託	○入居決定等の県営住宅の管理に係る事務及び家賃徴収事務を市町へ委託する。	21,360
家賃・駐車場使用料の徴収事務	○県営住宅管理システムの運用に必要な経費 ○家賃納付指導員及び債権回収専門員の配置に必要な経費	9,718
県営住宅施設の維持修繕等	○住宅施設の維持に必要な設備点検、修繕工事、量水器のリース等の経費 [債務負担行為] 10,115千円（令和6～12年度）	209,908
維持管理に必要な負担金等	○国有資産等所在市町村交付金、下水道等負担金、火災共済保険料 ○県営住宅整備事業に伴う移転料	80,757
住宅管理人に係る経費	○県営住宅管理人の選任・委嘱に必要な経費	12,123
水道料金使用料等徴収事務	○水道局が料金徴収しない集合住宅において、料金徴収等を外部委託する。 [債務負担行為] 24,954千円（令和6～8年度）	12,528
コミュニティ活性化事業	○コミュニティの活性化等の活動を行う法人に、空き住戸を有償で提供し、単身高齢者世帯の見守り等を委託する。	2,400
合計		348,794

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

早期に家賃等の納付指導を行うことにより、収納率向上を図るとともに、明渡し訴訟による損害賠償金の発生を抑制し、入居者の居住の安定を確保する。

【取組状況・改善点】

- ・平成30年度から債権回収専門員を配置し、債権回収体制を強化したことにより、明渡し訴訟に至る家賃滞納案件がなくなり、慢性的な滞納者が順調に支払うようになっている。
- ・令和2年10月に「鳥取県営住宅における入居者支援等に係る目的外使用指針」を定め、入居者の生活支援及び地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。
- ・永江団地（米子市）における高齢者生活支援及び同団地を含む周辺地区のコミュニティ活性化を目的に、令和2年6月に社会福祉法人こうほうえんと連携協定を締結し、高齢者の見守り、生活相談及びIoTを活用した緊急通報の受信対応を行っている。
- ・学識経験者、福祉関係者、公営住宅入居者（自治会長）等で構成する「公営住宅入居者支援のあり方検討会」を令和4年6月に設置し、必要な福祉の支援が受けられていない入居者を福祉機関につなぐための方策、苦情・迷惑行為対応、管理人業務の見直し等について検討を行った。検討結果を踏まえて、県営住宅の維持管理・運営体制の整備を進めていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7399）

1目 住宅管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県営住宅管理効率化事業	197,865	197,865	0			(使用料) 197,865		
トータルコスト	198,645千円（前年度 198,654千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	業務調整、支払事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 県営住宅の効率的な管理体制構築を図るため、県が管理する62団地3,307戸（令和5年4月1日見込）について、鳥取県住宅供給公社に住宅管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。								
2 主な事業内容 ○委託業務の内容 入居者の公募、選考及び決定、同居及び入居承継の承認、修繕など県営住宅管理に係る業務 ○委託先・委託料等 [委託先] 鳥取県住宅供給公社 [委託期間] 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） [委託料総額] 986,811千円（債務負担行為設定済）								
鳥取県住宅供給公社運営費	525	624	△99				525	
トータルコスト	1,305千円（前年度 1,413千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	連絡調整、負担金支払 等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 地方公務員等共済組合法に基づく鳥取県住宅供給公社職員に係る共済費の県負担金である。								
住まいまちづくり課管理運営事業	20,174	19,832	342				20,174	
トータルコスト	20,954千円（前年度 20,621千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	課内・地方機関及び関係機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明 住まいまちづくり課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	902,457	1,020,726	△118,269	386,626			515,831	
トータルコスト	953,473千円（前年度 1,072,010千円） [正職員：4.7人、会計年度任用職員：5人]							
主な業務内容	企画立案、交付金事務等							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断される住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の改修を実施する。

2 主な事業内容

（1）公営住宅整備事業（798,261千円）

団地名	位置	構造・階数・戸数	事業内容
和田	倉吉市馬場町	鉄筋コンクリート造・4階・24戸	全面的改善（4期）工事
上福原第一	米子市上福原	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（3期）工事
		鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（4期）設計
材木町	鳥取市材木町	鉄筋コンクリート造・5階・20戸	エコ改善（2期）工事
		鉄筋コンクリート造・5階・25戸	エコ改善（3期）設計
外江	境港市外江町	鉄筋コンクリート造・4階・16戸	エコ改善（1期）設計

（2）大規模改修事業（103,728千円）

外壁、屋根断熱改修（浜坂第二団地 他 計3団地・4棟）

福祉対応（緑町第二団地集会所 他 計2団地・2棟）

設備改修（八幡団地 他 計3団地・3棟）

（3）その他（協議会負担金等）（468千円）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

鳥取県地域住宅計画に基づき、整備・改修事業を計画的に実施する。

【取組状況・改善点】

- ・鳥取県公営住宅長寿命化計画に沿った整備・改修を行うことで、ライフサイクルコストの縮減と整備事業の平準化に取り組んでいる。
- ・カーボンニュートラルに向け、令和4年3月に県営住宅整備基準を改定し、建替・新築については「とっとり健康省エネ住宅性能基準」に適合させ、太陽光発電を設置することとしたほか、既存改修では、エコ改善工事をZEH基準（※）に適合させるよう検討している。

※ZEH基準：外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅として定める、外皮及び省エネルギー性能の基準

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県被災者住宅再建支援基金積立事業	47,334	49,076	△1,742			(寄付金) 45,376 (財産収入) 1,606 46,982	352	
トータルコスト	48,114千円（前年度 49,865千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	予算執行事務（市町村拠出金の受入、債券購入、利息収入）、委託業務事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づき、国の「被災者生活再建支援制度」を補完し、被災者の住宅再建を支援することで被災地域の力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
基金積立	自然災害によって住宅に著しい被害を受けた被災者に対して交付する補助金の財源に充てるため、県と市町村が協調して被災者住宅再建支援基金を積み立てる。 [令和5年度拠出額] ・市町村拠出額 45,376千円 ・基金運用利息 1,606千円 合計 46,982千円 ※県及び一部の町（八頭町、三朝町、大山町、南部町、江府町）は令和3年度で現在の目標額に対する拠出が終了している。	46,982
屋根応急修繕作業者傷害保険加入	令和3年6月に締結した『災害時における被災住宅の修繕等に関する協定』に基づき、建築関係団体に被災住宅の屋根のブルーシート掛け作業を依頼した際の作業員の傷害保険加入に要する経費を負担する。（未使用の場合は、最低保険料1千円を差し引き返還）	321
被災住宅修繕相談フォームの保守管理	令和4年度に開発したスマートフォン等で被災住宅の修繕について相談ができる被災住宅修繕相談フォームの保守管理に係る費用	31
合 計		47,334

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県と市町村が協調して被災者住宅再建等支援基金を積み立てる。（目標積立額 20 億円）

<参考> 令和4年度末基金残高見込 約 19.6 億円

【取組状況・改善点】

- ・平成24年度に積立額が条例で目標とする20億円に到達し、平成25年度以降は、市町村と県による拠出を一旦停止して、基金運用による利息収入のみを積立っていた。
- ・鳥取県中部地震（平成28年10月）及び台風18号（平成29年9月）による被災住宅の支援により、基金を約9億円取り崩したため、平成30年度から市町村と県による拠出を再開した。
- ・令和5年度には、目標積立額20億円に到達する見込みのため、これまでの条例改正による支援拡充に伴う積立目標額の見直し検討を令和3年度から開始し、市町村と議論を重ねている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線：7398)

2目 住宅建設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業	(債務負担行為) 356,730 369,412	(債務負担行為) 325,000 346,736	(債務負担行為) 31,730 22,676	(債務負担行為) 235,000 235,882		(基金繰入金) 5,694	(債務負担行為) 121,730 127,836	
トータルコスト	379,548千円 (前年度 356,988千円) [正職員：1.3人]							
主な業務内容	研修開催、広報物作成、補助金交付事務等							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現(とっとり健康省エネ住宅の普及、自然エネルギーの導入、県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進)							
事業内容の説明【「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要								
国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準を満たす高性能省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO2排出量の削減を目指す。								
2 主な事業内容								
とっとり健康省エネ住宅の普及を図るため、新築又は既存住宅の改修において基準に適合する住宅を認定し、消費者向けの広報・普及啓発、技術者の養成のほか、認定住宅に対し助成を行う。 (単位：千円)								
区分	内容							予算額
未来型省エネ住宅特別促進事業	県内工務店が施工する、省エネ性能を有する県産材を活用した新築木造戸建住宅に助成する。(最大100万円/戸) [債務負担行為] 274,230千円 (令和6年度)							274,230
健康省エネ住宅改修等支援事業	Re NE-ST認定住宅など県の省エネ改修基準に適合する断熱改修を行う既存住宅に対して助成する。 [補助上限] Re NE-ST 150万円、ゾーン改修 100万円、 国省エネ基準改修 50万円 [債務負担行為] 70,000千円 (令和6年度)							70,000
Re NE-ST スタートアップ支援事業	新築に比べ施工難易度が高いRe NE-STへの取組を促進することを目的として、Re NE-ST改修に新たに取り組んだ工務店に対して支援する。 [補助額] 1事業者あたり20万円							4,000
賃貸住宅高断熱化モデル事業	健康省エネ住宅の普及を図るため、基準を満たす賃貸集合住宅を建設する事業者に対してモデル的に助成する。(最大50万円/戸) [債務負担行為] 12,500千円 (令和6年度)							12,500
普及啓発	健康省エネ住宅に対する認知度を上げていくため、デジタルサイネージやYouTubeを活用した広告のほか新聞、フリー冊子等への掲載を行う。							5,694
宿泊体験事業	健康省エネ住宅のメリットを消費者に体感してもらうことにより、宿泊体験に協力する事業者へ助成する。[補助上限] 25万円							1,000
工務店の研修等	健康省エネ住宅の設計、施工ができる技術者の養成等を行う。							1,988
合計							369,412	

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新築木造戸建住宅に対する健康省エネ住宅の割合：43% (2023年)、100% (2030年)

【取組状況、改善点】

- 令和2年7月からとっとり健康省エネ住宅「NE-ST」、令和4年7月から既存住宅の省エネ改修に対する認定及び助成を開始し、認定申請件数はNE-STが346件、改修は9件となっている。
(令和4年12月末時点)
[申請内訳] 新築：東部166件、中部83件、西部97件
改修：国省エネ基準改修：3件、ゾーン改修：3件、全面改修Re NE-ST：3件
- 令和4年度の新築木造戸建住宅に対するNE-STの割合は3割まで増加している。
(令和2年度：14% 令和3年度：20%)
- 県の技術研修を受講し登録した事業者は、新築が設計171社、施工146社、改修が設計・施工ともに51社となった。(令和4年12月末時点)
- 令和3年度から住宅の省エネ計算(建築物の省エネルギー性能を表す計算)の経験がない工務店等に対し県が初回の計算を代行又は支援しており、着実に取り組む事業者が増加している。
[NE-ST建設事業者数] 令和2年度：21社 令和3年度：30社 令和4年度：12社(延べ63社)
- 令和4年度から開始した健康省エネ住宅宿泊体験は3組8名の利用がある。
- 令和4年度に実施した県民電子アンケートではNE-STの内容まで知っている方は7%とまだ認知度が低いため、2030年のNE-ST標準化に向け、イベント、テレビ、SNS等での広報を通じて、更なる認知度向上に取り組む。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	（債務負担行為） 145,639 150,453	（債務負担行為） 283,737 290,311	（債務負担行為） △138,098 △139,858				（債務負担行為） 145,639 150,453	
トータルコスト	162,149千円（前年度 296,620千円） [正職員：1.5人]							
主な業務内容	補助金事務、相談対応等、関係機関との連絡調整及び制度広報等、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現（とっとり健康省エネ住宅の普及、自然エネルギーの導入、県産材の利用等環境負荷の低減に配慮した健康と環境を守る住まいづくりの推進）							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材の需要拡大及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県内事業者を活用した県民の住まいづくりを幅広く支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分		内 容	予算額
とっとり住まいる支援事業	住宅の新築に対する支援	○県内事業者の施工により、県産材を活用した木造一戸建住宅を新築する場合に支援する。（最大100万円/戸） ○木造住宅の品質の向上を図るため、より質の高い県産材への支援、県産内装材への支援を行う。	135,999
	住宅の改修等に対する支援	○県内事業者の施工により、県産材を活用して住宅の改修等を行う場合に支援する。（最大50万円/戸）	10,454
鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業	工務店等に対する支援	○建設、設計、木材供給事業者等が2社以上連携して住宅見学会、住宅施策に係る動画作成等を行う際に、県産材を活用した住宅の良さなど県の住宅施策の普及に関する広報を併せて行う場合に、広報内容に応じて経費の一部を支援する。 [補助率] 1/2、[補助上限] 20万円	4,000
合 計			150,453

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

県産材の利用拡大を図るため、県内の木造住宅着工戸数に対する県産材を活用した木造住宅の割合を50%まで引き上げるとともに、県内木造住宅の品質向上を図る。

【取組状況・改善点】

- 工務店等への周知、新聞等各種媒体への掲載、住宅見学会等での情報提供により県内新築木造一戸建住宅の約4割で活用され、県産材の需要拡大につながっている。

＜新築交付決定数（県産材10m³以上利用する件数）＞

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	738件	733件	850件	719件	714件	697件
割合	51%	45%	48%	42%	44%	39%

- 申請者及び地方機関の事務負担軽減を図るため、令和4年度から交付申請に加え実績報告においても電子申請サービスを導入し、約8割の申請で活用されている。

- 木造住宅の品質向上を図るため、令和2年度から強度性能、乾燥が担保された県産機械等級区分構造材への助成を行っており、令和4年度は新築申請の約6割で活用され、県産材及び木造住宅の品質向上に寄与している。

＜機械等級区分構造材の活用状況＞

R3：件数366件（活用割合54%） R4：件数267件（活用割合58%、11月末時点）

- 木造住宅生産事業者間連携支援事業については、令和3年度からオンラインでの住宅見学会や住宅施策に関する動画作成・ホームページ掲載に要する経費を新たに補助の対象に加え、令和4年度は拡充部分で3割を超える活用があり、コロナ禍における工務店の営業活動への支援につながった。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県木造住宅生産者 団体活動支援事業	2,500	2,500	0	1,125			1,375	
トータルコスト	3,280千円（前年度 3,289千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金申請及び実績報告の審査、団体の活動に対する指導、育成							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県産材を活用した木造住宅や伝統技術等の良さを広く県民へ普及啓発することにより、県民の住生活の向上及び地域住宅産業の振興、育成を図ることを目的として、木造住宅の建設に携わる者で組織する団体が行う活動を支援する。

2 主な事業内容

木造住宅及び伝統技術の魅力に関する普及啓発、施工技術向上に関する研修及び県民向けの情報発信を目的とした活動に要する経費の一部を補助する。

（単位：千円）

区 分	内 容	補助率	予算額
普及活動助成	県産材を使用した住宅の事例・模型等の展示、無料住宅相談会、伝統技術の体験型イベント、コロナ対策を盛り込んだ木造住宅普及活動等に補助する。	1/2	2,200
技術研修費助成	県産材の効果的な活用手法や「とっとり健康省エネ住宅」など高断熱住宅の施工方法などに係る技術研修及び情報発信に要する経費を補助する。		300
合 計			2,500

[補助対象事業者] （一社）鳥取県木造住宅推進協議会

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

木造住宅の建設に携わる者で組織する団体が実施する木造住宅及び伝統技術の良さを普及啓発を目的とした活動に対し助成を行い地域住宅産業の活性化を図る。また、この取組により、CO2吸収源対策となる木造化の拡大、「とっとり健康省エネ住宅（NE-ST）」の2030年標準化に向けた認知度向上につなげ、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

【取組状況・改善点】

- ・鳥取県木造住宅推進協議会が実施する「木の住まいフェア」に対し助成を行い、西部地区のフェアでは3年ぶりの会場開催で、483人の来場があった。（東部地区は令和3年度に引き続き、オンライン形式で開催）
- ・各イベント及びコンテンツ共に多数の来場・アクセスがあり、木造住宅や伝統技術の魅力、健康省エネ住宅「NE-ST」の効果などのPRができた。
- ・同協議会が木造住宅に携わる大工、左官、板金などの伝統技術を紹介する動画を作成しHPに掲載しており、県としてもこの動画を活用して伝統技術の普及啓発を図っていく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7371)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業	(債務負担行為) 2,000 2,000	(債務負担行為) 1,000 1,938	(債務負担行為) 1,000 62	900			(債務負担行為) 2,000 1,100	
トータルコスト	3,559千円 (前年度 3,515千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助制度周知、補助制度運用、事業実施状況分析及び成果検証							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

伝統的な木造建築物の維持保全に携わる建築大工、左官、建具、瓦及び畳技能士の伝統技能を活用した建物の改修等を支援することで、職人技の活用場を創出し、技能の継承及び空き家・空き店舗の有効利用を促進する。

2 主な事業内容

伝統技能を活用した建築物(住宅を除く)の改修、模様替えに係る経費の一部を助成する。

[補助要件] 技能士(大工、左官、建具、畳、瓦)が行う10万円以上の改修工事

[補助率] 1/2

[補助上限] 50万円

伝統技能のうち2種(1種※)以上の活用に係る経費

(※技能毎に規定する面積の2倍以上を施工する場合は1種で可)

[補助対象項目及び補助基準額]

区分		要件	補助基準額
大工	室内造作	県産材を使用して内部造作を見付け面積で7㎡以上	12千円/㎡
技能	外壁・羽目板	県産材を使用して下見板張りを見付け面積で7㎡以上	14千円/㎡
左官	内壁下地要件あり	小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で7㎡以上	15千円/㎡
	内壁下地要件なし【新規】	湿式工法により見付け面積で7㎡以上	8千円/㎡
	外壁(下地要件あり)	小舞等下地の上に湿式工法により見付け面積で7㎡以上	15千円/㎡
	外壁(下地要件なし)【新規】	湿式工法により見付け面積で7㎡以上	6千円/㎡
	塀・漆喰等	湿式工法によりブロック塀等を見付け面積で7㎡以上	13千円/㎡
	なまこ壁	見付け面積で7㎡以上	30千円/㎡
	鏝絵	見付け面積で0.1㎡以上	200千円/㎡
建具	建具技能	建具業者が作成した木製建具を見付け面積で3㎡以上	22千円/㎡
畳	畳技能【新規】	畳業者が制作した畳を7㎡以上	6千円/㎡
瓦	瓦技能【新規】	ガイドライン工法により瓦を7㎡以上	11千円/㎡

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

既存建物に伝統技能を活用し、伝統建築技術の継承及び普及を図る。

【取組状況・改善点】

- 令和4年度は各技能士団体の会合での制度説明や、改修を検討している現場に出向いて事業を周知するなどPRを強化し、利用促進を図った。
- 令和4年度の技能団体で構成する伝統技能検討会における意見を基に、令和5年度から補助メニューの追加や施工単価の上昇を踏まえた補助基準額の見直しを行うこととしている。

<制度利用実績一覧>

(単位: 千円)

年度	H30	R1	R2	R3		R4		
建物種類	事務所	事務所	旅館	土蔵	土蔵	事務所	店舗	旅館
実績額	500	500	494	312	224	500	139	500
件数	1件	1件	1件	2件		3件		
活用技能	大工	大工	左官	左官	大工、左官	左官	大工	左官

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅セーフティネット支援事業	15,683	14,081	1,602	3,785		(受託収入) 250 (雑入) 3,093 3,343	8,555	
トータルコスト	19,582千円 (前年度 18,024千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	補助金事務、家賃債務保証事業、実施主体との調整、審査業務							
工程表の政策内容	環境にやさしく安全安心で豊かな住生活の実現(低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等の住宅の確保に特に配慮を要する方の居住安定化を支援)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図るため、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅(SN住宅)の登録促進、SN専用住宅への改修・家賃低廉化支援や、行政、不動産・福祉関係団体等で構成する鳥取県居住支援協議会の活動支援等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
セーフティネット住宅改修費助成	○SN専用住宅の事業者(賃貸人)が行うバリアフリー改修等の費用を支援する。 [補助対象経費] バリアフリー改修、耐震改修等の費用 [負担割合] 国1/3、県1/6、市町村1/6 [補助上限] 500千円/戸等	500
セーフティネット住宅家賃等の低廉化助成	○SN専用住宅の家主等が家賃低廉化に要した費用を支援する。 [補助期間] 10年間(最長20年) [補助対象経費] 家賃等の低廉化に要した費用 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4 [補助上限] 家賃10千円/月、家賃債務保証15千円/年、計120千円/年	4,950
鳥取県居住支援協議会活動支援事業	○鳥取県居住支援協議会の活動経費の一部を支援する。 [補助対象経費] 協議会事務局に係る人件費、旅費、事務所費、会議費等 [負担割合] 国45%、県27.5%、4市27.5% ※県予算額は県・4市の合計額(4市は県を經由して負担)	8,413
鳥取県家賃債務保証事業	○保証人確保ができない方に対し本県独自の保証事業を実施する鳥取県居住支援協議会を支援する。 [補助対象経費] 直接実施型の事務費、民間連携型の実施に要する経費 [負担割合] 県1/2、4市1/2 ※県予算額は県・4市の合計額(4市は県を經由して負担)	1,570
住宅金融支援機構審査受託等事務費	住宅金融支援機構の融資を利用する予定の住宅について、融資基準にかかわる審査を機構から受託する。(鳥取市・米子市・倉吉市は直接受託、境港市は県が受託し、市へ再委託、他は県受託)	250
合計		15,683

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・SN専用住宅に対する家賃低廉化助成の目標件数: 100戸(令和3~7年度の5年間)
- ・鳥取県居住支援協議会の活動を通じて、住宅確保要配慮者の入居支援体制の充実を図る。

【取組状況・改善点】

- ・SN住宅の登録について、令和4年12月時点で6,259戸と順調に増加している(同年1月時点5,724戸)が、家賃低廉化支援等の対象となるSN専用住宅の登録は79戸となっているため、市町村、不動産事業者等への働きかけを引き続き行っていく。
- ・住宅確保要配慮者の入居支援や入居後の見守りなど、地域における居住支援の中核的な役割が期待される居住支援法人について、令和4年度に新たに2法人を指定し、県内で計4法人となった。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課(内線:7408)

2目 住宅建設費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
公的賃貸住宅供給促進事業	40,124	46,107	△5,983	20,062			20,062							
トータルコスト	42,463千円(前年度48,473千円) [正職員:0.3人]													
主な業務内容	補助金申請の審査、認定事業者への管理等の指導、国費申請事務													
工程表の政策内容	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が供給計画を認定した「高齢者向け優良賃貸住宅」を管理している民間事業者に対し、入居者の所得等に応じた家賃低廉化に要する費用の一部を補助することで、入居者の家賃負担を軽減し、安全で良質な安定した居住の確保を図る。</p> <p>新規認定は既に終了しており、これまでに認定した住宅に対する補助を継続して行う。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象戸数: 114戸 補助対象期間: 管理開始日から最長20年間(令和6年度まで) 														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>補助対象戸数</th> <th>管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アザレアコートこうほうえん</td> <td>114戸</td> <td>H17.4.1~R7.3.31</td> </tr> </tbody> </table>									団地名	補助対象戸数	管理期間	アザレアコートこうほうえん	114戸	H17.4.1~R7.3.31
団地名	補助対象戸数	管理期間												
アザレアコートこうほうえん	114戸	H17.4.1~R7.3.31												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【取組状況・改善点】</p> <p>令和6年度に家賃補助が終了することから、あらかじめ事業者へお知らせし、入居者の負担軽減に係る対応を促していく。</p>														

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7412）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅新築資金等貸付助成事業	29,906	22,553	7,353	19,761			10,145	
トータルコスト	31,465千円（前年度 24,130千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金事務、協議、相談対応等、会議、研修会等、調査統計等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減し、事業の円滑な実施を促進するため、償還推進に要する事務的経費等に対して助成するとともに、未収金の償還率向上に向けて市町村担当者向けの実務研修や相談会等を開催する。

2 主な事業内容

住宅新築資金等貸付金の回収業務に係る市町村の事務費負担の軽減と実務的な支援を通じて、貸付金の償還を推進する。また、一定の要件を満たし、回収不能となった債権及びその利子に対して助成を行う。

（単位：千円）

区分	内容	予算額
償還推進助成事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費補助（回収、督促に係る事務費、法的措置に係る弁護士費用、執行費用等） ・回収不能補助（回収不能となった債権及びその利子の補填） [助成対象] 14市町（要件：償還未了、財政力指数 0.8未満） [負担割合] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	29,642
償還推進指導費	市町村担当者向けの研修会や相談会を開催し、回収業務における対応力の強化と、回収困難な案件の課題解決を図る。	264
合 計		29,906

※住宅新築資金等貸付事業

歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境改善を図るため、その地域において宅地取得、住宅新築または住宅改修を行う者に対し、昭和41年以降、市町村が国の助成を受けて資金貸付を実施した事業。（「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、貸付事業は平成13年（当県は平成8年）をもって終了しており、現在は貸付金の償還業務のみが継続している。）

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

償還事務に係る市町村の事務的経費の負担を軽減し、未収金の償還率向上を図る。

【取組状況・改善点】

- ・令和4年度に市町村担当者との意見交換会を開催し、各市町村の償還事務における課題や取組状況を把握するとともに、補助制度の周知を行い、制度活用による事務負担の軽減を促した。
- ・令和5年度以降は定期的に市町村担当者向けの研修会や相談会を開催し、償還事務における実務的な知見習得と、回収困難な案件の課題解決を図ることで、償還率の向上を目指す。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7398）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 住生活総合調査事業	5,322	0	5,322	2,661			2,661	
トータルコスト	6,102千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	調査対象世帯選定、委託仕様書作成、契約・管理業務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国が5年に一度、全国的に実施する統計調査である「住生活総合調査」に併せて、本県独自の拡大調査を実施し、住生活基本法に基づき都道府県が定めることとされている「住生活基本計画」の改定に必要な基礎資料とするとともに、今後の住宅施策に反映させる。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額				
住生活総合調査事業	地域の実情に即したきめ細かい住宅政策を展開するため、県内の住生活の実態と意識調査を行う。 [調査件数] 県調査 7,500世帯 [調査方法] 郵送 調査対象世帯の抽出、調査票郵送、回答の集計・分析業務を、民間事業者に委託して実施する。 <調査項目（案）> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>新築で重視する事項、耐震性能・省エネ性能に対する意識、中古住宅に対する意識、子育て環境 など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td>現在の住環境（住居費、維持管理、相続の可能性）、住み替え・改修の意向、高齢期の住まい方の意向 など</td> </tr> </table>	県	新築で重視する事項、耐震性能・省エネ性能に対する意識、中古住宅に対する意識、子育て環境 など	国	現在の住環境（住居費、維持管理、相続の可能性）、住み替え・改修の意向、高齢期の住まい方の意向 など	5,322
県	新築で重視する事項、耐震性能・省エネ性能に対する意識、中古住宅に対する意識、子育て環境 など					
国	現在の住環境（住居費、維持管理、相続の可能性）、住み替え・改修の意向、高齢期の住まい方の意向 など					

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

調査結果を参考に、これまでの施策の改善と新たな施策の実施に繋がるとともに、令和8年に予定している住生活基本計画の見直しに反映する。

【取組状況・改善点】

前回（平成30年）の調査結果を参考に、健康省エネ住宅『NE-ST』や健康省エネ改修住宅『Re NE-ST』を事業化するなど、県の住宅課題を解決する施策に繋がっている。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課（内線：7371）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅貸付助成事業	105	333	△228			(貸付金元利収入) 105		
トータルコスト	885千円（前年度 1,122千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	預託金貸付・償還事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

過去に金融機関と協調融資した住宅建設資金について、令和5年度当初時点の融資残高に応じた額を金融機関に預託する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容		予算額
個人住宅建設資金貸付事業	県民の持家建設促進等のため、県と金融機関との協調融資の借入残高に対する預託を行う。 <継続分のみ>令和5年度予定残高：950千円 貸付件数：2件 （令和9年度で終了）		105
	貸付対象	公庫融資だけでは資金が不足する者でバリアフリータイプの住宅を建設・改良する者	
	貸付限度額	建設：400万円 補修：200万円	
	貸付利率	公庫基準金利+0.5%	
	返済期間	建設：20年以内 補修：10年以内	

[休止] IoTによる高齢者見守り・緊急通報モデル事業	0	4,378	△4,378					
トータルコスト	0千円（前年度 5,167千円） [正職員：0人]							
[休止] 県営住宅上栗島団地建替事業	0	2,924	△2,924					
トータルコスト	0千円（前年度 3,713千円） [正職員：0人]							
[終了] カーボンニュートラルに向けた中規模建築物木造化推進事業	0	11,338	△11,338					
トータルコスト	0千円（前年度 14,492千円） [正職員：0人]							

事業内容の説明

事業終了。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水道水源監視指導等事務費	868	868	0				868	
トータルコスト	6,326千円（前年度 6,388千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	県内水道事業者への衛生指導、水道水質事故等に備えた危機管理体制の整備等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
水道法の規定に基づく適正な水道事業の運営を確保するため、県内の水道事業に対する監視指導、衛生指導等を行い、安全・安心な水道水の供給を図る。また、事故・災害等の緊急時に備えた危機管理体制の整備を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
水道法に基づいて実施する県内水道事業者に対する衛生管理指導並びに認可事務等	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設への立入検査、水質検査等に関する報告徴収等による監視指導 ・水道水質汚染事故（おそれがある場合も含む）における衛生指導 ・水道事業経営、変更認可等の水道法に基づく各種事務 							354
水道水質検査方法の精度管理・妥当性評価	技能試験への参加により緊急時の水質検査の精度管理を図るとともに、厚生労働省のガイドラインに基づく検査方法の妥当性評価を実施し、水質検査結果の信頼性を確保する。							497
災害時等における情報収集による危機管理体制の整備	公益社団法人日本水道協会の会員を継続することで、水道事業者との情報共有及び連携強化を図り、災害時等における危機管理体制の整備を進める。							17
合 計							868	
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な監視指導の実施 ・衛生環境研究所における技能試験への参加及び検査方法妥当性評価の実施 								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> ・監視対象96事業のうち、21事業に対して立入検査を実施した。（令和4年度見込み） ・令和4年5月に厚生労働省が主催する統一試料調査に参加し、水道水質検査の精度管理向上を図った。 								
[休止] 上・下水道広域化・共同化計画調整事業	0	25,838	△25,838					
トータルコスト	0千円（前年度 35,301千円） [正職員：0人]							

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
“ラムサール条約登録湿地” 中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業	(債務負担行為) 6,594 9,616	8,571	(債務負担行為) 6,594 1,045			(基金繰入金) 1,250	(債務負担行為) 6,594 8,366	
トータルコスト	25,210千円（前年度24,343千円） [正職員：2人]							
主な業務内容	環境調査、実証試験、普及啓発（イベント開催）等							
工程表の政策内容	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である中海の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐため、「調査研究」「保全再生」「交流学习」及び「ワイズユース（賢明な利用）」の各種施策を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	細事業	内 容	予算額
調査研究	各種調査・研究 （島根県との連携事業を含む）	中海の水質分析や評価、モニタリングの手法の検討、水質改善に繋がる底質・窪地対策の調査・研究等を行う。	4,871
	ファインバブルを活用した水質浄化技術研究	令和4年度まで実施したファインバブル技術を活用した中海の水質浄化実証試験の取りまとめを行う。 また、これまでの研究により確認されている局所的な効果を窪地での底質改善に用いるために、追加の実証試験をつばさ池（米子水鳥公園）で実施する。 [債務負担行為] 690千円（令和6年度）	1,830
	水質予測シミュレーション	令和6年度に第8期中海に係る湖沼水質保全計画を策定するため、島根県と連携して水質予測シミュレーションの実施を委託する。 [債務負担行為] 5,904千円（令和6年度）	0
保全再生	中海水質汚濁防止対策協議会	鳥取・島根両県の県議会議員及び関係自治体等で構成する協議会を開催し、国へ要望活動を行う。	170
	中海湖沼環境モニター、中海絵てがみコンクール	県民モニターが、五感（見る・聞く・触れる・臭う・味わう）を使い、湖沼環境を評価する。 また、NPO法人と連携して中海絵てがみコンクールを実施する。	195
交流学习	こどもラムサール交流 （島根県との連携事業）	中海や宍道湖で活動するこども達と他のラムサール条約登録湿地で活動するこども達との交流を通じ、次世代の人材育成や人的ネットワークの構築を図る。	300
	美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金 （米子市との連携事業）	（公財）中海水鳥国際交流基金財団が行う環境教育に係る観察会や出張講座等に要する経費の一部を支援する。 [補助率] 県1/2、米子市1/2	1,250
利賢明な	中海利活用イベント等 （島根県との連携事業）	中海・宍道湖一斉清掃の開始式のほか、ワイズユースに着目した体験型の利活用イベントを開催する。 （令和5年度は一斉清掃は鳥取県、利活用イベントは島根県が事務局）	1,000
合 計			9,616

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水質目標 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.046 mg/L（令和5年度）

※COD：化学的酸素要求量

【取組状況・改善点】

- ・平成元年度から水質保全計画を策定し、国、島根県及び沿岸市等と連携して水質浄化に係る各種施策を実施しており、水質は長期的に改善傾向にある。令和5年度の達成に向けて、引き続き各種モニタリングを継続しつつ、効果的な対策を講じていく。
- ・平成17年11月に中海がラムサール条約湿地に登録されて以降、島根県と連携して交流学习やワイズユースなどの取組を進めており、継続することにより次世代の人材育成等を進める。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課 (内線：7197)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業	15,665	22,040	△6,375			(基金繰入金) 1,500	14,165	
トータルコスト	32,818千円 (前年度 39,033千円) [正職員：2.2人]							
主な業務内容	環境調査、普及啓発 (イベント等) の各種業務							
工程表の政策内容	三大湖沼の浄化と利活用の推進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域環境保全基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

県民の貴重な資源である県内三大湖沼のうち湖山池、東郷池の豊かな自然や恵みを次世代へ引き継ぐため、「水質浄化」及び「ワイズユース (賢明な利用)」を目的として、「第4期湖山池水質管理計画 (令和4年度～令和13年度)」及び「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム (平成28年度～令和7年度)」等に基づく各種施策を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分		内容	予算額
湖山池	湖山池環境モニタリング委員会 (鳥取市との連携事業)	水質等のモニタリング結果の評価及び汽水化で生じた課題について、専門家の助言等を受け、必要な対策を検討する。	314 (471)
	湖山池水質観測システムの維持管理	水質観測システムの保守・管理を委託する。	7,711
	生態系モニタリング調査 (鳥取市との連携事業)	汽水化による各種動植物への影響や変化等について、追跡調査する。	2,026 (3,039)
	環境教育・イベント	湖山池情報プラザに野鳥観察会等、各種環境学習の実施を委託する。	385
	魚斃死の監視及び回収	魚斃死に係る土日監視パトロール及び発生時の回収作業について、体制を整備する。(令和5年度は河川課で実施)	—
東郷池	愛らぶ東郷池イベント (湯梨浜町との連携事業)	東郷池及び周辺環境に係る地域住民向けの普及啓発イベントを実施する。	500 (1,000)
湖沼共通	湖沼環境モニター (鳥取市との連携事業)	県民モニターが、五感 (見る・聞く・触れる・臭う・味わう) により、湖沼環境を評価する。	140 (160)
	湖沼のプランクトン調査 (鳥取市との連携事業)	湖山池、東郷池において、プランクトンの個体数と種類を毎月調査する。	3,089 (3,971)
	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	住民団体やNPO法人等が行う湖沼環境の保全及び普及啓発等の活動に必要な経費の一部を支援する。	1,500
合計			15,665 (18,237)

※ () 内の額は、湖山池に関する事業は「鳥取市」、東郷池に関する事業は「湯梨浜町」の負担額を含む全体事業費。

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

水質目標 湖山池 COD：4.4 mg/L、全窒素：0.60 mg/L、全りん：0.061 mg/L (令和13年度)

東郷池 COD：4.5 mg/L、全窒素：0.46 mg/L、全りん：0.032 mg/L (令和7年度)

※COD：化学的酸素要求量

【取組状況・改善点】

- 湖山池は汽水化から10年が経過し、水質目標値を達成する年度もあり改善傾向だったが、令和元年度以降水質が一時的に悪化し、第3期湖山池水質管理計画の目標年度の令和3年度に水質目標値は未達成となった。
- 第4期湖山池水質管理計画 (令和4～13年度) は、ヒシやアオコなどの問題が解決し市民からは利活用の拡充を求める意見が大きくなったことから、新たな水質目標値を設定し湖内対策と利活用に係る施策の充実を図っていく。

(湖内対策)

IoT等のデジタル技術を活用した湖内の塩分管理、水草類の適度な繁茂に向けた湖内環境の整備 等

(利活用)

各種野外レクリエーションを通じた湖山池の魅力創出、「白兔・湖山池・吉岡温泉観光周遊エリア」の形成による観光客の誘客促進、学校教育と連携した湖山池の自然・歴史等の環境学習の促進 等

- 東郷池は、流域の生活排水対策がほぼ完了しているが水質目標は未達成のため、湯梨浜町と連携して、自然系負荷削減や生態系保全等に係る取組を継続して実施する。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7870）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで守ろう！ 持続可能な水循環事業	10,865	9,064	1,801				10,865	
トータルコスト	40,494千円（前年度39,031千円） [正職員：3.8人]							
主な業務内容	地下水保全条例に関する届出事務、地下水研究プロジェクト、地下水利用協議会に関する事務							
工程表の政策内容	水環境の保全、地下水の適正管理							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

健全な水循環の維持・回復を目的とした「水循環基本法」の趣旨を踏まえ、及び「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続可能な利用に関する条例」に基づき、県内の水資源量の把握及び水循環に関する知見を深めるとともに、事業者、県民に水の大切さを周知し、地下水マネジメントの取組を通じて本県の豊かな地下水を守っていく。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
普及啓発等	鳥取県持続可能な地下水利用協議会に係る経費	60
研究会運営	鳥取県地下水研究プロジェクトを開催し、県等が収集した水資源に関するデータ（降水量、融雪水量、河川流量、水位等）の評価や調査研究を行う。	847
水資源量観測	水資源に関するデータを観測する機器の保守点検やデータ回収等を行う。（令和4～5年度債務負担行為設定済）	5,315
	【拡充】これまでの研究で構築した解析モデルの精度向上を目指して、積雪観測機器の設置及び過年度に観測した河川流量観測を追加実施する。（12回）	4,643
合 計		10,865

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

地下水位のモニタリングを強化し、県内の水資源の賢明な利用及び保全を図る。

【取組状況・改善点】

- ・事業者はモニタリング、涵養活動及び普及啓発等の取組を進め、県は県内の水資源に関するデータを収集し、研究会において有識者に意見を求めて、水循環に関する研究を進めている。
- ・引き続き降水量、融雪水量、河川流量、水位等の基礎的なデータのモニタリングを実施していく。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7197）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水質汚濁防止対策費	47,371	46,829	542				47,371	
トータルコスト	82,458千円（前年度 82,316千円） [正職員：4.5人]							
主な業務内容	河川、湖沼、海域及び地下水の水質調査、事業場排水調査							
工程表の政策内容	水環境の保全、地下水の適正管理							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、水質状況の把握や汚濁物質の排出源に対する監視指導を行うとともに、水質測定結果を水質改善施策の検討や事業者への指導に用いる。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
公共用水域等 水質測定業務	河川、湖沼、海域、地下水の採水分析を行い、水質の維持・保全及び汚濁の原因究明を図るとともに、県民の健康保護や生活環境保全の指標としてホームページ等で公開する。							41,853
	（参考）令和5年度公共用水域等測定地点数（予定）							
	測定内容		測定地点数					
	公共用水域水質		76					
地下水質		22						
事業場排水調査指導業務	特定事業場への立入検査及び排水の採水分析を行うとともに、分析結果に基づいた水質汚濁防止法の排水基準の遵守等の指導を行い、水環境を保全する。							5,518
合 計							47,371	

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鉱山鉱害・土壌汚染防止事業	109,637	76,193	33,444	81,450			28,187	
トータルコスト	118,214千円（前年度84,868千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	国庫補助申請・報告、国との調整、町との調整、現場との調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
旧岩美鉱山及び旧太宝（たほう）鉱山の廃止坑道等から流出する強酸性坑廃水の中和処理を行い、鉱害防止等を図る。								
また、土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、担当者の研修や周辺自治体や関係機関と連携を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内 容							予算額
旧岩美鉱山鉱害防止事業	坑廃水の中和処理や施設の改修等の管理運營業務等を岩美町に委託する。また、中和処理過程で発生する澱物（無機性汚泥）を産業廃棄物として処理委託する。 令和5年度の主な改修工事として坑道内の覆工を実施する。 〔負担割合〕国3/4、県1/4							108,700
旧太宝鉱山鉱害防止事業	公益社団法人資源環境センターが行う坑廃水処理事業に必要な費用の一部を補助する。 ※総事業費の1%（義務者の行為に起因する汚染分）を同センターが負担し、99%（義務者の行為に起因しない汚染分）を国と県が負担する。〔負担割合〕国3/4、県1/4							817
土壌汚染防止対策事業	汚染土壌処理業の許可に係る事務手続等、土壌汚染対策法を適正に運用するための関係機関との連絡調整及び指導・助言を行う。							120
合 計							109,637	

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置推進事業	36,429	34,731	1,698	38		(手数料) 277	36,114	
トータルコスト	37,988千円（前年度 36,308千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	指導・監督、連絡調整、交付金事務、周知説明、補助金事務							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽への転換に係る浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の設置を推進する。また、浄化槽管理者への維持管理指導や普及啓発等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
個人設置型浄化槽への補助	浄化槽の設置、購入費用等の一部を設置者に助成する市町村に対して補助する。（補助対象団体は、浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村に限る。） [補助対象経費] 国が定める設置基準額の40%（基準額） [国庫補助率] 13.3%（補助対象経費の1/3） [県費補助率] 13.3% + 嵩上10%（上限） ※嵩上は市町村が嵩上する場合の1/2を補助。撤去費、宅内配管工事費については嵩上を行わない。 【撤去費・宅内配管工事費】 [県補助額] 国が定める基準額の1/3 [補助上限] 単独処理浄化槽の撤去費：40千円 くみ取り便槽の撤去費：30千円 宅内配管工事費：100千円	35,989
事務費	浄化槽管理者への維持管理指導・普及啓発等	440
合 計		36,429

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想に係る「汚水処理人口普及率」97.6%（令和8年度）

【取組状況・改善点】

- ・各市町村において、公共下水道、集落排水施設、浄化槽を整備地域の人口密度等を勘案して整備しており、令和3年度末の汚水処理人口普及率は95.5%となっている。
- ・各市町村において、浄化槽整備に係る補助制度の嵩上げや、公共下水道料金と浄化槽での経費負担に不公平が生じないための支援策を講じるとともに、本補助金の活用と併せて整備を進めている。

<合併処理浄化槽設置補助実績>

（単位：基）

種類	R1	R2	R3	R4（見込）	R5（見込）
個人設置型	7市町 102	7市町 97	5市町 103	11市町 123	11市町 126
市町村設置型	—	1町 1	1町 3	1町 1	—

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
浄化槽適正管理推進事業	5,265	4,563	702			(雑入) 773	4,492	
トータルコスト	6,824千円（前年度6,140千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	関係団体との調整、浄化槽管理士研修事務、台帳システム整備事務、協議会事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

浄化槽の整備及び適正な維持管理を推進するため、関係機関、団体と一体となって本事業を実施し、公共用水域等の水質の保全、向上を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内 容	予算額
浄化槽管理士研修	浄化槽管理士が、日々進歩する技術の高度化に適応し、維持管理に関する新たな知識や実務上の技術の習得を図るための研修を鳥取市及び関係団体と共同で開催する。	93
浄化槽台帳整備	適正な維持管理を行う上で基礎となる台帳システムの保守管理を行う。	4,734
鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	浄化槽整備の推進と維持管理向上を目的として、有識者、関係機関、団体等を構成員とする協議会を開催し、意見を徴収して県の施策に反映する。	438
合 計		5,265

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ・浄化槽の維持管理（保守点検、清掃及び法定検査の実施率）の向上を図る。

【取組状況・改善点】

- ・令和2年度より鳥取市及び関係団体と共同で、浄化槽管理士が実務的な知識や技術を習得するための研修を年1回開催している。
- ・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進を図るため、有識者、一般公募委員、関係団体、指定検査機関及び行政機関（県及び権限移譲市町）で構成する法定協議会を令和3年度に設立し、台帳システムの導入や維持管理向上等について協議を重ねてきた。
- ・令和5年度は維持管理向上に向けた行政指導の強化や浄化槽管理者への支援に係る具体的な方策について、引き続き協議会で検討を行う。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水需給動態調査費	146	164	△18	146				
トータルコスト	926千円（前年度 953千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	水需給の調査、国（国土交通省）への報告							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>県内の水道、工業用水及び農業用水ごとの渇水状況や河川の水供給可能量など、水需給の動態調査を実施する。（国土交通省委託事業）</p>								
水環境保全課管理運営費	15,469	15,774	△305				15,469	
トータルコスト	17,028千円（前年度 17,351千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	課内・地方機関との連絡・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<ul style="list-style-type: none"> ・水環境保全課内の連絡調整・事業実施に要する経費である。 ・災害時協力井戸登録の運営に要する経費である。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水環境保全課（内線：7401）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 生活基盤施設耐震化等 事業(水道)	317,002	290,923	26,079	316,502			500	
トータルコスト	321,680千円(前年度 295,655千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	交付金事務(国・市町との調整等)							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民の生活基盤である水道施設の整備を行うため、国の交付金を活用した水道施設の耐震化及び老朽化対策、水道水源の確保等の取組を支援する。

2 主な事業内容

(1) 水道施設整備等事業(316,002千円)

(単位：千円)

新規/継続 区分	事業主体	全体計画			令和5年度 事業
		事業概要	期間	総事業費	予算額
継続	鳥取市	水管橋の耐震化	R4~R6	228,642	7,612
新規	鳥取市	緊急遮断弁の整備	R5	170,215	42,553
継続	鳥取市	重要給水施設配水管の整備	R1~R7	916,702	49,100
継続	米子市	基幹管路の老朽管更新	R3~R7	1,191,897	126,234
継続	倉吉市	基幹管路の老朽管更新	R3~R7	500,000	33,333
継続	岩美町	配水池更新	R2~R9	816,484	6,350
継続	岩美町	老朽管更新	H27~R10	812,063	3,300
継続	大山町	石綿管更新	R4~R8	675,064	42,313
継続	日南町	水道施設台帳の電子化	R4~R8	26,983	1,950
継続	江府町	水道施設台帳の電子化	R4~R6	25,000	3,257
合計					316,002

(2) 水道施設整備等事業に係る市町との連絡調整費(1,000千円)

県内水道事業者が実施する国庫補助・交付金事業に関して、生活基盤施設耐震化計画等への調整・助言、国・市町との連絡調整を行う。

[補助・交付率] 国 1/2、県 1/2

令和5年度一般会計当初予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

水環境保全課（内線：7401）

2目 土地改良費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 農業集落排水事業	87,338	135,327	△47,989	80,335			7,003	
トータルコスト	97,474千円（前年度145,579千円） [正職員：1.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金事務、国・市町村との調整、技術指導・助言							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図るため、生活雑排水及びし尿の処理を行う農業集落排水施設を整備、改築を行う。								
また、既存施設の保全並びに効率的な維持管理が図られるよう、維持管理適正化計画を策定する。								
2 主な事業内容								
[補助率] 整備・改築：国 1/2、市町村 1/2、計画策定：国 10/10 （単位：千円）								
新規/継続 区分	事業主体	地区名	全体 事業期間	令和5年度事業概要				予算額
新規	鳥取市	日置谷	R5～R7	実施設計一式				2,450
	米子市	尚徳	R5	自動制御装置改築一式				10,000
	倉吉市	三江・下米積	R5～R6	非常通報装置改築17基				16,500
	湯梨浜	高辻方面	R5	維持管理適正化計画策定一式				6,500
継続	鳥取市	東郷	H29～R5	管路施設 L=0.6km				42,300
	倉吉市	上神・東鴨	R4～R5	非常通報装置改築4基				2,585
合 計							80,335	
※人件費（一般職員1名分）は県負担（一般財源7,003千円）								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

4目 下水道費

水環境保全課（内線：7401）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）斐伊川流域下水道整備総合計画策定事業	14,250	0	14,250	7,125			7,125	
トータルコスト	15,809 千円（前年度 0 千円） [正職員：0.2 人]							
主な業務内容	斐伊川流域下水道総合計画（鳥取県分）の策定							
工程表の政策内容	生活排水処理の普及							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県は、斐伊川流域の水質環境保全を図ることを目的に平成22年度に「斐伊川流域下水道整備総合計画」を策定しており、計画期間は令和5年度までである。この度、国土交通省が令和2年度から3年度にかけて目標負荷量の県間配分の調整を行い新たに策定された「斐伊川流域別下水道整備総合計画基本方針」に沿って、同総合計画を変更する。</p> <p>2 主な事業内容 斐伊川流域下水道総合計画策定業務（14,250 千円） 計画書、計画説明書、計画説明図の作成を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 令和5年度中に斐伊川流域別下水道整備総合計画（鳥取県）を策定する。</p>								
下水道事業促進費	4,553	4,525	28	1,852		(繰入金) 2,012	689	
トータルコスト	13,909 千円（前年度 13,988 千円） [正職員：1.2 人]							
主な業務内容	申請の受付、審査、交付金事務、国との調整、会議出席							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
下水道事業に係る資材価格の調査等及び市町村が行う下水道事業の連絡調整に要する経費である。								
天神川流域下水道事業会計繰出金	89,124	81,852	7,272				89,124	
トータルコスト	89,904 千円（前年度 82,641 千円） [正職員：0.1 人]							
主な業務内容	繰出金の支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
天神川流域下水道の建設事業、減価償却費等に係る天神川流域下水道事業会計への繰出金である。								
[終了] 公共下水道推進基金造成事業	0	634	△634					
トータルコスト	0 千円（前年度 1,423 千円） [正職員：0 人]							
事業内容の説明								
事業完了。								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部県民福祉局（電話：0859-31-9363）

4目 環境保全費〈地方機関計上予算〉

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山駐車場利用向上事業	3,771	1,458	2,313				3,771	
トータルコスト	7,670千円（前年度3,035千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	委託業務の発注及び委託料の支払、電気代の支払							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立大山駐車場の円滑な管理運営のため、融雪装置の維持管理、大山屋内駐車場修繕工事に係る実施設計等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
大山駐車場融雪装置維持管理	融雪装置保守点検委託料、電気代	2,010
【新規】大山屋内駐車場NTTドコモ基地局電気代	NTTドコモ基地局に係る電気代	261
【新規】大山屋内駐車場大規模修繕工事	大山屋内駐車場大規模修繕工事に係る設計委託費	1,500
合 計		3,771

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

大山の観光振興に寄与すること等を目的として設置した県立大山駐車場の円滑な運営を図る。

【取組状況・改善点】

- ・平成18年度から指定管理者制度の導入を行い、毎年点検・評価を行うことで運営・サービスの改善等を促している。（現行期間 令和4～9年度）
- ・冬季の駐車場利用者の安全性・利便性の向上のために、駐車場内の無散水（地熱式）融雪装置の維持管理を行っており、令和2年度から令和3年度には融雪装置の延長工事を実施し、利用客の更なる安全性・利便性の向上を図った。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部環境建築局(内線:0859-31-9325)

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山オオタカの森 保全・利活用推進事業	14,558	14,246	312	5,851		(財産収入) 2,092	6,615	
トータルコスト	15,338千円(前年度15,035千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	管理委託契約事務、管理委託監督業務、関係機関との調整、							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承するため、当該マツ林においてオオタカの営巣環境に適した環境整備及び松くい虫による被害拡大を抑制するための伐倒駆除を実施する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区 分	内 容							予算額
森林整備	オオタカの営巣環境に適した森林環境整備 ・マツ林の更新伐、下刈り、伐木の売却							10,113
	松くい虫被害木の伐倒駆除							4,445
合 計							14,558	
3 事業目標・取組状況・改善点								
【事業目標】								
オオタカを始めとする多様な野生動植物が生息する豊かな自然環境を保全する。								
【取組状況・改善点】								
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度からオオタカの生息・営巣可能環境整備と森林経営を両立すべく更新伐(7割強度間伐)や松くい虫被害木の伐倒駆除を実施している。 更新伐で伐採されたアカマツ等は市場で競り売りし、県の収入になっている。 								
大山自然歴史館管理 運営費	85,834	32,083	53,751		<24,500> 49,000		36,834	県費負担 61,334
トータルコスト	88,953千円(前年度35,237千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	管理運営							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県立大山自然歴史館の管理運営を指定管理者へ委託する。また、中長期保全計画に基づき、屋根等改修工事を行う。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区 分	内 容							予算額
指定管理料	[指定管理者] (一社)大山観光局 [指定管理期間] 令和4年4月1日~令和9年3月31日(5年間) [指定管理料] 153,500千円(債務負担行為設定済)							30,700
中長期保全計画に 基づく施設の改修	屋根等改修工事に係る工事請負費							55,134
合 計							85,834	

令和5年度公共事業当初予算総括表

生活環境部(単位:千円)

事業名	令和4年度 当初計上予算額 (A)	令和5年度 当初計上予算額 (B)	財源内訳				B/A	備考	事業内容の説明 (主な事業・箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源			
一般公共事業	572,250	1,158,340	735,337	<262,500> 356,000		67,003	県費負担 329,503		
水道事業	290,923	317,002	316,502			500	県費負担 500	鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、大山町、日南町、江府町	
農業集落排水事業	135,327	87,338	80,335			7,003	県費負担 7,003		
営農集落排水事業	-	-							
団営農業集落排水事業	135,327	87,338	80,335			7,003	県費負担 7,003	鳥取市、米子市、倉吉市、湯梨浜町	
公園事業	146,000	754,000	338,500	<262,500> 356,000		59,500	県費負担 322,000	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園	
県公共事業	188,654	201,217				201,217	県費負担 201,217		
公園事業	188,654	201,217				201,217	県費負担 201,217	布勢総合運動公園、東郷湖羽合臨海公園、燕趙園	
計(C) 単県公共	760,904	1,359,557	735,337	<262,500> 356,000		268,220	県費負担 530,720		
災害公共事業(D)	-	-							
生活環境部合計 (C + D)	760,904	1,359,557	735,337	<262,500> 356,000		268,220	県費負担 530,720		

(注)起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度公共事業箇所別概要

生活環境部

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和5年度 事業費 (千円)	令和5年度 事業内容
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	R1~R7	184,944 (916,702)	重要給水施設配水管の整備	49,100 (196,402)	重要給水施設配水管の整備
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	鳥取市	R4~R6	57,042 (228,642)	水管橋耐震化	7,612 (22,837)	水管橋耐震補強
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)【新規】	鳥取市	R5	42,553 (170,215)	緊急遮断弁の整備	42,553 (170,215)	緊急遮断弁の整備
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	米子市	R3~R7	395,864 (1,191,897)	基幹管路の老朽管更新	126,234 (378,703)	基幹管路の老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	倉吉市	R3~R7	166,666 (500,000)	基幹管路の老朽管更新	33,333 (100,000)	基幹管路の老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	R2~R9	20,198 (816,484)	配水池更新	6,350 (25,400)	配水池更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	岩美町	H27~R10	250,823 (812,063)	老朽管更新	3,300 (9,900)	老朽管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	大山町	R4~R8	225,019 (675,064)	石綿管更新	42,313 (126,940)	石綿管更新
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	日南町	R4~R8	8,994 (26,983)	水道施設台帳の電子化	1,950 (5,850)	水道施設台帳の電子化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	江府町	R4~R6	8,333 (25,000)	水道施設台帳の電子化	3,257 (9,772)	水道施設台帳の電子化
生活基盤施設耐震化等事業 (水道)	—	R5	1,000	指導監督事務費	1,000	指導監督事務費
団体営 農業集落排水事業【新規】	鳥取市 日置谷	R5~R7	12,500 (25,000)	処理施設改築1箇所 管路L=130m	2,450 (4,900)	実施設計一式
団体営 農業集落排水事業	鳥取市 東郷	H29~R5	450,925 (901,850)	処理施設改築1箇所 管路L=5,684m ポンプ施設5基	42,300 (84,600)	管路L=565m
団体営 農業集落排水事業	倉吉市 上神・東鴨	R4~R5	16,585 (33,817)	非常通報装置改築23基 機械設備更新一式	2,585 (5,170)	非常通報装置改築4基
団体営 農業集落排水事業【新規】	倉吉市 三江・下米積	R5~R6	17,500 (35,000)	非常通報装置改築19基	16,500 (33,000)	非常通報装置改築17基
団体営 農業集落排水事業【新規】	湯梨浜町 高辻方面	R5	6,500 (6,500)	維持管理適正化計画策定 一式	6,500 (6,500)	維持管理適正化計画策定 一式
団体営 農業集落排水事業【新規】	米子市 尚徳	R5	10,000 (20,000)	自動制御装置改築一式	10,000 (20,000)	自動制御装置改築一式

事業名	地区名	実施期間	総事業費 (千円)	事業概要	令和5年度 事業費 (千円)	令和5年度 事業内容
都市公園機能向上推進事業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R4~R6	202,804	利便性向上に係る公園施 設の整備	48,400	工事:1箇所
都市公園安全・安心対策事 業	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R4~R6	558,000	公園施設の耐震化及びバ リアフリー化	514,000	工事:1箇所 測量設計:1箇所
公園施設長寿命化事業	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R2~R7	357,500	老朽化等した公園施設の 更新	240,000	工事:1箇所
単県 都市公園維持費	布勢総合 運動公園 (鳥取市)	R5	275,976	施設修繕	134,508	工事:3箇所 測量設計:3箇所
単県 都市公園維持費	東郷湖羽合 臨海公園 (湯梨浜町)	R5	30,180	施設修繕	5,000	工事:1箇所
単県 都市公園維持費	燕趙園 (湯梨浜町)	R5	80,682	施設修繕	8,309	工事:1箇所
単県 都市公園維持費	—	R5	5,000	緊急修繕対策費	5,000	緊急修繕対策費
合計	22地区		3,385,588 (6,385,217)		1,352,554 (1,200,189)	上段 : 県予算 下段 (): 市町村事業費

(注) 国の認証等により変更になる場合がある。

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費								
	款項目	うち生活環境部						6項 防災費	
		2項 企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	1目 防災総務費			
1 報酬	660,086	5,770	5,770	5,228	470	72			
2 給料	3,086,167	15,116	15,116	15,116					
3 職員手当等	3,484,185	8,555	8,555	8,555					
4 共済費	1,183,094	6,301	6,301	6,301					
5 災害補償費	300								
6 恩給及び退職年金	5,424								
7 報償費	314,715	1,944	1,723		928	795	221	221	
8 旅費	241,074	2,168	934	180	398	356	1,234	1,234	
費用弁償	39,799	558	558	180	206	172			
普通旅費	149,391	976	109			109	867	867	
特別旅費	51,884	634	267		192	75	367	367	
9 交際費	2,860								
10 需用費	640,884	5,500	612			612	4,888	4,888	
11 役務費	521,176	1,254	343		288	55	911	911	
12 委託料	6,416,040	20,012	2,024			2,024	17,988	17,988	
13 使用料及び賃借料	1,207,472	482	354		80	274	128	128	
14 工事請負費	2,340,164								
15 原材料費	858								
16 公有財産購入費	3,554								
17 備品購入費	127,886								
18 負担金、補助及び交付金	9,786,383	10,761	10,721		3,440	7,281	40	40	
19 扶助費	300								
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金	38,443								
22 償還金、利子及び割引料	156,900								
23 投資及び出資金									
24 積立金	222,794								
25 寄附金	34,820								
26 公課費	379								
27 繰出金	3,000								
予備費									
計	30,478,958	77,863	52,453	35,380	5,604	11,469	25,410	25,410	
財源									
内 国庫支出金	2,536,929	25,410					25,410	25,410	
内 地方債	2,267,000								
内 その他	2,731,793	1,042	1,042	738	304				
内 一般財源	22,943,236	51,411	51,411	34,642	5,300	11,469			

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	3款 民生費					
	款項目	うち生活環境部				
			1項 社会福祉費			
				1目 社会福祉 総務費	7目 消費者支援 対策費	
1	報酬	363,926	5,262	5,262	204	5,058
2	給料	1,643,865	18,895	18,895		18,895
3	職員手当等	986,888	10,301	10,301		10,301
4	共済費	618,598	7,407	7,407		7,407
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費	77,153	2,747	2,747	226	2,521
8	旅費	55,798	3,361	3,361	480	2,881
	費用弁償	15,153	715	715	57	658
	普通旅費	16,925	1,154	1,154	254	900
	特別旅費	23,720	1,492	1,492	169	1,323
9	交際費	200				
10	需用費	142,117	2,980	2,980	320	2,660
11	役務費	55,646	2,480	2,480	50	2,430
12	委託料	3,614,057	40,867	40,867		40,867
13	使用料及び賃借料	82,448	1,660	1,660	110	1,550
14	工事請負費	374,746				
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費	39,415				
18	負担金、補助及び交付金	37,048,450	37,989	37,989	25,078	12,911
19	扶助費	1,593,795				
20	貸付金	16,100	20	20		20
21	補償、補填及び賠償金					
22	償還金、利子及び割引料					
23	投資及び出資金					
24	積立金	1,514,897				
25	寄附金	950				
26	公課費	47				
27	繰出金	3,311,990				
	予備費					
	計	51,541,086	133,969	133,969	26,468	107,501
財	国庫支出金	4,566,378	25,323	25,323	11,019	14,304
源	地方債	276,000				
内	その他	2,832,380	24	24		24
訳	一般財源	43,866,328	108,622	108,622	15,449	93,173

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費								
	款項目	うち生活環境部							
			1項 公衆衛生費				2項 環境衛生費		
				1目 公衆衛生 総務費	3目 予防費	6目 衛生環境 研究所費		1目 環境衛生 総務費	
1	報酬	395,909	90,671	14,562	14,478	10	74	60,569	57,425
2	給料	1,439,799	683,999	98,254	98,254			400,574	400,574
3	職員手当等	892,007	374,813	57,140	57,140			220,085	220,085
4	共済費	533,601	254,784	36,999	36,999			150,469	150,469
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	報償費	306,465	10,975	336		310	26	10,639	
8	旅費	52,720	22,764	5,116	540	1,028	3,548	17,072	2,016
	費用弁償	12,792	5,777	941	540	230	171	4,260	2,016
	普通旅費	18,617	10,929	3,507		330	3,177	7,422	
	特別旅費	21,311	6,058	668		468	200	5,390	
9	交際費	100	100					100	
10	需用費	538,880	103,949	50,124		4,671	45,453	53,825	
11	役務費	236,837	26,489	4,393		1,000	3,393	22,096	
12	委託料	3,593,050	867,219	207,573		163,619	43,954	659,646	
13	使用料及び賃借料	946,055	58,182	16,520		50	16,470	41,662	
14	工事請負費	983,143	864,025	7,429			7,429	856,596	
15	原材料費								
16	公有財産購入費								
17	備品購入費	22,153	17,576	4,227			4,227	13,349	
18	負担金、補助及び交付金	10,606,276	733,618	9,443		9,349	94	724,175	
19	扶助費	1,414,926							
20	貸付金	980,790	11,952					11,952	
21	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000					1,000	
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積立金	469,097	10,592					10,592	
25	寄附金	77,830	5,930					5,930	
26	公課費	125							
27	繰出金								
	予備費								
	計	23,490,763	4,138,638	512,116	207,411	180,037	124,668	3,260,331	830,569
財	国庫支出金	11,188,187	784,364	75,561	8,065	66,568	928	708,803	2,992
源	地方債	731,000	624,000					624,000	
内	その他	804,719	218,355	30,015	16,770	1,341	11,904	188,249	69,336
訳	一般財源	10,766,857	2,511,919	406,540	182,576	112,128	111,836	1,739,279	758,241

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	4款 衛生費				
	うち生活環境部				
	2項 環境衛生費			3項 保健所費	
	2目 食品衛生 指導費	3目 環境衛生 連絡調整費	4目 環境保全費		1目 保健所費
1 報酬	72	317	2,755	15,540	15,540
2 給料				185,171	185,171
3 職員手当等				97,588	97,588
4 共済費				67,316	67,316
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 報償費	6,853	398	3,388		
8 旅費	2,346	660	12,050	576	576
費用弁償	28	27	2,189	576	576
普通旅費	1,229	433	5,760		
特別旅費	1,089	200	4,101		
9 交際費			100		
10 需用費	16,466	1,220	36,139		
11 役務費	2,395	480	19,221		
12 委託料	45,543	26,089	588,014		
13 使用料及び賃借料	9,094	357	32,211		
14 工事請負費	47,789		808,807		
15 原材料費					
16 公有財産購入費					
17 備品購入費	50	341	12,958		
18 負担金、補助及び交付金	13,803	32,547	677,825		
19 扶助費					
20 貸付金			11,952		
21 補償、補填及び賠償金			1,000		
22 償還金、利子及び割引料					
23 投資及び出資金					
24 積立金			10,592		
25 寄附金			5,930		
26 公課費					
27 繰出金					
予備費					
計	144,411	62,409	2,222,942	366,191	366,191
財	国庫支出金	190	8,329	697,292	
源	地方債		624,000		
内	その他	55,287	1,857	61,769	91
訳	一般財源	88,934	52,223	839,881	366,100

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	6款 農林水産業費								
	うち生活環境部								
	1項 農業費			3項 農地費		4項 林業費			
			6目 農作物 対策費	7目 肥料植物 防疫費		2目 土地改良 費		9目 狩猟費	
1 報酬	366,356	215						215	215
2 給料	2,380,770	3,779				3,779	3,779		
3 職員手当等	1,284,439	1,915				1,915	1,915		
4 共済費	895,576	1,309				1,309	1,309		
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	48,058	804						804	804
8 旅費	87,223	1,223	292	180	112			931	931
費用弁償	18,561	331						331	331
普通旅費	58,387	550	292	180	112			258	258
特別旅費	10,275	342						342	342
9 交際費	100								
10 需用費	489,362	6,535	317	50	267			6,218	6,218
11 役務費	102,282	751	173	130	43			578	578
12 委託料	1,898,637	108,918						108,918	108,918
13 使用料及び賃借料	145,531	1,566	218	140	78			1,348	1,348
14 工事請負費	2,534,227								
15 原材料費	7,934								
16 公有財産購入費	6,500								
17 備品購入費	142,345	402						402	402
18 負担金、補助及び交付金	9,007,205	86,229				80,335	80,335	5,894	5,894
19 扶助費									
20 貸付金	236,799								
21 補償、補填及び賠償金	151,255								
22 償還金、利子及び割引料	191,851								
23 投資及び出資金	10								
24 積立金	631,882								
25 寄附金									
26 公課費	368								
27 繰出金	163,297								
予備費									
計	20,772,007	213,646	1,000	500	500	87,338	87,338	125,308	125,308
財源									
内 国庫支出金	6,450,911	126,653	107		107	80,335	80,335	46,211	46,211
内 地方債	1,483,000								
内 その他	1,894,227	4,511	126		126			4,385	4,385
内 一般財源	10,943,869	82,482	767	500	267	7,003	7,003	74,712	74,712

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費						
	款項目	うち生活環境部					
		2項 工鉱業費	1目 工鉱業総務費		4目 計量検定費	3項 観光費	1目 観光費
1 報酬	52,656	50				50	50
2 給料	385,458	11,337	11,337	11,337			
3 職員手当等	204,082	5,745	5,745	5,745			
4 共済費	166,508	3,927	3,927	3,927			
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 報償費	67,220	961				961	961
8 旅費	44,930	2,707	530		530	2,177	2,177
費用弁償	7,504	286				286	286
普通旅費	29,016	1,913	530		530	1,383	1,383
特別旅費	8,410	508				508	508
9 交際費	100						
10 需用費	44,166	5,343	800		800	4,543	4,543
11 役務費	41,622	3,690	800		800	2,890	2,890
12 委託料	1,820,568	22,941				22,941	22,941
13 使用料及び賃借料	145,383	5,803	671		671	5,132	5,132
14 工事請負費	188,792						
15 原材料費							
16 公有財産購入費							
17 備品購入費	2,500						
18 負担金、補助及び交付金	10,411,301	28,273	16		16	28,257	28,257
19 扶助費							
20 貸付金	321,112						
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積立金	396						
25 寄附金							
26 公課費							
27 繰出金	21,908						
予備費							
計	13,918,702	90,777	23,826	21,009	2,817	66,951	66,951
財源	国庫支出金	1,283,611	2,249			2,249	2,249
	地方債	9,000					
	その他	6,985,691	2,873	2,801		2,801	72
	一般財源	5,640,400	85,655	21,025	21,009	16	64,630

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費							
	款項目	うち生活環境部						
		1項 土木管理費	4目 建築指導費		5項 都市計画費		1目 都市計画総務費	
1 報酬	285,751	30,018	266		266	868	500	
2 給料	1,908,395	230,519	18,895	18,895		15,116	11,337	
3 職員手当等	1,015,548	121,595	9,575	9,575		7,660	5,745	
4 共済費	718,126	85,664	6,545	6,545		5,236	3,927	
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費	20,699	13,932	1,282		1,282	267		
8 旅費	44,117	5,563	877		877	879	104	
費用弁償	11,584	1,780	179		179	284	104	
普通旅費	29,816	3,040	4		4	550		
特別旅費	2,717	743	694		694	45		
9 交際費	100							
10 需用費	317,202	19,231	1,682		1,682	2,050		
11 役務費	184,130	12,261	55		55	1,690	20	
12 委託料	4,789,341	964,526	3,445		3,445	559,629	350	
13 使用料及び賃借料	391,115	21,370	1,553		1,553	4,910		
14 工事請負費	14,287,513	1,863,128				931,988		
15 原材料費	2,377							
16 公有財産購入費	194,586							
17 備品購入費	298,515	17,793	52		52	17,641		
18 負担金、補助及び交付金	7,451,934	852,111	64,714		64,714	101,279		
19 扶助費								
20 貸付金	105	105						
21 補償、補填及び賠償金	689,882	10,489						
22 償還金、利子及び割引料	4,000							
23 投資及び出資金								
24 積立金	46,982	46,982						
25 寄附金								
26 公課費	11,884							
27 繰出金	9							
予備費								
計	32,662,311	4,295,287	108,941	35,015	73,926	1,649,213	21,983	
財源	国庫支出金	8,349,821	1,028,914	3,902		3,902	349,696	2,219
内	地方債	10,214,000	356,000				356,000	
内	その他	1,334,959	626,686	3,372		3,372	21,283	954
訳	一般財源	12,763,531	2,283,687	101,667	35,015	66,652	922,234	18,810

令和5年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費					生活環境部 合計
	うち生活環境部					
	5項 都市計画費		6項 住宅費			
3目 公園費	4目 下水道費		1目 住宅管理費	2目 住宅建設費		
1 報酬	368		28,884	28,884		131,986
2 給料	3,779		196,508	196,508		963,645
3 職員手当等	1,915		104,360	104,360		522,924
4 共済費	1,309		73,883	73,883		359,392
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	267		12,383	12,123	260	31,363
8 旅費	425	350	3,807	3,753	54	37,786
費用弁償	180		1,317	1,317		9,447
普通旅費	200	350	2,486	2,436	50	18,562
特別旅費	45		4		4	9,777
9 交際費						100
10 需用費	1,450	600	15,499	15,422	77	143,538
11 役務費	1,510	160	10,516	10,165	351	46,925
12 委託料	542,773	16,506	401,452	330,147	71,305	2,024,483
13 使用料及び賃借料	4,168	742	14,907	14,887	20	89,063
14 工事請負費	931,988		931,140	100,423	830,717	2,727,153
15 原材料費						
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	17,641		100		100	35,771
18 負担金、補助及び交付金	11,710	89,569	686,118	80,537	605,581	1,748,981
19 扶助費						
20 貸付金			105		105	12,077
21 補償、補填及び賠償金			10,489	745	9,744	11,489
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積立金			46,982		46,982	57,574
25 寄附金						5,930
26 公課費						
27 繰出金						
予備費						
計	1,519,303	107,927	2,537,133	971,837	1,565,296	8,950,180
財源						
内 国庫支出金	338,500	8,977	675,316	4,514	670,802	1,992,913
内 地方債	356,000					980,000
内 その他	18,317	2,012	602,031	545,907	56,124	853,491
内 一般財源	806,486	96,938	1,259,786	421,416	838,370	5,123,776

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
2款 総務費		
2項 企画費		
1目 企画総務費		
給料	・一般職員	4人
報酬	・会計年度任用職員	3人
2目 計画調査費		
報酬	・鳥取県景観審議会委員	12人
	・鳥取県屋外広告物審議会委員	11人
負担金、補助及び交付金	・全国景観審議会負担金	40
	・鳥取県広域景観形成支援事業補助金	3,400
3目 交通対策費		
報酬	・鳥取県交通安全対策会議委員	25人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県交通対策協議会補助金	7,081
	・おもてなしヘルメット購入支援事業補助金	200
6項 防災費		
1目 防災総務費		
負担金、補助及び交付金	・原子力施設等放射能調査機関連絡協議会負担金	40
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報酬	・鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員	10人
負担金、補助及び交付金	・犯罪被害者等支援活動費補助金	600
	・鳥取県犯罪被害者等見舞金給付補助金	800
	・性暴力被害者支援連携事業補助金	23,137
	・鳥取県地域安全フォーラム開催補助金	541
7目 消費者支援対策費		
給料	・一般職員	5人
報酬	・会計年度任用職員	2人
	・鳥取県消費者教育推進地域協議会委員	17人
	・鳥取県消費生活審議会委員	14人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県消費者団体等活動支援補助金	200
	・市町村消費者行政強化交付金	8,000
	・米子コンベンションセンター施設管理費負担金	1,577
	・中部消費生活センター管理運営費等負担金	250
	・(一財)日本エシカル推進協議会会費	200
	・とっとり思いやり消費普及推進事業補助金	2,500
	・鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金	184
貸付金	・消費者被害訴訟貸付金	20
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
給料	・一般職員	26人
報酬	・会計年度任用職員	8人

項 目		金額(千円)等
3目 予防費		
報 酬	・狂犬病評価人	2人
負担金、補助 及び交付金	・動物愛護センター施設費補助金 ・鳥取県動物福祉推進事業補助金 ・全国動物管理関係事業所協議会会費 ・鳥取県猫不妊去勢手術助成事業費補助金 ・地域猫活動モデル事業補助金 ・動物愛護推進員による地域活動補助金	779 1,645 25 5,590 810 500
6目 衛生環境研究所費		
報 酬	・鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会委員	8人
負担金、補助 及び交付金	・全国衛生化学技術協議会負担金 ・地方衛生研究所全国協議会負担金 ・全国環境研協議会負担金 ・衛生微生物技術協議会会費	15 38 33 8
2項 環境衛生費		
1目 環境衛生総務費		
給 料	・一般職員	106人
報 酬	・会計年度任用職員	29人
2目 食品衛生指導費		
報 酬	・鳥取県ふぐ処理師試験委員	7人
負担金、補助 及び交付金	・改正食品衛生法に係る事業継続支援補助金 ・鳥取県食品衛生協会補助金 ・全国食肉衛生検査所協議会負担金	12,000 1,756 47
3目 環境衛生連絡調整費		
報 酬	・鳥取県クリーニング師試験委員 ・鳥取県生活衛生営業審議会委員	7人 10人
負担金、補助 及び交付金	・全国生活衛生関係課課長年会費負担金 ・鳥取県生活衛生営業指導センター補助金 ・鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金 ・鳥取県生活衛生営業振興事業補助金 ・新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金 ・鳥取県公衆浴場原油価格高騰対策市町村補助金 ・日本水道協会年会費	7 16,661 1,750 1,727 12,000 385 17
4目 環境保全費		
報 酬	・鳥取県環境審議会委員 ・鳥取県環境影響評価審査会委員 ・鳥取県放射能調査専門家会議委員 ・鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員 ・鳥取県廃棄物審議会委員 ・指定管理候補者審査委員会委員 ・湖山池環境モニタリング委員会委員	30人 14人 3人 4人 7人 12人 6人
負担金、補助 及び交付金	・「若者☆星取県」実践活動支援事業補助金 ・星空を活用した星空保全地域振興事業補助金 ・星空保全地域照明対策事業補助金 ・星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金 ・グリーン購入ネットワーク会費 ・自然エネルギー協議会会費 ・鳥取県環境保全活動支援補助金	100 5,000 1,500 18,950 20 50 1,000

項 目		金額(千円)等
	・鳥取県こどもエコクラブ活動支援補助金	1,800
	・鳥取県環境推進企業協議会会費	10
	・海洋エネルギー資源開発促進日本海連合負担金	100
	・鳥取県水素エネルギー推進協議会負担金	3,543
	・鳥取県電源立地地域対策交付金	72,611
	・鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金	14,700
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(体制づくり・啓発支援)補助金	1,200
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(調査・計画策定支援)補助金	12,000
	・地域資源活用エネルギー導入推進事業(事業化支援)補助金	15,000
	・鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金	45,875
	・鳥取スタイルPPA・VPP推進支援事業補助金	24,800
	・フードドライブ支援補助金	1,000
	・持ち帰りバッグ購入支援事業補助金	1,000
	・鳥取県4R推進交付金	500
	・Let's4R実践活動推進補助金	1,095
	・(公財)鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	38,228
	・鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金	946
	・プラスチック・フィッシング事業補助金	3,000
	・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金	2,300
	・プラスチック資源のアップサイクル支援事業補助金	4,500
	・全国環境衛生・廃棄物関係課長会負担金	7
	・鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金	2,500
	・生物多様性保全活動支援事業補助金	1,600
	・大山入山協力金運営事業負担金	1,405
	・鳥取県自然環境整備交付金	6,514
	・鳥取県立自然公園施設整備事業補助金	2,945
	・わかさ氷ノ山・山フェス実施負担金	800
	・(一財)全国山の日協議会負担金	35
	・日本みどりのプロジェクト推進協議会負担金	100
	・鳥取県国立公園清掃活動費補助金	2,720
	・(公社)日本山岳ガイド協会公認ガイド資格取得支援事業補助金	500
	・鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会負担金	20,850
	・鳥取砂丘未来会議負担金	11,343
	・鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	35,989
	・全国金属鉱業振興対策協議会負担金	50
	・鳥取県休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金	817
	・湖山池環境モニタリング委員会運営高速道路代負担金	10
	・みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	1,500
	・鳥取県美しく豊かな水環境を次世代につなぐ環境教育推進事業補助金	1,250
	・鳥取県持続可能な地下水利用協議会負担金	60
	・鳥取県水道施設耐震化等補助金	316,002
	貸付金	11,952
	積立金	10,592
	寄附金	5,930
3項 保健所費		
1目 保健所費		
給料	・一般職員	49人
報酬	・会計年度任用職員	8人

項		目	金額(千円)等
6款 農林水産業費			
3項 農地費			
2目 土地改良費			
給	料	・一般職員	1人
負担金、補助 及び交付金		・鳥取県農業集落排水事業補助金	80,335
4項 林業費			
9目 狩猟費			
報	酬	・鳥取県自然環境保全コンクール審査会委員	5人
		・鳥取県カワウ被害対策検討会委員	6人
負担金、補助 及び交付金		・鳥取県ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業補助金	984
		・近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会負担金	500
		・鳥取県射撃環境改善事業補助金	1,193
		・狩猟用ライフル銃等の所持許可に係る技能講習受講者支援補助金	5
		・鳥取県新規狩猟者参入促進補助金	3,212
7款 商工費			
2項 工鉱業費			
1目 工鉱業総務費			
給	料	・一般職員	3人
4目 計量検定費			
負担金、補助 及び交付金		・都道府県計量行政協議会会費	16
3項 観光費			
1目 観光費			
報	酬	・鳥取県政ジオバイザリースタッフ	1人
負担金、補助 及び交付金		・鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金	20,152
		・鳥取県山陰海岸ジオウオーク補助金	1,500
		・山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	6,603
		・鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金	2
8款 土木費			
1項 土木管理費			
1目 土木総務費			
給	料	・一般職員	5人
4目 建築指導費			
報	酬	・鳥取県建築審査会委員	5人
		・鳥取県建築士審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金		・伝統建築技能継承普及支援事業補助金	3,500
		・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	33,900
		・鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金	400
		・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	2,352
		・アスベスト撤去支援事業補助金	7,836
		・鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	16,165
		・全国建築審査会協議会負担金	48
		・日本建築行政会議負担金	450
		・全国被災建築物応急危険度判定協議会負担金	45
		・宅建業法主管者協議会負担金	18

項 目		金額(千円)等
5項 都市計画費		
1目 都市計画総務費		
給 料	・一般職員	3人
報 酬	・鳥取県開発審査会委員	7人
3目 公園費		
給 料	・一般職員	1人
報 酬	・指定管理候補者審査委員会委員	36人
負担金、補助 及び交付金	・地域緑化活動育成支援補助金	3,200
	・花と緑のまちづくり支援事業補助金	600
	・みんなの広場芝生化事業補助金	6,400
	・花と緑のフェア開催事業負担金	1,350
	・(一社)日本公園緑地協会会費	100
	・中国「道の駅」連絡会会費	40
	・全国「道の駅」連絡会会費	20
4目 下水道費		
負担金、補助 及び交付金	・下水道協会会費	445
	・天神川流域下水道事業会計繰出金	89,124
6項 住宅費		
1目 住宅管理費		
給 料	・一般職員	52人
報 酬	・会計年度任用職員	13人
	・水道料金徴収委託プロポーザル審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・国有資産等所在地市町村交付金	79,035
	・下水道・集落排水受益者負担金	977
	・鳥取県住宅供給公社職員共済費負担金	525
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・ケーブルテレビ加入負担金	3,217
	・水道負担金	1,114
	・公共住宅事業者等連絡協議会負担金	350
	・(一社)日本住宅協会負担金	18
	・とっとり住まいる支援事業補助金	230,283
	・鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業補助金	4,000
	・鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金	5,450
	・鳥取県居住支援協議会活動支援事業補助金	9,983
	・鳥取県高齢者向け優良賃貸住宅補助金	40,124
	・鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金	29,642
	・鳥取県木造住宅生産者団体活動支援事業補助金	2,500
	・とっとり未来型省エネ住宅特別促進事業補助金	190,400
	・とっとり健康省エネ住宅改修支援事業補助金	70,000
	・とっとり健康省エネ住宅改修スタートアップ支援事業補助金	4,000
	・鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金	12,500
	・「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	2,000
貸 付 金	・個人住宅建設資金貸付金	105
積 立 金	・鳥取県被災者住宅再建支援基金積立金	46,982

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和5年度 地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	脱炭素社会推進課	千円 補助金総額25,000千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額		千円	令和6年度から令和7年度まで	千円 限度額に同じ	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 鳥取スタイルPPA導入推進事業補助	脱炭素社会推進課	千円 補助金総額24,800千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額			令和6年度	千円 限度額に同じ					
令和5年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会推進課	11,913			令和6年度から令和12年度まで	11,913					11,913 EV急速充電器運営委託費、小型EVリース料
令和5年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境研究所	94,221			令和6年度から令和15年度まで	94,221					94,221 誘導結合プラズマ質量分析装置、原子吸光分光光度計の機器更新
令和5年度 ISO17025認定維持及び精度管理事業	衛生環境研究所	千円 委託料総額950千円を限度として、令和5年度に契約した額から令和5年度に支出した額を差し引いた額			令和6年度	千円 限度額に同じ					ISO17025再認定審査業務委託費
令和5年度 産業廃棄物適正処理推進事業	循環型社会推進課	13,024			令和6年度から令和9年度まで	13,024					13,024 産業廃棄物実態調査委託
令和5年度 水ノ山自然ふれあい館管理運営事業	緑豊かな自然課	221,925			令和6年度から令和10年度まで	221,925					221,925 氷ノ山自然ふれあい館指定管理料
令和5年度 都市公園管理費	緑豊かな自然課	1,273,582			令和6年度から令和10年度まで	1,273,582					1,273,582 布勢総合運動公園指定管理料
令和5年度 動物愛護センター機能支援事業	くらしの安心推進課	42,418			令和6年度から令和7年度まで	42,418					42,418 収容動物の管理、治療、譲渡促進及び動物愛護普及啓発等の業務委託費
令和5年度 食品衛生指導事業	くらしの安心推進課	12,215			令和6年度から令和10年度まで	12,215					12,215 食品衛生台帳システム保守経費
令和5年度 県営住宅維持管理費	住まいまちづくり課	35,069			令和6年度から令和12年度まで	35,069			35,069		水道料金等使用料徴収業務委託、量水器取替及び賃借料
令和5年度 とっとり住まいる支援事業補助	住まいまちづくり課	千円 補助金総額145,639千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額			令和6年度	千円 限度額に同じ					
令和5年度 とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助	住まいまちづくり課	千円 補助金総額356,730千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額			令和6年度	千円 限度額に同じ					
令和5年度 「とっとり匠の技」活用モデル助成事業補助	住まいまちづくり課	千円 補助金総額2,000千円を限度として、令和5年度に交付決定した額から令和5年度に交付した額を差し引いた額			令和6年度	千円 限度額に同じ					
令和5年度 "ラムサール条約登録湿地"中海の水質浄化対策とワイスユース推進事業	水環境保全課	6,594			令和6年度	6,594					6,594 水質保全計画策定に係る水質予測計算業務委託、水質浄化技術共同研究

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和3年度 環境汚染等総合対策事業	環境立県 推進課	48,763	令和4年度	5,109	令和5年度から 令和13年度まで	43,654					43,654	
令和4年度 電気自動車充電施設緊急整備事業	脱炭素社会 推進課	4,800			令和5年度から 令和12年度まで	4,800					4,800	
令和4年度 地域資源活用エネルギー導入推進事業補助	脱炭素社会 推進課	補助金総額25,000 千円を限度として、 令和4年度に交付 決定した額から令 和4年度に交付した 額を差し引いた額			令和5年度から 令和6年度まで	限度額に同じ						
令和3年度 次世代自動車普及促進事業	脱炭素社会 推進課	20,119	令和4年度	9,336	令和5年度から 令和11年度まで	10,783					10,783	
令和3年度 電気自動車充電施設緊急整備事業	脱炭素社会 推進課	4,800	令和4年度	0	令和5年度から 令和11年度まで	4,800					4,800	
令和4年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境 研究所	52,365			令和5年度から 令和14年度まで	52,365					52,365	
令和3年度 衛生環境研究所管理運営費	衛生環境 研究所	10,783	令和4年度	6,171	令和5年度から 令和7年度まで	4,612					4,612	
令和3年度 都市公園管理費	緑豊かな 自然課	1,531	令和4年度	505	令和5年度から 令和6年度まで	0					0	
令和4年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	山陰海岸 ジオパーク 海と大地の 自然館	9,488			令和5年度から 令和9年度まで	9,488					9,488	
令和3年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館運営費	山陰海岸 ジオパーク 海と大地の 自然館	1,626	令和4年度	479	令和5年度から 令和6年度まで	1,147					1,147	
令和4年度 鳥取県西部犬猫センター(仮称)整備事業	くらしの安心 推進課	253,903			令和5年度から 令和15年度まで	253,903			65,145		188,758	
令和4年度 動物譲渡情報促進事業	くらしの安心 推進課	4,365			令和5年度から 令和9年度まで	4,365					4,365	
令和元年度 ガスクロマトグラフタンデム型質量分析計賃借料	くらしの安心 推進課	47,646	令和2年度から 令和4年度まで	15,239	令和5年度から 令和10年度まで	32,407			4,740		27,667	
令和4年度 身近な消費生活相談窓口機能強化事業	消費生活 センター	127,735			令和5年度から 令和8年度まで	127,735					127,735	
令和3年度 消費生活センター事業費	消費生活 センター	198	令和4年度	66	令和5年度から 令和6年度まで	132					132	
令和4年度 とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業	住まいまち づくり課	7,904			令和5年度から 令和9年度まで	7,904					7,904	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
			千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
令和4年度 建築・宅地建物取引業 者指導費	住まいまち づくり課	360			令和5年度から 令和9年度まで	360			360		
令和4年度 盛土等に係る斜面の安 全確保推進事業	住まいまち づくり課	1,750			令和5年度から 令和9年度まで	1,750			1,750		
令和4年度 県営住宅維持管理費	住まいまち づくり課	10,479			令和5年度から 令和11年度まで	10,479			10,479		
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまち づくり課	14,077	令和4年度	1,656	令和5年度から 令和10年度まで	12,421				12,421	
令和3年度 県営住宅維持管理費	住まいまち づくり課	75,332	令和4年度	31,526	令和5年度から 令和7年度まで	43,806			43,806		
平成16年度 まちなかふれあい住宅 (借り上げ公営住宅)賃 借料	住まいまち づくり課	140,008	平成17年度から 令和4年度まで	96,977	令和5年度から 令和6年度まで	43,031				43,031	
令和4年度 湖山池・東郷池及び三 湖沼共通水質浄化対策 推進事業	水環境保 全課	2,946			令和5年度から 令和6年度まで	2,946				2,946	
令和3年度 大山自然歴史館管理運 営事業	西部環境 建築局	164,555	令和4年度	30,700	令和5年度から 令和8年度まで	133,855				133,855	

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

2 主な事業内容

(1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

(2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・幹線管渠におけるライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な維持管理の実施

3 予算実施計画

(単位:千円)

区 分		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明																																	
収 益 的	(款)流域下水道事業収益	1,310,795	1,340,063	△ 29,268	流入予定量7,107千m ³ 交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外) 行政財産使用料等																																	
	(項)営業収益	660,951	674,051	△ 13,100																																		
	(目)管理事業費負担金	660,951	672,483	△ 11,532																																		
	(目)固定資産除却費負担金	0	1,568	△ 1,568																																		
	(項)営業外収益	649,844	666,012	△ 16,168																																		
	(目)受取利息	3	3	0																																		
	(目)他会計負担金	0	6	△ 6																																		
	(目)他会計補助金	14,994	14,535	459																																		
	(目)資本費繰入収益	52,102	52,028	74																																		
	(目)長期前受金戻入	572,541	585,422	△ 12,881																																		
	(目)雑収益	2,942	2,975	△ 33																																		
	(目)消費税及び地方消費税還付金	7,262	11,043	△ 3,781																																		
	(項)特別利益	0	0	0																																		
収 入 ・ 支 出	(款)流域下水道事業費用	1,244,027	1,258,782	△ 14,755	経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>491,205</td><td>流域下水道指定管理料</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>8,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>2,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>7,000</td><td>管路施設補修工事等</td></tr> </table> 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>17,296</td><td>職員2名分</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>1,386</td><td>会計システム保守等</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,196</td><td>クラウドサーバ使用料等</td></tr> </table>	区分	予算額	備考	委託料	491,205	流域下水道指定管理料	修繕費	8,000	緊急修繕費	区分	予算額	備考	修繕費	2,000	緊急修繕費	区分	予算額	備考	修繕費	7,000	管路施設補修工事等	区分	予算額	備考	人件費	17,296	職員2名分	委託料	1,386	会計システム保守等	使用料	1,196	クラウドサーバ使用料等
	区分	予算額	備考																																			
	委託料	491,205	流域下水道指定管理料																																			
	修繕費	8,000	緊急修繕費																																			
	区分	予算額	備考																																			
	修繕費	2,000	緊急修繕費																																			
	区分	予算額	備考																																			
	修繕費	7,000	管路施設補修工事等																																			
	区分	予算額	備考																																			
	人件費	17,296	職員2名分																																			
	委託料	1,386	会計システム保守等																																			
	使用料	1,196	クラウドサーバ使用料等																																			
	(項)営業費用	1,226,493	1,239,650	△ 13,157																																		
(目)処理場費	499,504	504,167	△ 4,663																																			
(目)ポンプ場費	2,000	2,000	0																																			
(目)管渠費	8,196	8,196	0																																			
(目)総係費	22,138	19,316	2,822																																			
(目)減価償却費	674,000	687,049	△ 13,049																																			
(目)資産減耗費	20,655	18,922	1,733																																			
(項)営業外費用	17,534	19,132	△ 1,598																																			
(目)支払利息	17,534	19,132	△ 1,598																																			
(目)雑支出	0	0	0																																			
(目)消費税及び地方消費税	0	0	0																																			
差 引	66,768	81,281	△ 14,513																																			

(単位:千円)

区 分	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明																
資 本 的 収 入	(款)資本的収入	603,253	618,965	△ 15,712																
	(項)企業債	104,000	147,000	△ 43,000																
	(目)企業債	104,000	147,000	△ 43,000	建設改良事業															
	(項)国庫補助金	361,050	305,500	55,550																
	(目)国庫補助金	361,050	305,500	55,550	建設改良事業															
	(項)建設事業費負担金	116,175	151,182	△ 35,007																
	(目)建設事業費負担金	116,175	151,182	△ 35,007	建設改良事業															
	(項)他会計負担金	12,175	5,744	6,431																
	(目)他会計負担金	12,175	5,744	6,431	建設改良事業															
	(項)他会計補助金	9,853	9,539	314																
(目)他会計補助金	9,853	9,539	314	交付税措置相当分																
収 入 ・ 支 出	(款)資本的支出	833,554	846,663	△ 13,109																
	(項)建設改良費	594,079	607,276	△ 13,197																
	(目)処理場建設改良費	493,100	289,628	203,472	経費の主なもの															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">委託料</td> <td>15,000</td> <td>水処理設備改築設計</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>耐水化設計業務</td> </tr> <tr> <td>8,600</td> <td>雨天時浸入水対策計画策定</td> </tr> <tr> <td>20,000</td> <td>事業計画再検討業務</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>386,100</td> <td>自家発設備改築</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	15,000	水処理設備改築設計	15,000	耐水化設計業務	8,600	雨天時浸入水対策計画策定	20,000	事業計画再検討業務	工事請負費	386,100	自家発設備改築
	区分	予算額	備考																	
	委託料	15,000	水処理設備改築設計																	
		15,000	耐水化設計業務																	
		8,600	雨天時浸入水対策計画策定																	
		20,000	事業計画再検討業務																	
	工事請負費	386,100	自家発設備改築																	
(目)管渠建設改良費	100,300	315,300	△ 215,000																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">委託料</td> <td>5,000</td> <td>積算及び監督補助業務</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>資材価格特別調査</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>95,000</td> <td>管渠更生工事</td> </tr> </tbody> </table>	区分	予算額	備考	委託料	5,000	積算及び監督補助業務	300	資材価格特別調査	工事請負費	95,000	管渠更生工事					
区分	予算額	備考																		
委託料	5,000	積算及び監督補助業務																		
	300	資材価格特別調査																		
工事請負費	95,000	管渠更生工事																		
(目)有形固定資産購入費	679	2,348	△ 1,669																	
(項)企業債償還金	95,475	95,387	88																	
(目)企業債償還金	95,475	95,387	88																	
(項)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0																	
(目)他会計借入金償還金	144,000	144,000	0																	
差 引	△ 230,301	△ 227,698	△ 2,603	補てん財源 消費税資本的収支調整額 4,577 過年度分損益勘定留保資金 171,130 当年度分損益勘定留保資金 54,594																

4 その他

天神川流域下水道指定管理料(令和6～10年度、債務負担行為) 2,190,604千円

※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。

【参考】次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方

- ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。
- ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。
- ・光熱費は、物価上昇が著しい現状(例:電気+70%、都市ガス+132%)にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。(公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定)

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	62,191
減価償却費	674,000
固定資産除却損	20,655
引当金の増減額 (△は減少)	84
長期前受金戻入額	△ 572,541
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息及び企業債取扱諸費	17,534
未収金の増減額 (△は増加)	△ 89,219
未払金の増減額 (△は減少)	392,598
未払費用の増減額 (△は減少)	0
前払金の増減額 (△は増加)	0
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	505,299
利息及び配当金の受取額	3
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 17,534
業務活動によるキャッシュ・フロー	487,768
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 904,584
国庫補助金等による収入	510,484
建設事業費負担金による収入	196,743
一般会計からの繰入金による収入	20,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 177,332
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	203,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 95,475
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△ 144,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 36,475
資金増加額 (又は減少額)	273,961
資金期首残高	618,963
資金期末残高	892,924

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費			法定福利費	合 計	
		特別職 (人)	一般職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	損益勘定支弁職員		2	8,410	6,194	14,604	2,692	17,296	
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2	8,410	6,194	14,604	2,692	17,296	
前 年 度	損益勘定支弁職員		2	7,596	5,298	12,894	2,546	15,440	
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2	7,596	5,298	12,894	2,546	15,440	
比 較	損益勘定支弁職員		0	814	896	1,710	146	1,856	
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0	814	896	1,710	146	1,856	
手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本 年 度	480	2,169	1,860	1,119	77	0	9	0
	前 年 度	212	1,688	1,662	1,066	210	152	0	160
	比 較	268	481	198	53	△ 133	△ 152	9	△ 160
	区 分	管理職員 特別勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本 年 度	0	0	480	0				
	前 年 度	2	14	132	0				
比 較	△ 2	△ 14	348	0					

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	814	1 昇給に伴う 増加分	91	(1) 本年度昇給発令に係る 所要額	91 平均昇給率 1.09% (昇給期) (人数) 4月 2人
		2 その他の 増減分	723	(1) 新陳代謝等に係る増減分	723
職 員 手 当	896	1 その他の 増減分	896	(1) 新陳代謝等に係る増減分	896

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	318,600
	平均給与月額(円)	405,923
	平均年齢(歳)	41.00
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	382,400
	平均給与月額(円)	381,329
	平均年齢(歳)	43.00

(2) 初任給

区 分	行政職 (円)	
高等学校卒	158,900	
大学卒	191,700	
一般会計の制度	高等学校卒	158,900
	大学卒	191,700

(3) 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年1月1日現在	1級		
	2級	1	50.0
	3級		
	4級	1	50.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
計	2	100.0	
令和4年1月1日現在	1級		
	2級	1	50.0
	3級		
	4級		
	5級	1	50.0
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
計	2	100.0	

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。))及び課(課に相当するものを含む。)をいう。)の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

(4) 昇給

区 分		行 政 職	
本年度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
前年度	職 員 数 (A) (人)	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	2
		5号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.050	2.050	4.100	有	
前 年 度	1.975	2.125	4.100	有	
一般会計の制度	2.050	2.050	4.100	有	

(6) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支給率等	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。
一般会計の制度 (支給率等)	24.5869	33.2708	47.7090	47.7090	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	-
住 居 手 当	同 じ	-
通 勤 手 当	同 じ	-

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	負担金	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度 天神浄化センター管理棟 受変電設備改築	508,000			令和6年度	508,000	254,000	127,000	127,000	
令和5年度 天神川流域下水道指定 管理料	2,190,604			令和6年度から 令和10年度まで	2,190,604			2,190,604	

令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,481,116
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		864,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	314,641	1,682,425	固定負債合計		2,346,001
ハ 構築物	8,909,709		4 流動負債		
減価償却累計額	1,564,160	7,345,549	(1) 企業債		95,475
ニ 機械及び装置	3,717,444		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	803,720	2,913,724	(3) 未払金		579,651
ホ 車両及び運搬具	100		(4) 引当金		993
減価償却累計額	0	100	流動負債合計		820,119
ヘ 工具、器具及び備品	33,521		5 繰延収益		
減価償却累計額	15,752	17,769	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		212,947	イ 国庫補助金	9,201,276	
有形固定資産合計		13,162,110	収益化累計額	1,729,834	7,471,442
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,762,415	
イ ソフトウェア		1,960	収益化累計額	475,220	2,287,195
無形固定資産合計		1,960	ハ 他会計負担金	28,054	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	1,752	26,302
イ 出資金		1,500	ニ 他会計補助金	31,741	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	26,494	5,247
固定資産合計		13,165,570	繰延収益合計		9,790,186
2 流動資産			負債合計		12,956,306
(1) 現金預金		892,924	資本の部		
(2) 未収金		114,262	6 資本金		61,932
流動資産合計		1,007,186	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		357,088
			利益剰余金合計		357,088
			剰余金合計		1,154,518
			資本合計		1,216,450
資産合計		14,172,756	負債資本合計		14,172,756

令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業予定損益計算書(前年度分)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 管理事業費負担金	627,782		
(2) 建設事業費負担金	0	627,782	
2 営業費用			
(1) 処理場費	464,295		
(2) ポンプ場費	1,818		
(3) 管渠費	7,451		
(4) 総係費	19,865		
(5) 減価償却費	687,049		
(6) 資産減耗費	0	1,180,478	
営業損失			△ 552,696
3 営業外収益			
(1) 受取利息	3		
(2) 他会計負担金	0		
(3) 他会計補助金	14,535		
(4) 資本費繰入収益	52,028		
(5) 長期前受金戻入	576,947		
(6) 雑収益	2,838	646,351	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	18,939		
(2) 雑支出	0	18,939	627,412
經常利益			74,716
5 特別利益			
(1) その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	0	0	0
当年度純利益			74,716
前年度繰越剰余金			220,181
その他の未処分利益			0
剰余金変動額			
当年度未処分利益			294,897
剰余金			

令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(前年度分)

(令和5年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
(1) 有形固定資産			(1) 企業債		1,373,591
イ 土地		989,596	(2) 他会計借入金		1,008,835
ロ 建物	1,997,066		(3) 預り金		50
減価償却累計額	235,981	1,761,085	固定負債合計		2,382,476
ハ 構築物	8,690,045		4 流動負債		
減価償却累計額	1,167,075	7,522,970	(1) 企業債		95,475
二 機械及び装置	3,018,651		(2) 他会計借入金		144,000
減価償却累計額	611,895	2,406,756	(3) 未払金		187,053
ホ 車両及び運搬具	100		(4) 引当金		909
減価償却累計額	0	100	流動負債合計		427,437
ヘ 工具、器具及び備品	32,904		繰延収益		
減価償却累計額	11,282	21,622	(1) 長期前受金		
ト 建設仮勘定		248,092	イ 国庫補助金	8,701,439	
有形固定資産合計		12,950,221	収益化累計額	1,289,348	7,412,091
(2) 無形固定資産			ロ 建設事業費負担金	2,568,843	
イ ソフトウェア		3,920	収益化累計額	365,474	2,203,369
無形固定資産合計		3,920	ハ 他会計負担金	17,007	
(3) 投資その他の資産			収益化累計額	891	16,116
イ 出資金		1,500	二 他会計補助金	22,784	
投資その他の資産合計		1,500	収益化累計額	18,885	3,899
固定資産合計		12,955,641	繰延収益合計		9,635,475
2 流動資産			負債合計		12,445,388
(1) 現金預金		618,963	資本の部		
(2) 未収金		25,043	6 資本金		61,932
流動資産合計		644,006	7 剰余金		
			(1) 資本剰余金		
			イ 国庫補助金		575,941
			ロ 建設事業費負担金		192,165
			ハ 受贈財産評価額		29,324
			資本剰余金合計		797,430
			(2) 利益剰余金		
			イ 当年度未処分利益剰余金		294,897
			利益剰余金合計		294,897
			剰余金合計		1,092,327
			資本合計		1,154,259
資産合計		13,599,647	負債資本合計		13,599,647

注記

I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～21年

(2) 無形固定資産

- ・ 減価償却の方法

定額法

- ・ 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は一般会計で負担するため、計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

条例名等	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 ドメスティックバイオレンス(以下「DV」と表記する。)の被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、優先入居の対象となる者に婦人相談所等からDVの被害者の保護に関する証明書の発行を受けた者等を追加する等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として、婦人相談所等からDVの被害者の保護に関する証明書等の発行を受けた者を加える。 (2) 老朽化等に伴い、西郷団地(鳥取市河原町中井)及び三明寺団地(倉吉市巖城)を廃止する。 (3) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【参考】 (1) 改正の背景(DVに係る優先入居対象者の拡大) コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDVの相談件数が増加し、更なる深刻化が懸念されたことから、令和4年1月に国土交通省が公営住宅のDV被害者に係る優先入居の取扱いを改正し、従来の対象者に加え、<u>婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等の行政機関及びDV被害者支援を行う民間団体が保護を行った者(来所相談を受けた者も含む。)</u>が追加された。(各機関で発行される保護に関する証明書が必要。)</p> <p>(2) 改正後のDV関連優先入居対象者 ※今回追加部分 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)に基づき暴力の相手に対し裁判所による保護命令が発せられた者(DV防止法第10条第1項から第4項) イ DV防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターによる一時保護を受けた者(DV防止法第3条第3項第3号) ウ DVを理由に婦人保護施設又は母子生活支援施設に入所した者 エ <u>婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のDVを受けた者の支援を行う機関又はDV防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からDVの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</u></p> <p>(3) 他の優先入居対象者 ア 子育て世帯(義務教育期間が終了するまでの児童と同居する世帯) イ 妊娠中世帯(妊婦の単身者世帯又は同居者に妊婦がいる世帯) ウ 母子・父子世帯(20歳未満の子を扶養している配偶者のない世帯) エ 低所得者世帯(所得が月額1万円以下の世帯) オ 多子・多人数世帯(18歳未満の児童が3人以上の世帯又は世帯員が5人以上の世帯) カ 高齢者(60歳以上の単身者世帯。又は60歳以上で同居者が配偶者若しくは18歳未満の児童若しくは障がい者の世帯) キ 障がい者(同居者に障がい者がいる場合を含む) ・身体障がい者の程度が1級から4級程度と判定された方 ・精神障がい者の程度が1級から3級程度と判定された方 ・知的障がい者の程度が上記精神障がい者の障がいの程度と同程度と判定された方 ・戦傷病者手帳特別項症から第6項症まで又は第1款症の交付を受けている方 ケ ハンセン病療養所入所者等世帯 コ 中国残留邦人等 サ 引揚者世帯 シ 北朝鮮当局によって拉致された帰国被害者等 ス 犯罪被害者等</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（<u>以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。</u>）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第5項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者</u></p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上灘団地</td> <td>倉吉市上灘町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">名称</th> <th style="width: 30%;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	略		上灘団地	倉吉市上灘町	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第	鳥取市	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(12)～(14) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宇倍野第2団地</td> <td>鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">西郷団地</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市河原町中井</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上灘団地</td> <td>倉吉市上灘町</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">三明寺団地</td> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市巖城</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">名称</th> <th style="width: 30%;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第</td> <td>鳥取市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	西郷団地	鳥取市河原町中井	略		上灘団地	倉吉市上灘町	三明寺団地	倉吉市巖城	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第	鳥取市
名称	位置																																				
略																																					
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生																																				
略																																					
上灘団地	倉吉市上灘町																																				
略																																					
名称	管理を行わせる者																																				
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第	鳥取市																																				
名称	位置																																				
略																																					
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生																																				
西郷団地	鳥取市河原町中井																																				
略																																					
上灘団地	倉吉市上灘町																																				
三明寺団地	倉吉市巖城																																				
略																																					
名称	管理を行わせる者																																				
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第	鳥取市																																				

1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2 団地 宝木団地		1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宇倍野第2 団地_ <u>西郷団地</u> 宝木団地	
略		略	
北野団地 小鴨団地 東和 田団地 高城第1 団地	倉吉市	<u>三明寺団地</u> 北野団地 小 鴨団地 東和田団地 高城 第1 団地	倉吉市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 建築基準法の一部が改正され、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等で交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁が認めたものについては、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされたこと等に伴い、認定等に係る手数料の新設を行う。</p> <p>2 概 要 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（国土交通省令で定める給湯設備等を設置するもの）で、交通安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定</td> <td>1件につき</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域等内において、太陽光など再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めてする許可</td> <td>1件につき</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、令和5年4月1日とする。</p> <p>【参考】建築基準法の改正概要 カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、省エネ設備等の設置により建築基準法の容積率、高さの限度を超えることが出来る場合の許認可制度が新設された。</p> <p>1 建築物の容積率の緩和 ・容積率の限度が定められている地域において、機械室等の床面積が著しく大きい建築物では、その限度を超えて建築できるよう、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可する特例制度が従前から設けられている。近年、全国的に共同住宅等において活用実績が増えたことから、国土交通省令で定める給湯設備等の省エネ設備の設置については建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁が認定することで建築できるよう手続きが合理化された。</p> <p>2 建築物の高さの緩和 ・建築物の高さの最高限度が定められている地域では、屋根の厚さが増加する断熱化、省エネ設備等を屋上に設置する省エネ改修を行う場合、高さ制限に抵触する可能性がある。建築物の省エネ改修等を円滑に進めるため、省令に定める省エネ工事等について、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、高さの最高限度を超える建築を許可することができる制度が新たに設けられた。</p> <p>建築物の最高限度を定められている地域</p> <table border="1"> <tr> <td>第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域</td> <td>10m 又は 12m</td> </tr> </table> <p>3 法の施行日 令和5年4月1日</p>	事務の区分	単位	金額	建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（国土交通省令で定める給湯設備等を設置するもの）で、交通安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円	第一種低層住居専用地域等内において、太陽光など再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めてする許可	1件につき	160,000円	第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域	10m 又は 12m
事務の区分	単位	金額										
建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（国土交通省令で定める給湯設備等を設置するもの）で、交通安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円										
第一種低層住居専用地域等内において、太陽光など再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めてする許可	1件につき	160,000円										
第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域	10m 又は 12m											

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	14 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
14の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円	略	
略		略	
19 法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく許可	1件につき 160,000円	19 法第55条第3項各号の規定に基づく許可	1件につき 160,000円
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 大規模店舗の設置について、より適切に立地誘導を図るため道路交通の状況に係る要件を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 大規模店舗の設置に係る要件のうち、その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況に係る要件において定める集客時飽和度について、その基準値を見直す。 (2) 大規模店舗の設置届に関する規定中引用する農地法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、(1)に関する規定は公布日とし、(2)に関する規定は令和5年4月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 集客時飽和度の基準値見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 集客時飽和度は、交通に及ぼす事前影響評価（交通アセスメント）に基づく交差点の混雑状況を示す指標（※）であり、条例では、上限値を定めて大規模店舗の設置による周辺交差点への影響を審査している。 ※「予想交通量」を「飽和交通量（渋滞が発生せずに通行できる交通量）」で除した値で定めたもので、1.0を超えると交差点に渋滞が発生する。 当該上限値は、一般社団法人交通工学研究会の手引書である「平面交差の計画と設計基礎編」に定められている交差点の需要率を参考に設定しているが、同手引書の数値が0.9（一律）から、交差点ごとの通行可能時間を反映した計算式による数値に改められたことにより、より実態に即した上限値の設定（※）が可能となった。 ※矢印表示や歩行者専用表示がある交差点では集客時飽和度の上限値が低くなる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.9（一律）</td> <td> $(C-L) / C$ C: サイクル長（信号の表示が一巡する時間） L: 損失時間（実質的に車が通行できない黄色、全方向が赤信号の時間） </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 農地法の改正 施行日は、令和5年4月1日。</p>	改正前	改正案	0.9（一律）	$(C-L) / C$ C: サイクル長（信号の表示が一巡する時間） L: 損失時間（実質的に車が通行できない黄色、全方向が赤信号の時間）
改正前	改正案				
0.9（一律）	$(C-L) / C$ C: サイクル長（信号の表示が一巡する時間） L: 損失時間（実質的に車が通行できない黄色、全方向が赤信号の時間）				

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(設置届)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>別表第1（第3条、第8条関係）</p>		<p>(設置届)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならぬときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>別表第1（第3条、第8条関係）</p>	
<p>総床面積が10,000平方メートルを超える規模</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が、<u>サイクル長（当該主要交差点において信号表示が一巡する時間をいう。）から損失時間</u></p>	<p>総床面積が10,000平方メートルを超える規模</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの（以下「主要交差点」という。）がある場合にあっては、その集客時飽和度（大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）が<u>平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</u></p>

	(サイクル長のうち実質的に通行できない時間をいう。)を減じた時間をサイクル長で除して得た値(以下「集客時飽和度上限値」という。)未満であること。		
総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が、 <u>集客時飽和度上限値未満</u> であること。	総床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに <u>0.9を</u> 超えないこと。
総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が、 <u>集客時飽和度上限値未満</u> であること。	総床面積が1,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の規模	1・2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 主要交差点がある場合にあっては、その集客時飽和度が平日及び休日ともに <u>0.9を</u> 超えないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第4項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県大規模店舗立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模店舗の設置については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例																																							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (以下「エコまち法規則」という。)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (以下「建築物省エネ法省令」という。)の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画に関し、建築物全体を単位として認定する場合に加え、建築物のうち住宅部分又は非住宅部分を単位として認定する場合の手数料について定める。 (2) 次のとおり新たに簡易評価法※による場合の手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">ア 簡易評価法による低炭素建築物新築等計画の認定</td> </tr> <tr> <td>(ア)住宅の用に供する部分</td> <td>戸数の区分に応じて</td> <td>1件につき 16,000円～305,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ)共同住宅の共用部分</td> <td>床面積の区分に応じて</td> <td>1件につき 44,000円～291,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">イ 簡易評価法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</td> </tr> <tr> <td>(ア)一戸建ての住宅</td> <td>床面積の合計の区分に応じて</td> <td>1件につき 16,000円～17,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ)一戸建ての住宅以外の住宅の用に供する部分</td> <td>床面積の合計の区分に応じて</td> <td>1件につき 30,000円～143,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 省エネ計算によらず各部の仕様から基準への適否を判断する簡易な評価方法</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について定めた規定中引用する「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下「建築物省エネ法」という。)」の名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、(1)及び(2)に関する規定は公布日とし、(3)に関する規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日※とする。 ※ 法の公布日 (令和4年6月17日) から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>【参考】</p> <p>1 法令等改正の概要 (1) エコまち法規則改正 (令和4年10月施行) により、共同住宅等の1住戸単位での認定が廃止、複合建築物は住宅部分のみ、非住宅部分のみの認定が追加された。 (2) 建築物省エネ法省令改正 (令和4年11月施行) により、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画における住宅の省エネルギー性能の評価方法に簡易評価法が追加された。 (3) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築物省エネ法の名称が改められた。</p> <p>2 建築物の省エネ性能認定に係る法制度の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>都市の低炭素化の促進に関する法律</th> <th>建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法の目的</td> <td>都市部の低炭素化、都市機能の効率化</td> <td>建築物の省エネルギー性能の向上</td> </tr> <tr> <td>認定名称</td> <td>低炭素建築物新築等計画の認定</td> <td>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</td> </tr> <tr> <td>認定要件</td> <td>・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合 ・再エネ利用設備の設置等</td> <td>・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合</td> </tr> <tr> <td>認定区域</td> <td>市街化区域 (4市及び日吉津村の一部)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td>認定の優遇措置</td> <td>・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・住宅ローン減税最大控除額の引上げ、登録免許税引下げ ・容積率の緩和</td> <td>・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・容積率の緩和</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	ア 簡易評価法による低炭素建築物新築等計画の認定			(ア)住宅の用に供する部分	戸数の区分に応じて	1件につき 16,000円～305,000円	(イ)共同住宅の共用部分	床面積の区分に応じて	1件につき 44,000円～291,000円	イ 簡易評価法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定			(ア)一戸建ての住宅	床面積の合計の区分に応じて	1件につき 16,000円～17,000円	(イ)一戸建ての住宅以外の住宅の用に供する部分	床面積の合計の区分に応じて	1件につき 30,000円～143,000円	区分	都市の低炭素化の促進に関する法律	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律	法の目的	都市部の低炭素化、都市機能の効率化	建築物の省エネルギー性能の向上	認定名称	低炭素建築物新築等計画の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	認定要件	・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合 ・再エネ利用設備の設置等	・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合	認定区域	市街化区域 (4市及び日吉津村の一部)	県内全域	認定の優遇措置	・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・住宅ローン減税最大控除額の引上げ、登録免許税引下げ ・容積率の緩和	・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・容積率の緩和
区 分	単 位	金 額																																						
ア 簡易評価法による低炭素建築物新築等計画の認定																																								
(ア)住宅の用に供する部分	戸数の区分に応じて	1件につき 16,000円～305,000円																																						
(イ)共同住宅の共用部分	床面積の区分に応じて	1件につき 44,000円～291,000円																																						
イ 簡易評価法による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定																																								
(ア)一戸建ての住宅	床面積の合計の区分に応じて	1件につき 16,000円～17,000円																																						
(イ)一戸建ての住宅以外の住宅の用に供する部分	床面積の合計の区分に応じて	1件につき 30,000円～143,000円																																						
区分	都市の低炭素化の促進に関する法律	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律																																						
法の目的	都市部の低炭素化、都市機能の効率化	建築物の省エネルギー性能の向上																																						
認定名称	低炭素建築物新築等計画の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定																																						
認定要件	・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合 ・再エネ利用設備の設置等	・省エネ誘導基準(ZEH・ZEB水準)に適合																																						
認定区域	市街化区域 (4市及び日吉津村の一部)	県内全域																																						
認定の優遇措置	・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・住宅ローン減税最大控除額の引上げ、登録免許税引下げ ・容積率の緩和	・こどもエコ住まい支援事業の補助要件 ・容積率の緩和																																						

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>				<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を<u>全て</u>有する建築物<u>全体</u>に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。） 次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>			
区分	金額			区分	金額		
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合		低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合		適合証の添付がある場合

	「適合証」という。)の添付がない場合(簡易な評価方法として知事が定めるものによって認定する場合(以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。)を除く。)					
1戸	1件につき 32,000円	1件につき 16,000円	1件につき 4,000円	1戸	1件につき32,000円	1件につき 4,000円
2戸以上5戸以下	1件につき 64,000円	1件につき 31,000円	1件につき 9,000円	2戸以上5戸以下	1件につき64,000円	1件につき 9,000円
6戸以上10戸以下	1件につき 91,000円	1件につき 44,000円	1件につき 16,000円	6戸以上10戸以下	1件につき91,000円	1件につき 16,000円
11戸以上25戸以下	1件につき 128,000円	1件につき 65,000円	1件につき 27,000円	11戸以上25戸以下	1件につき128,000円	1件につき 27,000円
26戸以上50戸以下	1件につき 184,000円	1件につき 97,000円	1件につき 43,000円	26戸以上50戸以下	1件につき184,000円	1件につき 43,000円
51戸以上100戸以下	1件につき 262,000円	1件につき 146,000円	1件につき 76,000円	51戸以上100戸以下	1件につき262,000円	1件につき 76,000円
101戸以上200戸以下	1件につき	1件につき	1件につき	101戸以上200戸以下	1件につき357,000円	1件につき

	357,000円	209,000円	122,000円
201戸以上300戸以下	1 件 に つ き 467,000円	1 件 に つ き 269,000円	1 件 に つ き 153,000円
301戸以上	1 件 に つ き 548,000円	1 件 に つ き 305,000円	1 件 に つ き 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合 (簡易評価法の場合を除く。)	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件 に つ き 101,000円	1 件 に つ き 44,000円	1 件 に つ き 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件 に つ き 169,000円	1 件 に つ き 78,000円	1 件 に つ き 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件 に つ き 262,000円	1 件 に つ き 144,000円	1 件 に つ き 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件 に つ き 336,000円	1 件 に つ き 198,000円	1 件 に つ き 120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件 に つ き 403,000円	1 件 に つ き 243,000円	1 件 に つ き 153,000円
25,000平方メ	1 件 に	1 件 に	1 件 に

		122,000円
201戸以上300戸以下	1 件 につき 467,000円	1 件 につき 153,000円
301戸以上	1 件 につき 548,000円	1 件 につき 163,000円

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、0円)

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件 につき 101,000円	1 件 につき 9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件 につき 169,000円	1 件 につき 27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件 につき 262,000円	1 件 につき 76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件 につき 336,000円	1 件 につき 120,000円
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件 につき 403,000円	1 件 につき 153,000円
25,000平方メ	1 件 につき 469,000円	1 件 に

一ト超	つ き 469,000円	つ き 291,000円	つ き 190,000円
-----	-----------------	-----------------	-----------------

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の添付がない場合 (簡易評価法の場合を除く。)	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき 224,000円	1 件につき 82,000円	1 件につき 9,000円
300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下	1 件につき 358,000円	1 件につき 139,000円	1 件につき 27,000円
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下	1 件につき 509,000円	1 件につき 224,000円	1 件につき 76,000円
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下	1 件につき 623,000円	1 件につき 292,000円	1 件につき 120,000円
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下	1 件につき 737,000円	1 件につき 352,000円	1 件につき 153,000円

一ト超		つ き 190,000円
-----	--	-----------------

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円 (簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合 (以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。)は、82,000円)	1 件につき 9,000円
300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下	1 件につき358,000円 (簡易評価法の場合 は、139,000円)	1 件につき 27,000円
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下	1 件につき509,000円 (簡易評価法の場合 は、224,000円)	1 件につき 76,000円
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下	1 件につき623,000円 (簡易評価法の場合 は、292,000円)	1 件につき 120,000円
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下	1 件につき737,000円 (簡易評価法の場合 は、352,000円)	1 件につき 153,000円

25,000平方メートル超	1 件につき 841,000円	1 件につき 413,000円	1 件につき 190,000円	25,000平方メートル超	1 件につき841,000円 (簡易評価法の場合は、413,000円)	1 件につき 190,000円														
<p>イ～エ 略</p> <p>(315の6) 略</p> <p>(315の7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>				<p>イ～エ 略</p> <p>(315の6) 略</p> <p>(315の7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)</p> <p>ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="175 1377 363 1422">区分</th> <th colspan="3" data-bbox="363 1377 794 1422">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1422 507 2033">建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合</td> <td data-bbox="507 1422 651 2033">簡易評価法の場合</td> <td colspan="2" data-bbox="651 1422 794 2033">適合証の添付がある場合</td> </tr> </tbody> </table>				区分	金額			建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1377 986 1422">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="986 1377 1417 1422">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="986 1422 1262 2033">建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合</td> <td colspan="2" data-bbox="1262 1422 1417 2033">適合証の添付がある場合</td> </tr> </tbody> </table>			区分	金額		建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合	
区分	金額																			
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合																		
区分	金額																			
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合	適合証の添付がある場合																			

	証」とい う。)の添 付がない 場合					
1 一戸建て の住宅				1 一戸建て の住宅		
(1) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満	1 件 に つ き 31,000円	1 件 に つ き 16,000円	1 件 に つ き 4,000円	(1) 床面 積の合計 が200平 方メート ル未満	1 件につき31,000円	1 件 に つ き 4,000円
(2) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以上	1 件 に つ き 35,000円	1 件 に つ き 17,000円	1 件 に つ き 4,000円	(2) 床面 積の合計 が200平 方メート ル以上	1 件につき35,000円	1 件 に つ き 4,000円
2 一戸建て の住宅以外 の住宅（共 用部分の性 能を建築物 省エネ法第 35条第1項 第1号の基 準への適合 性の判定に 用いない場 合にあつて は、共用部 分を除く。）				2 一戸建て の住宅以外 の住宅（共 用部分の性 能を建築物 省エネ法第 35条第1項 第1号の基 準への適合 性の判定に 用いない場 合にあつて は、共用部 分を除く。）		
(1) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満	1 件 に つ き 63,000円	1 件 に つ き 30,000円	1 件 に つ き 9,000円	(1) 床面 積の合計 が300平 方メート ル未満	1 件につき63,000円	1 件 に つ き 9,000円
(2) 床面 積の合計 が300平 方メート ル以上、 2,000平 方メート ル未満	1 件 に つ き 105,000円	1 件 に つ き 52,000円	1 件 に つ き 18,000円	(2) 床面 積の合計 が300平 方メート ル以上、 2,000平 方メート ル未満	1 件につき105,000円	1 件 に つ き 18,000円
(3) 床面	1 件 に	1 件 に	1 件 に	(3) 床面	1 件につき180,000円	1 件 に

積の合計 が2,000 平方メー トル以 上、 5,000平 方メー トル未 満	つ き 180,000円	つ き 94,000円	つ き 41,000円
(4) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上	1 件 に つ き 257,000円	1 件 に つ き 143,000円	1 件 に つ き 74,000円

積の合計 が2,000 平方メー トル以 上、 5,000平 方メー トル未 満		つ き 41,000円
(4) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トル以上	1 件 につき 257,000円	1 件 に つ き 74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証の 添付がない 場合	簡易評価 法の場合	適合証の 添付があ る場合
1 300平方 メートル未 満	1 件 に つ き 208,000円	1 件 に つ き 80,000円	1 件 に つ き 9,000円
2 300平方 メートル以 上、 2,000平方 メートル未 満	1 件 に つ き 337,000円	1 件 に つ き 134,000円	1 件 に つ き 25,000円
3 2,000平 方メー トル以 上、 5,000平方 メートル未 満	1 件 に つ き 481,000円	1 件 に つ き 216,000円	1 件 に つ き 74,000円
4 5,000平 方メー トル以 上、 10,000平 方メー トル未 満	1 件 に つ き 592,000円	1 件 に つ き 282,000円	1 件 に つ き 116,000円
5 10,000 平方メー トル以 上、	1 件 に つ き 700,000円	1 件 に つ き 339,000円	1 件 に つ き 147,000円

区分	金額	
	適合証の添付がない場 合	適合証の 添付があ る場合
1 300平方 メートル未 満	1 件 につき 208,000円 (簡易評価法の場合 は、80,000円)	1 件 に つ き 9,000円
2 300平方 メートル以 上、 2,000平方 メー トル未 満	1 件 につき 337,000円 (簡易評価法の場合 は、134,000円)	1 件 に つ き 25,000円
3 2,000平 方メー トル以 上、 5,000平方 メー トル未 満	1 件 につき 481,000円 (簡易評価法の場合 は、216,000円)	1 件 に つ き 74,000円
4 5,000平 方メー トル以 上、 10,000平 方メー トル未 満	1 件 につき 592,000円 (簡易評価法の場合 は、282,000円)	1 件 に つ き 116,000円
5 10,000 平方メー トル以 上、	1 件 につき 700,000円 (簡易評価法の場合 は、339,000円)	1 件 に つ き 147,000円

25,000平方メートル未満				25,000平方メートル未満		
6 25,000平方メートル以上	1件につき799,000円	1件につき398,000円	1件につき184,000円	6 25,000平方メートル以上	1件につき799,000円 (簡易評価法の場合は、398,000円)	1件につき184,000円
イ・ウ 略 (315の10)～(328) 略 2 略				イ・ウ 略 (315の10)～(328) 略 2 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第315号の7の改正規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

条例名等	財産を無償で貸し付けること（米子駅前だんだん広場）について											
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" data-bbox="323 611 1393 795"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地 (土地に附属する立木を含む。)</td> <td>米子市明治町360番 ほか2筆</td> <td>3,047平方 メートル</td> </tr> <tr> <td>工 作 物</td> <td>〃</td> <td>一式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 米子市</p> <p>(3) 貸付期間 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 米子駅周辺の活性化に向けて米子市が進める歩いて楽しいまちづくりの推進のため、同市に対して土地及び工作物を無償で貸し付けようとするものである。</p>			種 類	所 在 地	数 量	土 地 (土地に附属する立木を含む。)	米子市明治町360番 ほか2筆	3,047平方 メートル	工 作 物	〃	一式
種 類	所 在 地	数 量										
土 地 (土地に附属する立木を含む。)	米子市明治町360番 ほか2筆	3,047平方 メートル										
工 作 物	〃	一式										

件名	議会の委任による専決処分の報告について （9）鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和5年1月18日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 （1）対策計画の策定等について定める規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。 （2）省エネルギー型機器の使用について定める規定中引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律の題名を改める。 （3）施行期日は、令和5年4月1日とする（2）に関する事項を除き、公布の日とする。</p>

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、<u>法第21条第8項及び第10項から第14項</u>までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(対策計画の策定等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、<u>法第21条第4項及び第6項から第9項</u>までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 略</p>
<p>(省エネルギー型機器の使用)</p> <p>第17条 電気、ガスその他のエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。</p>	<p>(省エネルギー型機器の使用)</p> <p>第17条 電気、ガスその他のエネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）を消費する機械器具等（以下「電気機器等」という。）を使用する者は、エネルギーの消費量との対比における性能（以下「省エネルギー性能」という。）がより高いものを使用するよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	生活環境部くらしの安心局 消費生活センター	物品 保守	ノートパソコン	5台	米子市両三柳328番地 株式会社ケオーウエイ	1,438,800	令和5年1月20日 ～令和10年2月29日	鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター東部相談室ほか2所属